

川崎市の行財政改革に関する研究会報告
—事務・サービス等の廃止・見直しに向けて—
(案)

平成 27 年 月

川崎市の行財政改革に関する研究会

はじめに

川崎市は、大正 13（1924）年 7 月の市制施行から、京浜工業地帯の中核を担う重工業の発展、昭和 47（1972）年の政令指定都市への移行、公害問題の克服、「川崎らしさ」を基調とする他都市に先駆けた、あるいは、例を見ないサービスの発出、平成 14（2002）年度の財政危機宣言に端を発する 4 次に亘る行財政改革の推進といった、都市としての成熟に向けた発展とこれに伴う課題解決の幾重もの過程を経て、145 万人超の人口を擁する大都市へと発展を遂げた。

折りしも、本研究会立ち上げの平成 26（2014）年度は、市制 90 周年という記念すべき年であるが、研究会開催に先立ち、公表されている川崎市についての各種情報に目を向けるに、政令指定都市においてトップの財政力指数、同じくトップの住民一人当たりの課税対象所得額、最も低い高齢化率、また、我が国をはじめ、多くの地方自治体が既に人口減少局面を迎える中、引き続き見込まれる人口増加など、華々しい数値の羅列に、これまで進めてきた行財政改革の効果も相まって、「これ以上の行財政改革は必要ないのでは」と見間違うほどであった。

しかしながら、研究会での市側から提供される資料に目を通し、議論を重ねる中で、こうした認識は一変した。現状は、経常収支比率の悪化傾向をはじめ、実質的な収支不足を示す減債基金からの新規借入の平成 24（2012）年度・25（2013）年度の 2 か年連続での実施、普通交付税等の減額に伴う平成 26（2014）年度の執行抑制、「中長期の財政収支推計」に見られる収支不足の恒常化に加え、少子高齢化の一層の進展をはじめとする社会情勢の変化への対応など、課題は山積し、極めて厳しい状況にある。

こうした財政状況の悪化については、歳出面における扶助費の増加も大きな要因であるが、歳入面において、市税収入の一定の伸びが期待される中でも、現行地方交付税制度の下、一般財源の増額はほとんど見込むことはできないといったことも要因として挙げられる。また、一般財源に占める市税収入の割合が他都市と比較して高いことに見られるように、市域面積が狭いことなどに起因し、同制度に基づく税の再配分が少ない状況にあり、こうした傾向は、「地方創生」という我が国全体の課題への対応の必要性から、一層顕著になっていくことも想定される。

本研究会では、こうした厳しい状況に活路を見出すべく、これまでの川崎市の行財政改革の経過などを踏まえ、今後、特に強力で推し進めていくべき取組として、平成 26（2014）年度において「事務・サービス等の廃止・見直し」についての議論・検討を重ねたところであり、その内容を、報告書としてとりまとめた。

本書が、持続可能な行財政基盤の構築に向けた取組を通じ、川崎市の進める「最幸のまち かわさき」の実現の一助となることを願う。

平成 27（2015）年 月
川崎市の行財政改革に関する研究会

目次

序章 検討の背景と概要	1
1. 検討の背景.....	1
2. 検討の概要.....	4
第1章 事業見直しの基本方針	5
1. これまでの行財政改革の成果と新たな見直しの必要性.....	5
2. 新たな行財政改革に関する計画の方向性と本研究会の検討テーマ.....	10
3. 事務・サービス等の廃止・見直しの基本的方向性.....	11
第2章 事業分類ごとの見直しの方針	14
1. 市民等を対象とした事務・サービス等の見直しの方針.....	14
2. 内部事務の見直しの方針.....	37
3. 総括.....	40
第3章 今後の課題と検討の方向性	42
1. 事務・サービス等の廃止・見直しの全体方針に係る検討課題.....	42
2. 具体的な見直しの手法や視点に係る検討課題.....	42
資料編	45
1. 「川崎市の行財政改革に関する研究会」の構成・検討経過.....	47
2. 検討対象事務・サービス等の概要.....	48
3. 検討対象事業一覧.....	56

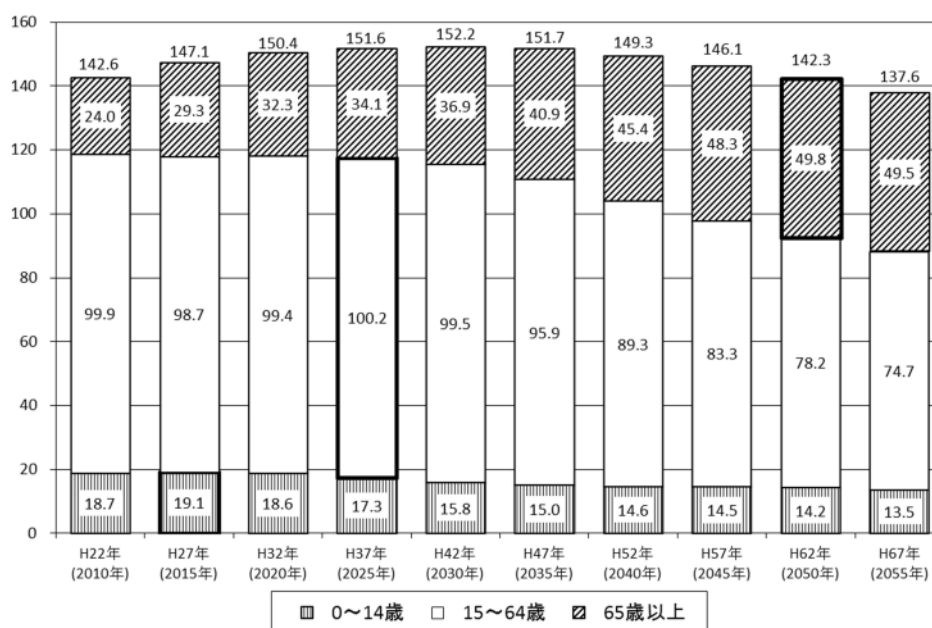
序章 検討の背景と概要

1. 検討の背景

川崎市は、政令指定都市として、一般の基礎的自治体と比較して非常に多くの事務・サービス等が行われている。また、厳しい状況の中、社会情勢の変化により、さらに増加、多様化する市民ニーズへの対応が求められている。

川崎市においては当面は人口増加が見込まれるが、少子高齢化は確実に進展しており、総人口も平成 42(2030)年の約 152.2 万人をピークに減少に転ずることが見込まれている。しかしながら、当面の人口増加局面においても、生産年齢(15～64歳)人口は平成 37(2025)年をピークに減少に転ずると見込まれている。一方で、老年(65歳以上)人口は増加を続け、平成 47(2035)年には 25%を超える状況となる見込みである。

図表 0-1 川崎市の年齢区分別将来人口見通し



出典) 川崎市資料

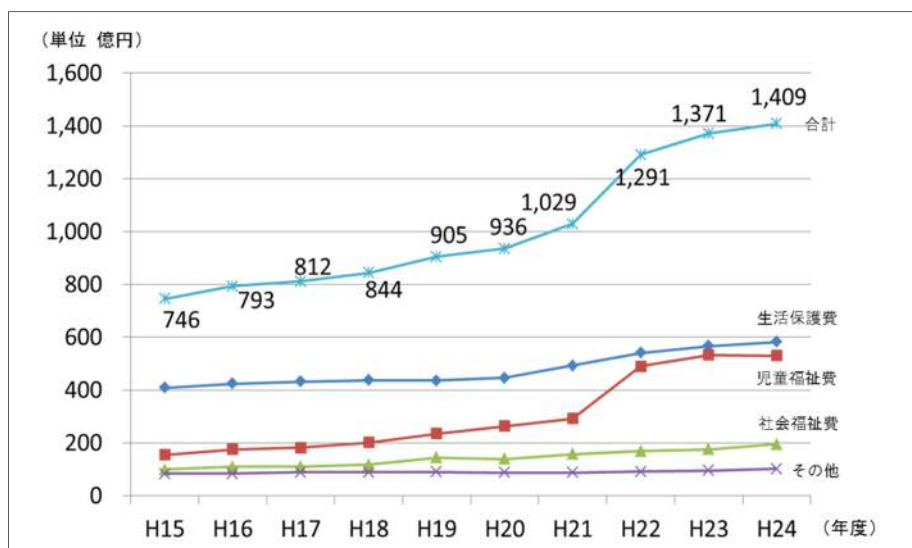
一方、日本経済は政策効果の発現などにより景気が緩やかに回復しているものの、中長期的には生産年齢人口の減少に加えて環境・資源制約などの課題が山積している。こうした厳しい社会経済状況を背景として川崎市の税収は伸び悩んでおり、また現行の地方財政制度では川崎市の一般財源の増額はほとんど見込むことはできない状況にある。このため、少子高齢化の一層の進展による扶助費の増大をはじめとする歳出増により、財政状況が今後悪化していく懸念が高まっている。

図表 0-2 中長期の財政収支推計（一般財源ベース）

(単位:億円)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)	2023 (H35)	2024 (H36)
歳入計 a	3,462	3,393	3,431	3,520	3,542	3,603	3,666	3,706	3,773	3,842	3,883
市税	2,922	2,936	2,958	3,016	3,050	3,105	3,163	3,198	3,259	3,323	3,358
その他	540	457	473	504	492	498	503	508	514	519	525
歳出計 b	3,462	3,587	3,676	3,709	3,760	3,773	3,824	3,849	3,892	3,946	3,976
人件費	808	808	834	827	819	821	823	816	808	804	808
扶助費	565	587	604	622	632	642	652	663	673	684	696
公債費	679	698	702	694	723	703	720	721	731	758	751
投資的経費	136	176	183	171	171	171	171	171	171	171	171
その他経費	1,274	1,318	1,353	1,395	1,415	1,436	1,458	1,478	1,509	1,529	1,550
収支額 c=a-b	0	-194	-245	-189	-218	-170	-158	-143	-119	-104	-93

出典) 川崎市資料

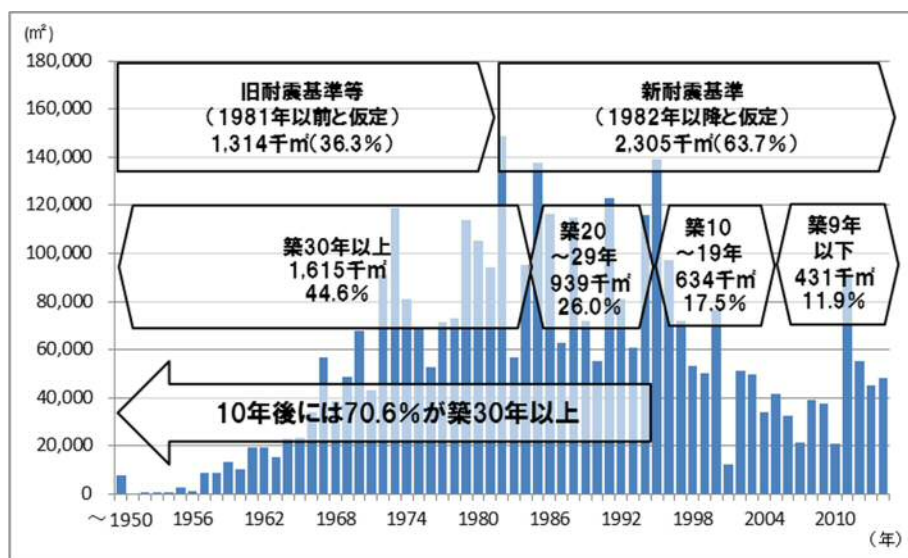
図表 0-3 扶助費の推移（普通会計決算）



出典) 川崎市資料

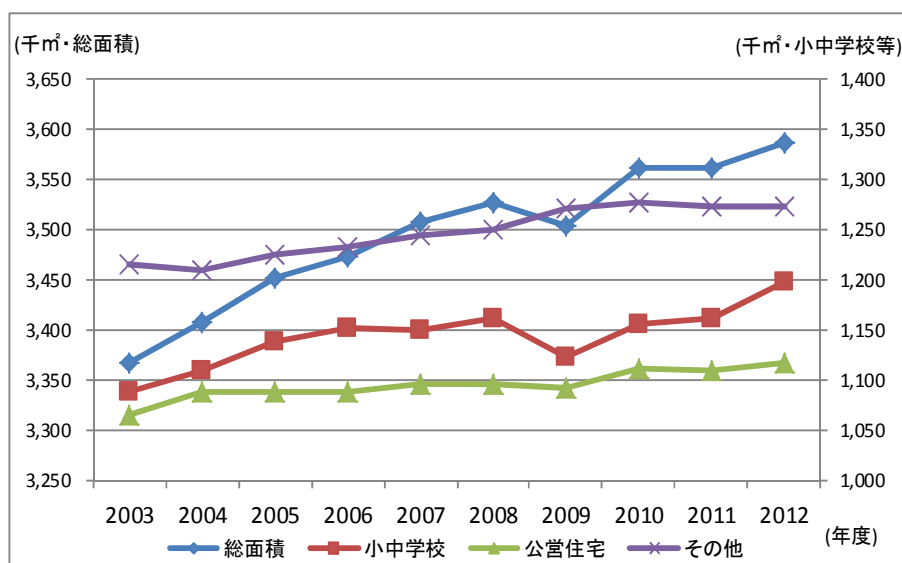
また、高度成長期や政令指定都市への移行期において、都市としての役割の大幅な拡大に伴い集中的に整備された公共施設が多く、今後これらをそのまま保有することを前提とした場合、10年後には全体の約7割が築30年以上となり、今後の老朽化が懸念される。一方で、近年も人口増加に伴う小中学校や市営住宅の建て替えなどにより公共施設の保有規模は増大しており、その老朽化による大規模修繕・更新による財政負担が中長期的に川崎市の財政を強く圧迫する懸念がある。

図表 0-4 公共建築物の建築年別床面積



出典) 川崎市資料

図表 0-5 公共建築物の総床面積の推移



出典) 川崎市資料

今後、こうした川崎市を取り巻く環境変化に機動的に対応するとともに、地域の多岐にわたる課題を解決していくためには、メリハリのある、さらなる行財政改革の取組により持続可能な行財政基盤を構築し、限られた財源や資源を最大限に活用していく必要がある。

こうした背景から、川崎市では現在推進している「川崎市行財政運営に関する改革プログラム」に続く、平成 28(2016)年度からの行財政に関する取組を定める新たな行財政改革に関する計画を策定することとしている。本研究会は、平成 26 (2014)、27 (2015) 年度の2か年にわたり、川崎市の行財政改革の課題と対応の考え方など、この計画の策定のあり方について検討を行うこととしており、本報告書は平成 26 (2014) 年度の検討結果をとりまとめたものである。

2. 検討の概要

本研究会においては、具体的な対象として事務・サービス等の見直しの考え方や新たな改革の手法を取り上げ、検討を行った。検討にあたっては、事業の種類のバランスに留意しつつ、212 の代表的な事務・サービス等をモデルとして抽出し、その実態を調査した。

なお、本研究会においては、事務・サービス等の全体や類型ごとの見直しの考え方を検討しており、検討のモデルとして調査、検討を行った個々の事業の見直しの方向性については議論していない。

第1章 事業見直しの基本方針

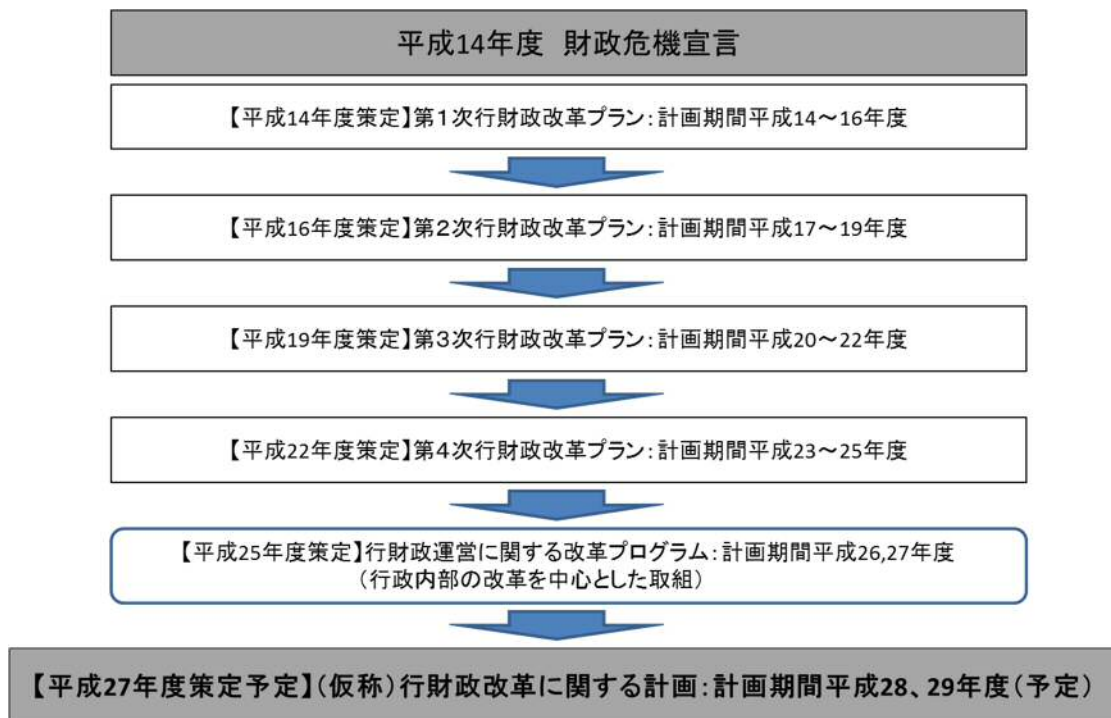
1. これまでの行財政改革の成果と新たな見直しの必要性

(1) これまでの行財政改革の取組の経緯と本研究会報告の位置づけ

川崎市においては、財政再建団体への転落も想定される危機的状況から、平成14(2002)年7月に「財政危機宣言」を行った。併せて同年度に平成14(2002)～16(2004)年度の3か年の取組を位置づけた第1次行財政改革プランを策定した後、第4次までにわたるプランを策定、推進し、平成25(2013)年までの12年間にわたり、行政体制や組織の合理化、職員の削減、市民サービスの見直しなど、不断の行財政改革を推進してきた。

現在は、新たな総合計画策定までの期間を対象として、主に行政内部の改革を中心に位置づけている「行財政改革に関する改革プログラム」に基づいた改革を進めており、平成27(2015)年度に予定されている新たな総合計画の策定に合わせて、持続可能な行財政基盤を構築していくための新たな行財政改革に関する計画を策定することが必要となっている。

図表 1-1 川崎市における行財政改革の取組の経緯



(2) これまでの取組の成果

① これまでの中長期的な取組による主な成果

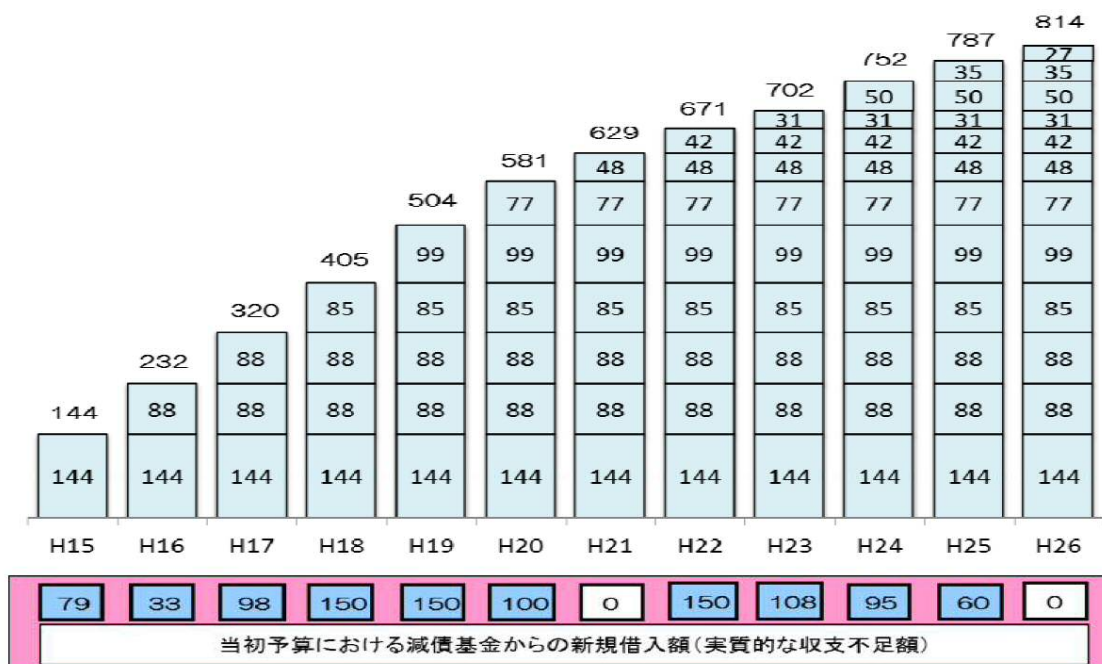
第1次～第4次行財政改革プランに基づく12年間の取組による主な成果は次のとおりである。

1) 財政収支の改善効果

毎年度の改革の取組結果は翌年度の予算に反映しており、12年間の取組により、平成26(2014)年度予算においては、814億円の財政効果を上げている。

また、第1次行財政改革プランからの「平成21(2009)年度に減債基金からの新規借入れを行わずに収支均衡を図る」といった目標の達成後、平成22(2010)～平成25(2013)年度においては、世界的な経済危機による市税収入の大幅な落ち込み等により再度借入れが生じていたが、平成26(2014)年度予算においては、改革の着実な推進や市税収入の伸び等により、第4次行財政改革プランで掲げた「平成26(2014)年度には減債基金からの新規借入れを行うことなく収支均衡を図る」という目標を達成した。

図表1-2 行財政改革プランに基づく改革の効果額(単位:億円)



※第1次～4次改革プランの最終年度の効果を反映している平成17、20、23、26年度分については投資的経費を含む

出典) 川崎市資料

2) 効率的な執行体制の確立と人件費の削減

事業の民営化や指定管理者制度の導入など事業執行手法の見直しを図りながら、平成 26 (2014) 年 4 月までの 12 年間で 3,045 人、18.9%の職員を削減するなど、効率的な執行体制の確立と人件費の縮減に向けた取組を継続して推進し、一般会計の職員給で、266 億円、28.8%を削減している。

図表 1-3 職員数の推移 (単位：人)



出典) 川崎市資料

図表 1-4 一般会計人件費のうち職員給の推移 (単位：億円)



出典) 川崎市資料

②第4次行財政改革プランの実績と今後の検討課題

■第4次行財政改革プランの「ねらい」

直近の総合的な行財政改革プランである第4次行財政改革プランでは、前述のとおり平成21（2009）年度に一旦解消した減債基金からの借入れが再度生じたことを踏まえ、「再び直面する厳しい状況乗り越える」ことを1つのねらいとして位置づけている。

また、将来の高齢化が進展した人口減少社会を見据えた中・長期的にめざす公共サービスシステム改革のポイントとして市民や事業者等の力が発揮できる活力ある地域社会を掲げ、さまざまな世代の市民や町内会・自治会、NPO法人をはじめとした市民活動団体、事業者などが持つ知識や経験を活かし、能力を発揮しながら、活躍する場をつくることにより、「将来の人口減少社会を見据えた公共サービス提供システムへの転換を図る」ことをもう1つのねらいとして位置づけている。

■改革の実現に向けた取組の内容と成果

2つのねらいを踏まえた第4次行財政改革プランの具体的な取組の内容とその結果は、次頁の表のとおり整理される。計画の最終年度である平成25（2013）年度を終え、計画に位置づけられた取組のうち、計画期間内に達成したものが約9割を占めており、第4次行財政改革プランの取組は概ね計画どおり実現されているといえる。

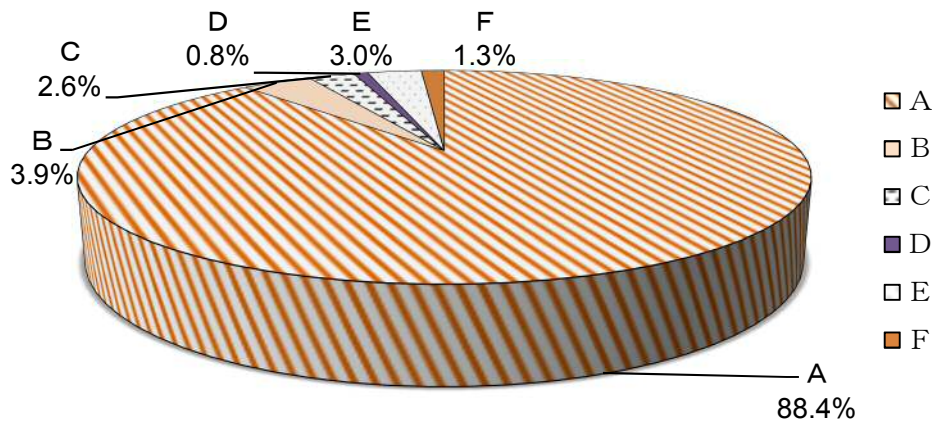
■今後の主要課題

第4次行財政改革プランにおいては、全体の約半数を占める取組項目数に見られるとおり、事務・サービス等の提供方法の変更（委託等）に重点が置かれており、その取組のほとんどが計画どおりに遂行されたことで大きな改革効果が挙げられてきた。新たな行財政改革プランにおいても引き続きこうした取組を推進する一方で、今後の厳しい状況乗り越えていくためには、事務・サービス等の提供方法の変更だけでは不十分であり、廃止・見直しをこれまで以上に強力に推進することが必要と考えられる。

図表 1-5 第4次行財政改革プランの内容

取組の項目	内容
I 効率的・効果的な行政体制の整備（取組 117 件）	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的な職員配置（民間活力の導入、組織規模の適正化等） ・給与制度の見直し ・公営企業の健全化 ・出資法人改革
II 組織力の強化に向けた取組（取組 12 件）	<ul style="list-style-type: none"> ・組織マネジメントの強化 ・職員の能力発揮のための環境づくり ・人材育成
III 市民や事業者等の力が発揮できる活力ある地域社会づくり（取組 31 件）	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や事業者等の力が発揮できる活力ある地域社会づくり ・区役所機能の強化 ・便利で快適な区役所サービスの提供 ・参加と協働によるまちづくり
IV 市民サービスの再構築（取組 23 件）	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の検証に基づく見直し ・多様化する市民ニーズへの対応
V 地方分権改革等に向けた取組（取組 6 件）	<ul style="list-style-type: none"> ・地方分権改革への対応 ・国の制度見直しに向けた提案
VI 将来を見据えた都市基盤施設の整備と活用（取組 44 件）	<ul style="list-style-type: none"> ・民間活力を導入した効率的な施設整備 ・戦略的な資産マネジメント

図表 1-6 第4次行財政改革プランの達成状況



区分	達成度合
A	計画期間内に達成
B	当初計画を変更して取組を進め、変更後の計画を計画期間内に達成
C	計画期間内の達成はできなかったものの、達成時期の見込みは立っている
D	当初計画を変更して取組を進め、計画期間内に達成はできなかったものの、達成時期の見込みは立っている
E	計画期間内の達成ができず、今後も検討を進める
F	当初計画を変更して取組を進めたが、計画期間内の達成ができず、今後も検討を進める

2. 新たな行財政改革に関する計画の方向性と本研究会の検討テーマ

平成 26 (2014) 年 8 月 26 日に公表された『「行財政改革に関する計画」策定方針』に新たな行財政改革に係る計画の策定の方向性が次のとおり示されている。

＜新たな行財政改革に係る計画の策定の方向性（改革の視点と取組項目）＞

(1) 改革の視点

- ア 更なる民間活用の推進
- イ 事務・サービス等の廃止・見直し
- ウ 現場を起点とした改革の推進

(2) 取組項目

- ア 効率的・効果的な行政体制の整備
- イ 行財政基盤の強化
- ウ 民間の力が活きる地域づくりの推進
- エ 市民サービス等の再構築
- オ 資産保有の最適化

上記のとおり、新たな行財政改革の計画においても、第 4 次行財政改革プランと同様に市政全般を対象とした総合的な改革の取組を位置付け推進することとなるが、3つの視点の1つとして「事務・サービス等の廃止・見直し」が示されており、これまでの取組を勘案した今後の課題としても重要性が高いと考えられる。

そこで、本研究会においては、この事務・サービス等の廃止・見直しを主たる対象として考え方を検討し、とりまとめることとした。

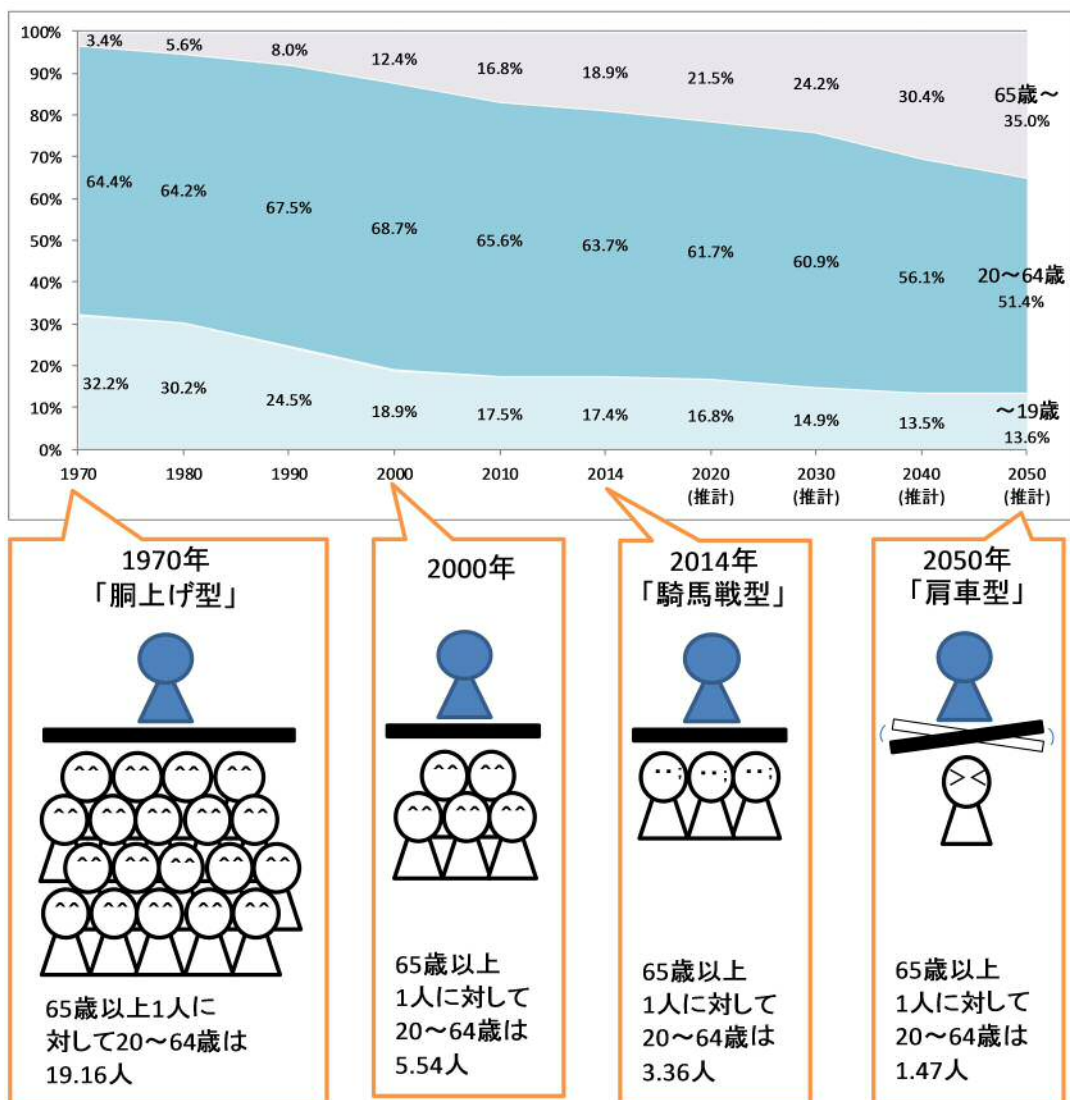
3. 事務・サービス等の廃止・見直しの基本的方向性

(1) 事務・サービス等の廃止・見直しの現状と課題

川崎市の世代構成は、政令指定都市に移行した1970年代から大きく変化しており、移行当時は約19人の現役世代で1人の高齢者を支える「胴上げ型」であったものが、平成12（2000）年度には現役世代5人に対し高齢者1人となり、現在は現役世代約3人で1人を支える「騎馬戦型」となっている。さらには、平成62（2050）年度には現役世代1.47人で高齢者1人を支える「肩車型」になることも想定される。

こうした中、子ども子育て支援の充実や、元気な高齢者はサービスの担い手として可能な限り活躍してもらおう取組が必要であるとともに、人口構造の変化に合わせた市民サービスの体系を不断に見直していく必要がある。

図表 1-7 川崎市の世代構成の変化



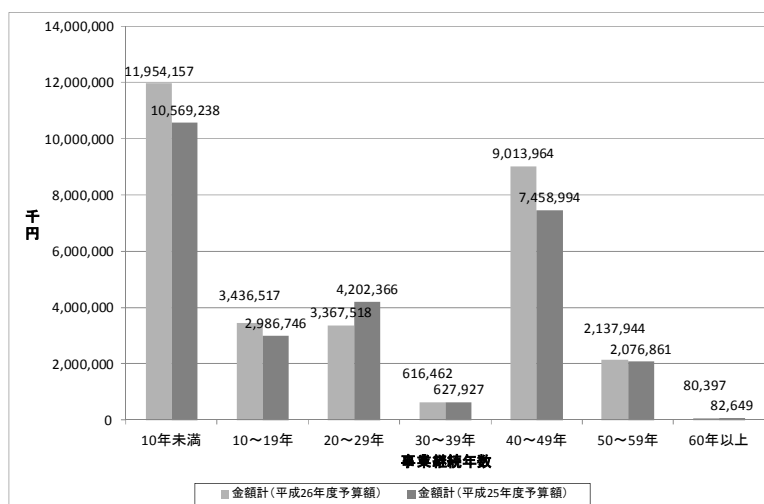
出典) 川崎市資料

また、川崎市はこれまで多様化する市民ニーズに的確に対応していくため、さまざまな制度や事務・サービス等を構築してきた。そうした取組の中には国の基準や他都市の平均的な水準を上回る事務・サービス等を提供しているものもある。そして、それらの中には、これまで一定の見直しは進めてきたものの、社会情勢の変化により当初の目的が失われてきているものもあると考えられる。

現在策定に向けて検討が進められている新たな総合計画において、新たな政策・施策が位置付けられることとなるが、川崎市を取り巻く環境の厳しい見通しを踏まえれば、これらを推進するためには、目的が失われた既存の事務・サービス等の廃止、再構築する「スクラップ・アンド・ビルド」を徹底することが不可欠である。

しかし、実際にはさまざまな事情により目的が失われた既存の事務・サービス等のすべてを機動的に見直すことができているとは言い難い状況にあると考えられる。それを示唆する例として、川崎市が現在実施している補助・助成金の予算額を、それが継続して実施されている年数ごとに整理すると、下図に示すとおり、近年顕在化した新たな課題に対応するために導入された比較的継続件数が短いもの（10年未満）が最も多くを占めている一方で、40年以上といった長期間継続して実施されているものも多く見られる。個々の事務・サービス等の必要性については詳細な調査が必要となるが、概観するに、「スクラップ・アンド・ビルド」が必ずしも円滑に進められていないことが財政を圧迫する一因となっていると考えられる。

図表 1-8 川崎市の補助・助成金の継続年数別金額



平成 26 (2014) 年度予算額計 30,609,959 千円

平成 25 (2013) 年度予算額計 28,004,781 千円

出典) 川崎市資料

(2)見直しの基本的方向性

今後の世代構成の変化により現役世代の負担力が低下していく厳しい見通しや、事務・サービス等の「スクラップ・アンド・ビルド」が必ずしも円滑に行われていないと考えられる現状などを踏まえ、本研究会においては、次の基本的な方向性を大前提として事務・サービス等の廃止・見直しの考え方を検討しとりまとめることとした。

＜事務・サービス等の廃止・見直しの基本的方向性＞

- ・ 聖域を設けることなくすべての事務・サービス等を対象として見直しを行う
- ・ ゼロベースで見直しを実施する

第2章 事業分類ごとの見直しの方針

1. 市民等を対象とした事務・サービス等の見直しの方針

(1) 検討の方法と基本方針

① 検討の対象・方法

以下の分類にそって、市民や企業、団体を対象として実施した事務・サービス等のうち代表的なものを対象として抽出し、所管課への調査によりその実態を把握し、検討を行った。

図表 2-1 市民等を対象とした事務・サービス等の分類

大分類	分類	対象数
市民サービス等	参加・協働の場	13
	公聴・相談・苦情申し立て	12
	表彰・顕彰・認定	8
	イベント等	29
	出版物等	11
	施設の管理・運営(受益者負担があるもの又は無いもの)	41
	その他の市民サービス等	54
補助・助成金等	補助・助成金	30
	融資	1
許認可等	許認可等	13
計		212

② 検討の手法と手順

1) 事務・サービス等のグルーピング

各事務・サービス等について、その特性に基づくグルーピングを行った。

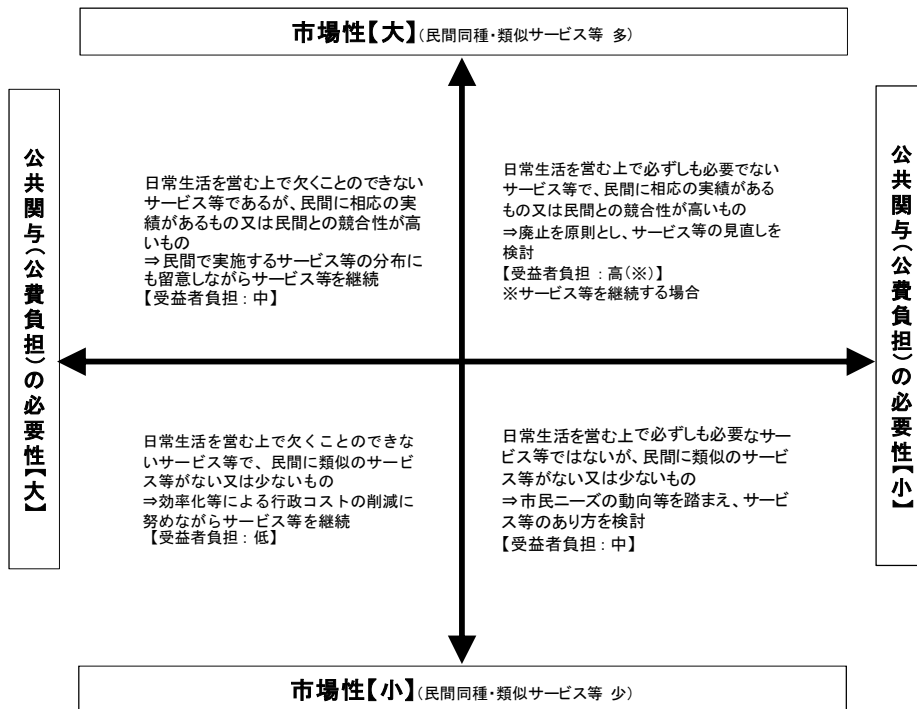
2) 市場性・公共関与の必要性の観点によるマトリックス検討【全事務・サービス等共通の分析】

分類別に各グループを市場性（民間主体による代替の可能性）・公共関与の必要性（下記の判断基準を参照）の観点によるマトリックスに当てはめ、大まかな見直し等の方向性を把握した。

＜マトリックスにおける公共関与(公費負担)の必要性の判断基準＞

- 法律・政令による実施の義務付けはあるか？
- 日常生活を営む上で欠くことができない事務・サービス等か？
- 効果が特定の市民等に限定されない事務・サービス等か？
- 他都市においても実施している事務・サービス等か？ など

図表 2-2 市場性・公共関与の必要性の観点によるマトリックスと各象限の位置づけ



3) 各事務・サービス等の分類別検討【分類ごとの個別分析】

グループ間での比較分析等の観点や、見直しに求められる「全般的な視点」を次のとおり設定し、検討を行った。

<p><全般的な視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 必要性 ⇒ 事務・サービス等の目的が社会のニーズ等に照らして妥当か。市が実施すべきか。 ■ 効率性 ⇒ コスト等に見合った効果が得られているか。より少ないコスト等で、より大きな効果は得られないか。 ■ 有効性 ⇒ 事務・サービス等の実施により、期待される効果が得られているか。 ■ 公平性 ⇒ 事務・サービス等の実施による受益と負担は適当か。 ■ 協働可能性 ⇒ 事務・サービス等の提供にあたって、市民やNPOとの協働による効率向上の可能性はないか。 ■ 類似性 ⇒ 事務・サービス等が重複していないか。市民にとってわかりやすいか。 ■ 持続可能性 ⇒ 持続可能な制度となっているか。世代間における受益と負担は適当か。 ■ 立地特性 ⇒ 民間が成熟している東京都・横浜市に隣接する立地の優位性を活かさないか。

(2)分類ごとの見直しの方針

①市民サービス等

1)参加・協働の場

ア グルーピング

a 学習機会の提供と政策・施策への意見の聴取（市民参加の実践）

- 環境パートナーシップかわさき事業
- ごみ減量推進市民会議
- 行革委員会市民部会

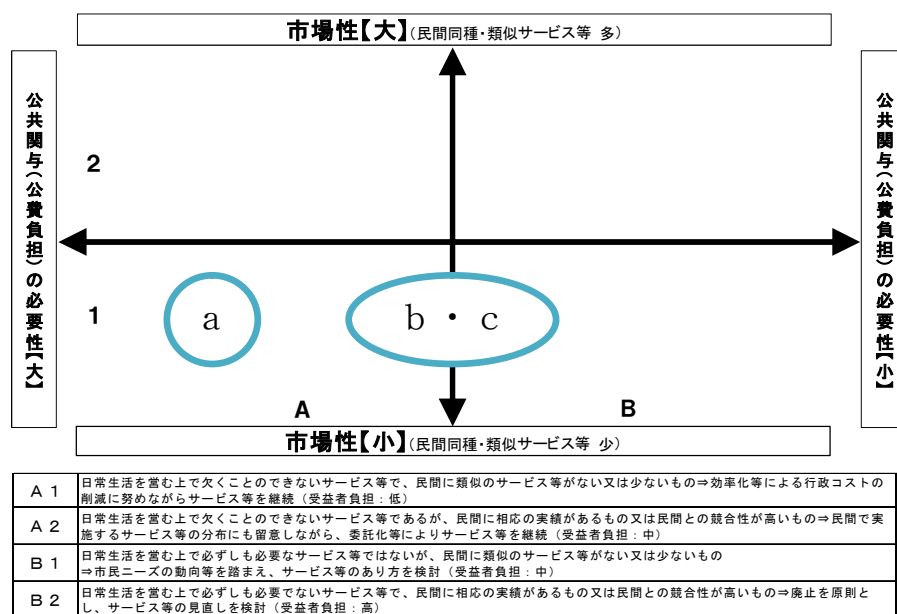
b 政策・施策への市民参加の実践に向けた学習機会の提供

- ボランティア養成・派遣（生涯学習情報の収集・提供事業）
- まちづくり団体等の育成
- 新世代ファーマー育成講座
- 農業ボランティア育成研修「みのり塾」
- 市民救命士の養成

c 政策・施策への市民参加の実践

- 学習活動サポーター
- 教育ボランティアコーディネーター
- 消防団

イ マトリックス検討（イメージ）



ウ 分類別検討

【a】について

- ・複数回を重ねるうちにマンネリ化していくことが想定されるため、「有効性」の観点から、マンネリ化しているもの、あるいは、設置から一定期間経過したものについては廃止する。
- ・新たに設置する場合は原則として時限とする。
- ・市民参加の実践を目的としているものについて、これにつながっていないものについては廃止する。

【b】について

- ・「有効性」・「効率性」の観点から、市民参加の実践につながっていないものについては廃止する。

【c】について

- ・「効率性」の観点を踏まえながら、「有償ボランティア制度」との兼ね合いにより整理を検討する。

2) 公聴及び相談・苦情申し立ての聴取等

ア グループング

a 市政運営に対する意見・要望・苦情申し立ての聴取等

- 市民オンブズマン
- サンキューコールかわさき
- 市長への手紙
- 情報開示請求・情報提供対応

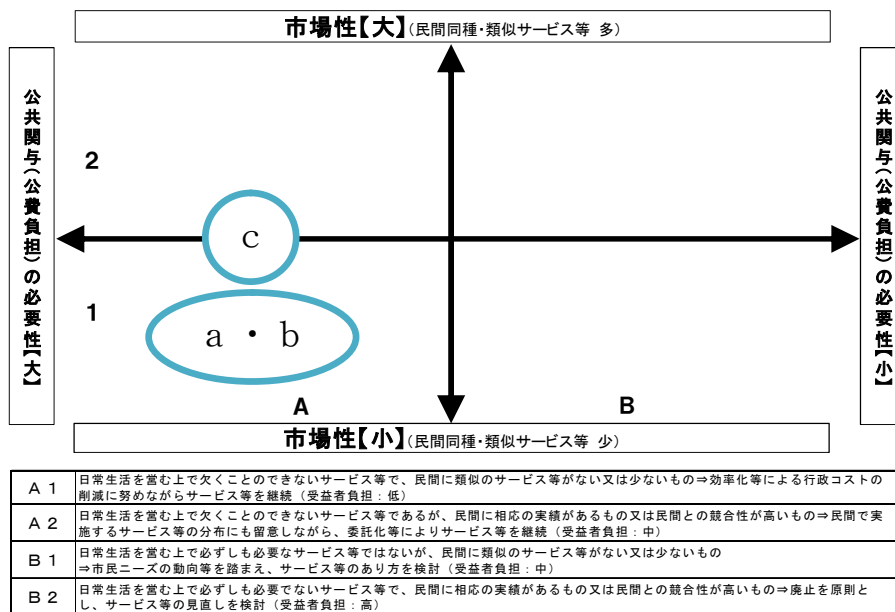
b 市民間の課題への対応

- 人権オンブズパーソン
- スクールカウンセラーの配置
- 学校巡回カウンセラーの派遣
- スクールソーシャルワーカー
- 男女共同参画センターの電話・面接・法律相談
- 相談事業（人権相談）（区役所実施分）

c 法律・税制など専門的課題への相談対応

- キャリアサポートかわさき
- 相談広聴事業

イ マトリックス検討（イメージ）



ウ 分類別検討

【全般】

- ・設置から長期を経過したものについて、「有効性」・「必要性」・「効率性」の観点を踏まえた見直しを行うとともに、「類似性」の高い事務・サービス等については、単位当たりの行政コストを十分に勘案し、市民から見たわかりやすさの観点も踏まえた上で、法的権限のあるところへ一元化する。

3)表彰・顕彰・認定

ア グループिंग

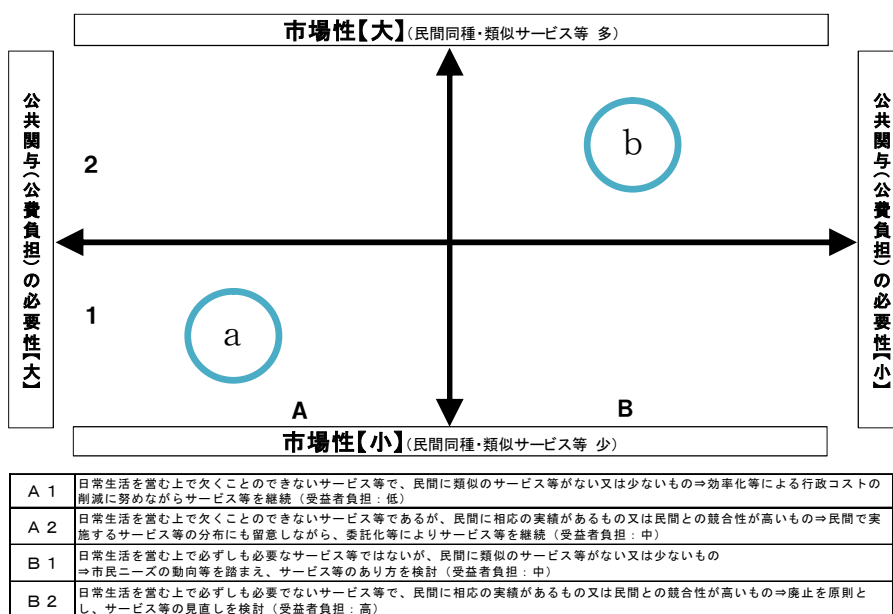
a 個人や企業の川崎市への貢献を評価し、又は今後の貢献を期待し行うもの

- 川崎市文化賞等贈呈
- かわさきマイスター認定
- スマートライフスタイル大賞
- かわさき環境ショーウィンドウ大賞
- 優良建設業者表彰

b 優れた製品・技術等の認定

- 低CO2川崎ブランド、川崎メカニズム認証制度の選定・普及啓発の実施
- かわさき基準（K I S）
- かわさき農産物ブランド品登録認定

イ マトリックス検討（イメージ）



ウ 分類別検討

【a】について

- ・「必要性」・「効率性」を踏まえながら、単位当たりコストの高いものを中心に簡素化等を実施する。
- ・「類似性」の観点から同種の事務・サービス等の統廃合等を実施する。

【b】について

- ・製品等の認定は民間で行われているものであるため、「必要性」・「妥当性」の観点から、市の関与は最小限としていく。
- ・製品等の認定は企業の売上に貢献するものであることから、市が関与する場合でも、「類似性」の観点から同種の事務・サービス等を整理した上で、「有効性」の観点から、全額の受益者負担を基本とする。

4) イベント等

ア グループिंग

a 当該事務・サービス等の効果が特定の個人に限定されないもの

- ビーチバレー大会等の各種イベント開催（川崎みなと祭り）
- かわさき子どもの権利の日のつどい
- 平和を語る市民のつどい
- 青少年フェスティバル
- 水辺の楽校
- かわさき自治推進フォーラム
- 国際交流センターのイベント事業

b 当該事務・サービス等の効果が特定の個人に限定されるもの

- アジア交流音楽祭
- 国内友好自治体交流会
- ビーチバレー大会等の各種イベント開催（ビーチバレー川崎市長杯）
- 川崎国際多摩川マラソン
- 多摩川リバーサイド駅伝 in 川崎
- ゴールドングランプリ川崎
- モントルー・ジャズ・フェスティバル
- 毎日映画コンクール
- ザルツブルク音楽祭パブリックビューイング
- 川崎・しんゆり芸術祭（アルテリッカしんゆり）

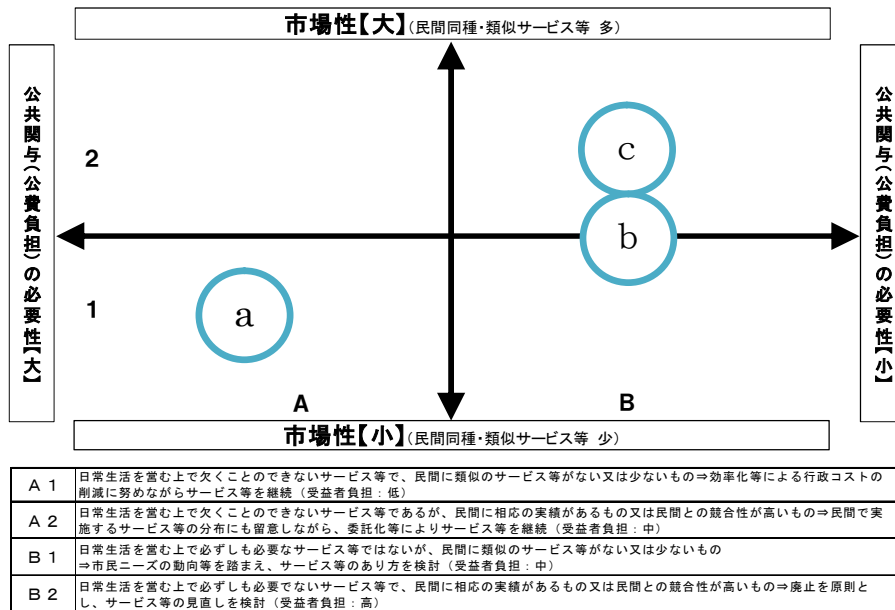
c 展示会の開催など

- かわさき環境ショーウィンドウフェア
- 川崎国際環境技術展
- テクノトランスファー in かわさき
- かわさきガラスアートフェスタ
- かわさき産業デザインコンペ
- かわさき起業家オーディション
- みらい産業創造フォーラム

d その他

- アジア・太平洋エコビジネスフォーラムの開催

イ マトリックス検討（イメージ）



ウ 分類別検討

【全般】

- ・呼び水として当初は行政が実施するものの、川崎のブランド力により付加価値を付け、地域や民間主導に変えるよう努める。

【a】について

- ・「効率性」の観点から踏まえ、行政コストの見える化を図りながら、その低減に努める。

【b】について

- ・事務・サービス等の効果が特定のものに限定されることから、「公平性」の観点から、市が関与する場合でも、全額の受益者負担を基本とする。
- ・民間で同種事務・サービス等が行われているものについては、「必要性」の観点から、市の関与は最小限としていく。

【c】について

- ・製品等の展示会については民間でも行われているものであるため、「必要性」の観点から、市の関与は最小限としていく。
- ・特定の企業の売上に貢献するものであることから、市が関与する場合でも、「公平性」の観点から、全額の受益者負担を基本とする。

5) 出版物等

ア グループिंग

a ほぼすべての市民を対象に無償で配布されるもの

■ 市政だより

b 特定の市民の求めに応じて無償で配布されるもの

■ 出資法人の現況

■ 財政読本

■ 消防年報

c 市民のニーズに応じ販売されるもの

■ 職員録

■ ひろば

■ 政策情報かわさき

■ 統計データブック

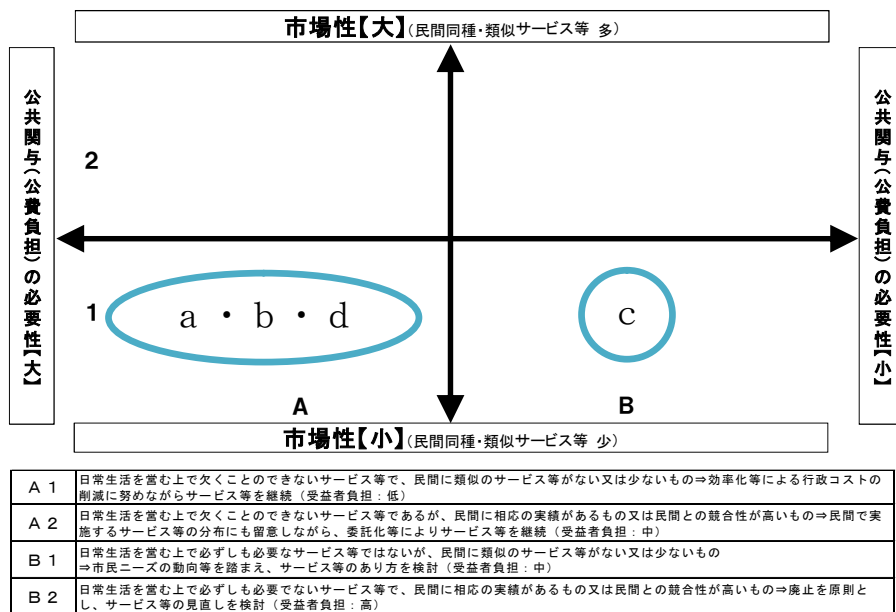
d 学校の副読本

■ 環境副読本「わたしたちのくらしと環境」「あしたをつかめ！Yes, We Can!」

■ 人権教育教材「はたらく人々」

■ 川崎サイエンスワールド

イ マトリックス検討（イメージ）



ウ 分類別検討

【全般】

- ・ 広告会社が広告の募集・掲載を含めて一括で受託し、行政側の負担ゼロで冊子を作成している事例もあり、収入確保策として、広告掲載により収入を確保する。

【a・d】について

- ・ 「有効性」・「効率性」・「類似性」の観点から、行政コストの見える化を図りながら、その低減に努めるとともに、統合することも検討する。

【b】について

- ・ インターネットや図書館等での閲覧を可能とし、配布する場合については、「公平性」の観点から、受益者負担を求める。
- ・ 「事業概要」については、1つの局で複数の作成している場合もあり、「効率性」の観点から統合を検討する。

【c】について

- ・ 売上部数の少ないものについては、「有効性」・「効率性」の観点から原則廃止する。

6) 施設の管理・運営

ア グループिंग

a 市民館・会館等

- アートセンター【拠点型・市】
- 市民プラザ【拠点型・市】
- 男女共同参画センター（講座・相談等を除く）【拠点型・市】
- 平和館【拠点型・市】
- 教育文化会館・市民館【拠点型・区】
- マリエン【拠点型・市】 など

b 図書館

- 図書館【拠点型・区】

c 運動施設

- スポーツセンター等【拠点型・区】
- 公園内運動施設（プール）【拠点型・区】 など

d 文化芸術施設

- 川崎シンフォニーホール【拠点型・市】
- 日本民家園【拠点型・市】
- 青少年科学館【拠点型・市】
- 藤子・F・不二雄ミュージアム【拠点型・市】 など

e 青少年施設

- 青少年の家【拠点型・市】
- こども文化センター【分散型】 など

f 保育施設

- 公立保育所【分散型】

g 子育て支援施設

- 地域子育て支援センター【分散型】 など

h 老人関連施設

- 老人いこいの家【分散型】
- 老人福祉センター【拠点型・区】 など

i 都市基盤施設（及び附属施設）

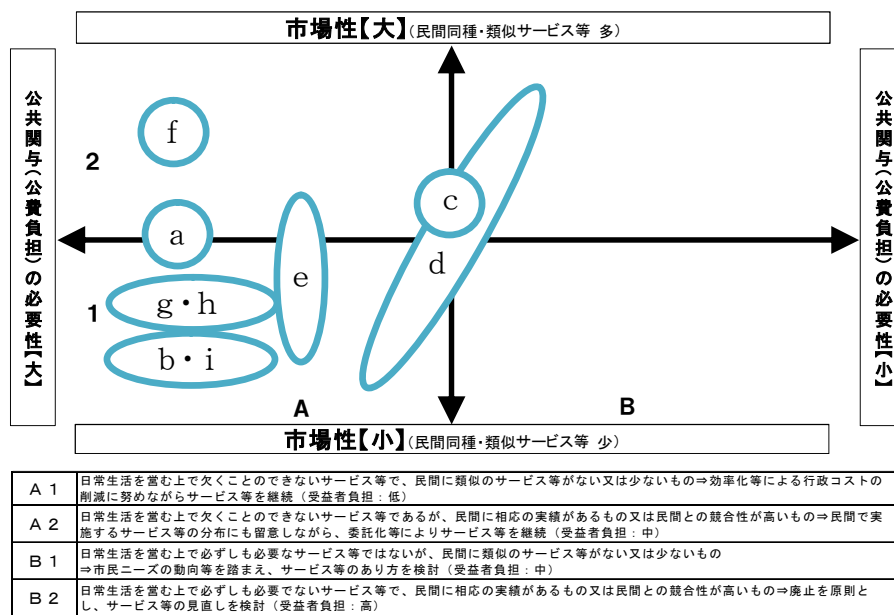
- 道路の維持補修

- 道路照明施設の維持管理
- 夢見ヶ崎動物公園【拠点型・市】
- 街路樹の維持管理
- 公園緑地の維持管理 など

j その他の施設

- 駐輪場
- 農業技術支援センター【拠点型・市】 など

イ マトリックス検討（イメージ）



ウ 分類別検討

【受益者負担等】について

- ・市場性、公共関与の必要性に基づく受益者負担や施設自体のあり方については、民間サービスの動向等を踏まえ、適宜見直しを行う。

【民間活用】について

- ・施設の管理・運営については、指定管理者制度の導入など、「効率性」の観点から、民間活用を基本とするとともに、使用料を徴収しない施設については、「協働可能性」の観点から、市民団体等との協働による管理・運営の可能性についても検討する。
- ・さらに、民間主体の経営で一定の利益を確保できる見込みのある施設等については、施

設の民間への譲渡を進める。

【施設の長寿命化】について

- ・施設の種類・特性に応じ、定期的な施設点検等の適切な管理を行い、利用の安全を確保するとともに、予防保全による施設の長寿命化を進める。

【資産保有の最適化】について

- ・行政区より小さい単位を基本として市内均一に配置される【分散型】の施設（地域の市民利用施設等）を中心に、施設更新時等を契機とした施設の複合化を進める。
- ・「有効性」・「効率性」の観点からの施設配置の検討や用途・利用対象者等の拡大を図る。また、「必要性」の乏しいものは廃止する。

【財産の有効活用】について

- ・施設余剰地・余剰床の有効活用を進めるとともに、メディアへの露出度の高い施設についてのネーミングライツ導入等により、収入を確保する。

7) その他の市民サービス等

ア グルーピング

- a 法による義務付けにより市がサービスを供給するもの
 - 介護予防事業
 - 健康づくり事業
 - 予防接種事業
 - 乳幼児健康診査〈上乘せ〉
 - 消防車
 - 放置自転車の撤去 など

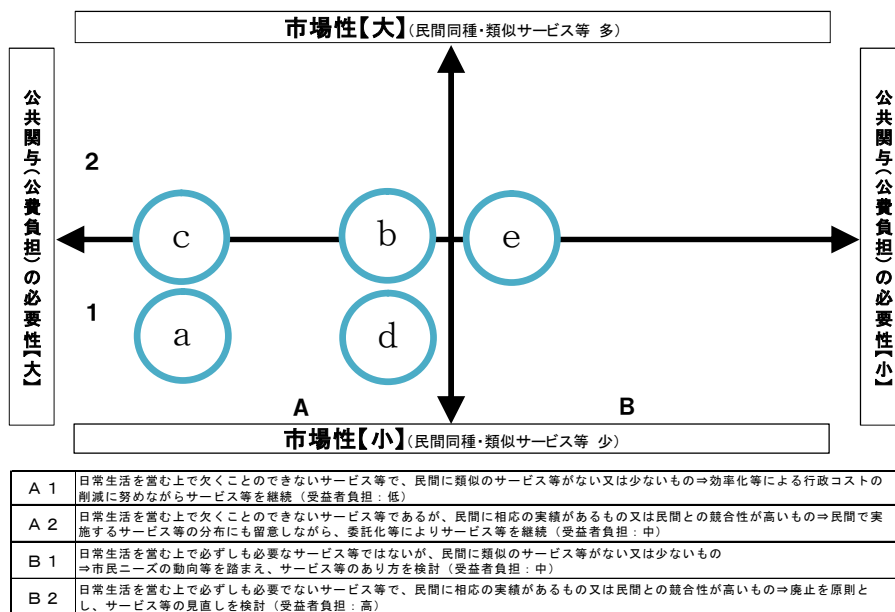
- b 市によるサービスの供給が法の努力義務であるもの
 - がん検診事業〈上乘せ〉
 - 健康増進法等検診 など

- c 法による義務付けにより民間事業者等が実施するサービスについて、市が監視、指導あるいは事業費の給付を行うもの
 - 施設障害福祉サービス事業〈上乘せ〉
 - 障害者グループホーム事業〈上乘せ〉 など

- d 法による義務付けがなく類似のサービスが民間にないもの
 - 生活習慣病予防事業
 - 高齢者外出支援事業
 - 精神障害者バス乗車券交付事業
 - 児童扶養手当受給世帯への市バス特別乗車証交付事業
 - 敬老入浴デー事業
 - 姉妹・友好都市記念のイベント事業
 - 各種広報番組（テレビ・ラジオ）
 - 生ごみリサイクルモデル事業
 - 建築計画概要書写し等の交付 など

- e 法による義務付けがなく類似のサービスが民間にあるもの
 - 福祉人材確保
 - 要介護者生活支援ヘルパー派遣事業
 - 実験教室の実施（21世紀子どもサイエンス事業） など

イ マトリックス検討（イメージ）



ウ 分類別検討

【全般】について

- ・「持続可能性」の観点から、高齢者や障害者を対象とするものなど、対象が増加している、あるいは、今後の増加が見込まれる事業は、対象を絞り込むなど、キャップ（総額枠）の適用による総額抑制等を行う。
- ・「効率性」、「協働可能性」の観点から、行政コストの見える化を図りながら、民間への委託化や、地域主体の互助の仕組みづくり、ボランティア団体との連携など、効率的かつ効果的なサービス実施手法等を導入する。
- ・健診業務など、民間でも同様のサービスを行っているものは廃止する。

【a～c】について

- ・〈上乗せ〉のサービス等の実施により多額の経費を要しているものを中心として、「効率性」・「有効性」の観点からの見直しを行う。併せて、他都市と比較して水準の高いものは、同程度となるよう見直しを行う。

【d】について

- ・行政コストの見える化を図りながら、「効率性」の観点からの見直しを行う。

【e】について

- ・「必要性」の観点を踏まえ、民間市場の成熟の度合いを考慮しながら、市の関与は最小限としていく。

②補助・助成金・融資

ア グループینگ

a 特定財源型

- 保育所整備費補助【対団体】〈上乘せ〉
- 私立幼稚園保育料補助【対個人】〈上乘せ〉
- ノンステップバス導入補助【対団体】
- 高齢者向け優良賃貸住宅に関する補助【対個人及び団体】
- 特定優良賃貸住宅に関する補助【対個人及び団体】
- 民営鉄道駅舎エレベーター等設置に関する補助【対団体】
- 密集住宅市街地整備促進事業【対個人】
- マンション耐震改修診断・工事助成【対団体】

b 協調型

- コンテナ貨物補助【対団体】

c 出資法人（25%以上）への補助金

- 講座・研修（生涯学習財団補助事業）【対団体】
- 相談・情報提供（生涯学習財団補助事業）【対団体】

d 調整・補完型

- 民間保育所の運営に関する補助【対団体】〈上乘せ〉

e 事業支援型

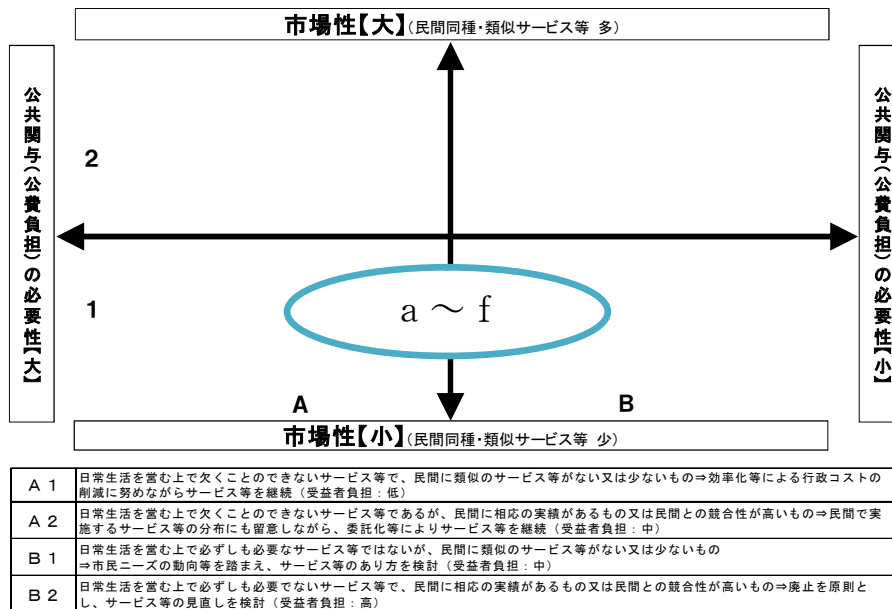
- 中小規模事業者エコ化支援に関する補助【対団体】
- 公害防止対策に係る融資の斡旋及び利子補給【対団体】
- 介護サービスの基盤整備に関する補助【対団体】
- 福祉製品開発支援補助【対団体】
- バスロケーションシステム補助【対団体】
- コミュニティ交通導入支援に関する補助【対団体】
- ユニバーサルデザインタクシー導入補助【対団体】
- 消防水利施設整備補助【対団体】

f 個人支援型

- 幼稚園児保育料補助【対個人】
- 認可外保育施設の支援等に関する補助【対個人】
- 住宅用省エネ・創エネ・蓄エネ機器補助【対個人】
- 低公害車導入助成【対個人】
- 重度障害者医療費助成【対個人】
- 小児医療費助成【対個人】

- 小規模福祉施設等耐震化促進支援【対個人】
- 街なみ誘導助成【対個人】
- 都市空間演出助成【対個人】
- 私道舗装助成【対個人】
- 狭隘道路拡幅整備助成【対個人】
- 宅地内雨水浸透ます設置補助事業【対個人】
- 木造住宅耐震改修診断・工事助成【対個人】
- 特定建築物耐震改修診断・工事助成【対個人】
- 宅地防災工事助成【対個人】

イ マトリックス検討（イメージ）



ウ 分類別検討

【全般】について

- ・「持続可能性」の観点から、対象が増加している、あるいは、今後の増加が見込まれる事業は、対象を絞り込むなど、キャップ（総額枠）の適用による総額抑制等を行う。
- ・実績が少ないものなど、人件費比率の高い少額補助金は、「必要性」の観点から廃止・統合する。
- ・川崎市が民間の呼び水として実施したもの、施策を促進・先導するために実施したものについては、民間市場の成熟の度合い等も踏まえ、「必要性」・「有効性」の観点からあら

かじめ適切な期限を定め、期限が到来したものは廃止する。また、従前から実施している期限の設定の無いもの等については、現時点で既に役割を終えたと判断される場合には直ちに廃止する。

【a・d】等について

- ・〈上乘せ〉により、多額の補助を行っているものについては、「効率性」・「有効性」の観点から見直しを行う。併せて、他都市と比較して水準の高いものは、同程度となるよう見直しを行う。

【c】について

- ・出資法人の経営改善指針に基づき、事業の目標を明確化した上で、効果や達成度を費用対効果の面からの確に評価し、事業運営費の削減を図ることなどにより、これらにかかる補助金を削減する。また、「行財政改革に関する計画」を策定する中で、引き続き、計画的な削減を進める。

【e・f・対個人の補助】について

- ・補助の効果の波及範囲を考慮しつつ、効果が限定的なものについては、一定期間経過後に廃止する。

③許認可等

ア グルーピング

- a 事業主体の条件や、事業活動を行う上での規制値等を設定し、その遵守を求めるもの（直接的規制）

- NPO法人の設立認証等
- NPO法人認定・条例指定制度
- 高層集合住宅の震災対策に関する施設整備
- 都市景観形成地区内の届出手続き
- 福祉のまちづくり条例に基づく手続き（建築物）

- b 公聴会の開催など手続きを定め、それを遵守することを求めるもの（枠組的規制）

- 環境影響評価制度
- 川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例に基づく計画書制度
- 総合調整条例等に基づく手続き

- c 一定の情報を公開することを義務付け、行為を誘導するもの

- CASBEE 川崎

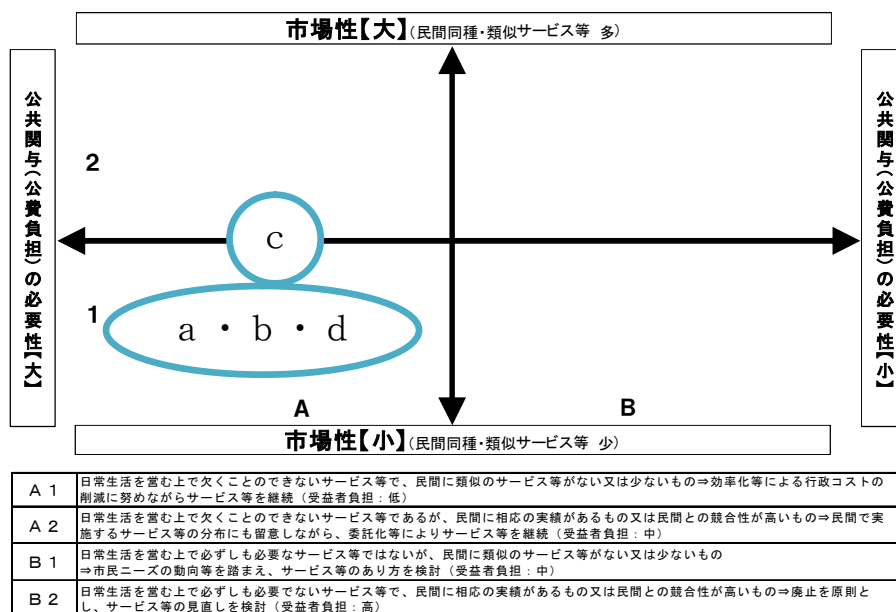
- d 違反状態の解消等を目的とするもの

- 路上違反広告物の除却
- 道水路不法占拠対策

- e その他

- 住居表示調査等事業
- 住居番号の設定

イ マトリックス検討（イメージ）



ウ 分類別検討

【a · b · c】について

- ・ 全体として新たな規制が増えており、「必要性」・「効率性」・「有効性」・「類似性」の観点から最適化を進める。
- ・ 特に、環境対策は一般化し、民間で実施しているものもあるため、費用対効果の官民比較等を行い、行政が実施する必要性を含めて、抜本的な見直しを行う。

2. 内部事務の見直しの方針

(1) 検討の方法と基本方針

① 検討の対象・方法

以下の分類にそって、内部事務のうち代表的なものを対象として抽出し、所管課への調査によりその実態を把握し、検討を行った。

図表 2-3 内部事務の分類

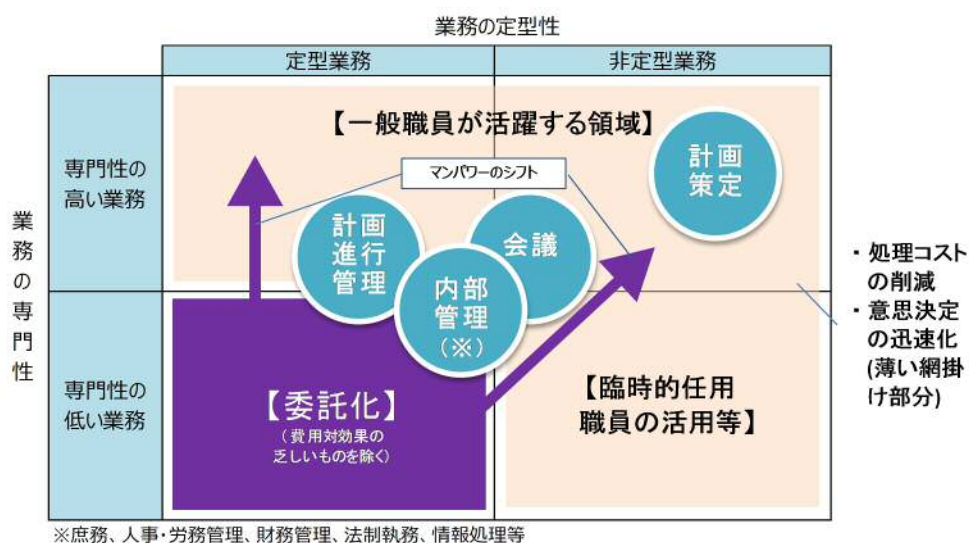
大分類	分類	対象数
意思決定	市長又は副市長が参加する庁内会議及びこれに付随する下部会議	6
政策推進計画	策定	7
	進行管理	5
内部管理		2
計		20

② 内部事務の専門性と定型・非定型の観点から見た検討の基本的考え方

内部事務を業務の専門性と定型性の観点から区分すると以下の通りとなる。

内部事務の見直しについては、専門性が低く、かつ、定型の業務については委託化を図り、一般職員のマンパワーを専門性の高い業務にシフトしていくことがまず基本であり、その上で、専門性の高い業務については、処理コストの削減や、意思決定の迅速化の観点から見直しを図っていく必要がある。

図表 2-4 内部事務の専門性と定型・非定型による区分



(2) 個別事務の検討

①意思決定（市長又は副市長が参加する庁内会議及びこれに附属する下部会議）

ア コスト等の概算

- ・年間総資料枚数（推計）：約 55 万枚（／年）
- ・年間総開催回数・総会議時間（推計）：364 回・428 時間（各／年）
- ・年間総コスト（推計）：2.2 億円（／年）超

イ 見直しの方向性

- ・形骸化している会議、内容が重複する会議、開催回数の少ない会議の統廃合と関連する事業の見直し
- ・開催回数の削減
- ・出席者数の削減
- ・資料枚数の削減、ペーパーレス化
- ・会議情報の共有化
- ・意思決定の迅速化（意思決定過程の簡素化、下位職への決定（決裁）権限の移譲等）

②政策推進計画（策定）

ア コスト等の概算

- ・直近 10 年間で策定した計画等の数・総コスト（推計）
：146 計画・約 18 億円
- ・策定又は改訂からの平均年数：3.4 年
- ・平均計画期間：7.4 年（※）

※調査対象の計画等のうち、計画期間のあるもの

イ 見直しの方向性

- ・策定から一定期間経過した計画等の上位計画との統合
- ・内容が重複する計画等の統廃合
- ・市民がどの程度読んでいるか等を踏まえた計画等のスリム化
- ・内容に応じた計画期間の長期化

③政策推進計画（進行管理）

ア 見直しの方向性

- ・「計画（策定）の見直し（統廃合等）」に合わせた見直し
- ・形骸化しているものの廃止・見直し（集約・追認型⇒是正型（→廃止））

④内部管理

ア 見直しの方向性

- ・費用対効果の観点からの取組の簡素化
- ・形骸化しているものの廃止

【③・④関連】

・年間依頼・照会処理件数（総務局庶務課処理分）：1,125件（／年）（※）

※総務局庶務課にて「文書管理システム」により収受登録を行った後、局内照会等の処理を行った照会・依頼文書の件数（H25年度実績）

※局別の主な内訳… 総務局：610件 財政局：121件

市民・こども局（こども本部以外）：112件

総合企画局：74件 環境局：55件 ほか

3. 総括

全ての分類の検討結果を総括すると、今後以下のような考え方にそって事務・サービス等の見直しを進めていくべきと考えられる。

(1) 市民等を対象とした事務・サービス等の見直し

■当初目的の達成状況等を踏まえた事務・サービス等の見直し

- ・呼び水として行政が実施したものなど開始当初の目的が現時点で既に達成されているものや、取組内容が目的の達成につながっていないもの、一定期間経過後も効果が現れないものなどは、原則として廃止する。

■キャップ（総額枠）の適用による総額抑制

- ・「持続可能性」の観点から、対象が増加している、あるいは、今後の増加が見込まれるものは、対象を絞り込むなど、キャップ（総額枠）の適用による総額抑制等を行う。

■「上乘せ」・「横出し」サービスの見直し

- ・「上乘せ」・「横出し」により多額の経費を要しているものについては、他都市水準への引き下げを行う。

■長期を経過した事務・サービス等の見直し

- ・事務・サービス等を開始してから長期を経過したものについては、その後の状況変化に的確に対応した内容となっているかを踏まえ、「有効性」・「必要性」・「効率性」の観点から見直しを行う。

■重複、類似する事務・サービス等の統合

- ・内容が重複するものや、類似性が高いものについては、単位当たり行政コストを勘案し、市民から見たわかりやすさを踏まえた上で、法的義務・権限があるものへの一元化を図る。

■効果が特定の対象に限定される事務・サービス等の受益者負担の徹底

- ・効果が特定の対象に限定されるものは、「公共関与の必要性」を確認した上で、市が関与する場合も受益者負担を徹底する。

■民間で代替可能なものの市の関与の抑制

- ・民間で同種の事務・サービス等が行われているものについては、市の関与は最小限としていく。また、可能な部分については市民協働を積極的に推進する。

(2) 内部事務の見直し

■ 専門性の低い業務から高い業務へのマンパワーのシフト

- ・ 一般職員は、行政としての高度な能力や判断が必要な、専門性の高い事務に専念できるよう、専門性の低い事務、定型的な事務については委託化や、臨時的任用職員の活用等を進める。

■ コスト等の削減と意思決定の迅速化

- ・ 内部事務総体として、多大な時間・労力・コストを要していることから、形骸化しているものや、重複する事務等の廃止・見直しによりコスト等の削減に取り組むとともに、意思決定過程の簡素化や、下位職への決定権限の移譲等による意思決定の迅速化を図る。

第3章 今後の課題と検討の方向性

本報告での検討結果を踏まえて、今後引き続き検討すべき課題は次のとおり整理される。

1. 事務・サービス等の廃止・見直しの全体方針に係る検討課題

(1) 可能な限り正確な財政見通しの推計とこれを踏まえた事務・サービス等のあり方の検討

- ・効果的、効率的な行政運営を追求することは当然求められるが、過度に事業を削減してしまうと、川崎市らしさや川崎市の先進性までもが損なわれる懸念もある。
- ・このため、行財政改革をどこまで厳しく推進するかは、その前提として将来の財政制約がどの程度厳しいかをできる限り正確に推計し、確保できる財源と市民のサービスニーズのバランスを取りながら、適切な市民サービス全体のあり方を検討することが必要である。

(2) 事業規模に着目したメリハリのある見直し

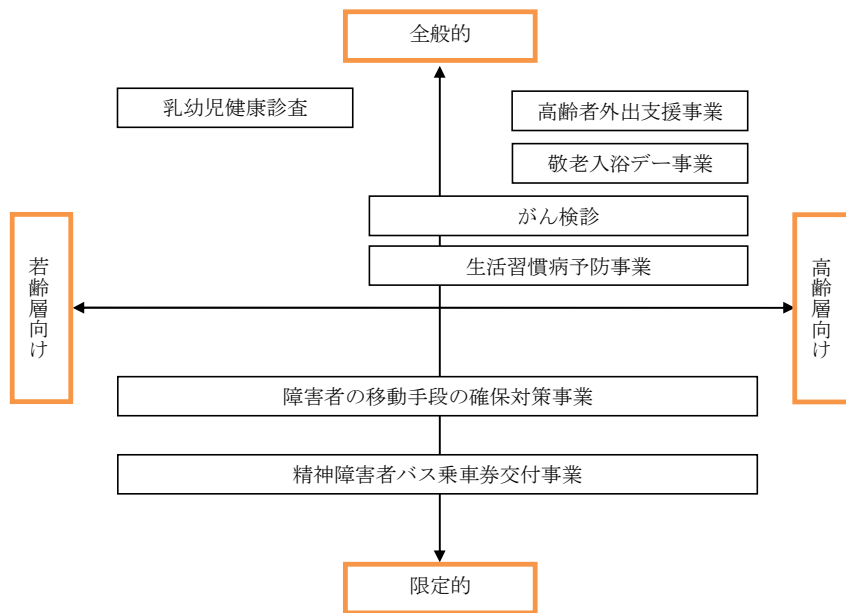
- ・事務・サービス等の廃止・見直しを検討する際には、見直しによる財政の改善効果をより大きく得るため、事務・サービス等全体の中で財源がどこにどれだけ配分されているかを明確にした上で、より多くの財源を要している分野や事業を優先的に検討の対象とするといった戦略性が必要である。

2. 具体的な見直しの手法や視点に係る検討課題

(1) ターゲットの属性を踏まえた事務・サービス等の取り扱い方針の検討

- ・廃止や見直すべきもの、継続して取り組むべきものの検討をよりきめ細かく行うために、年齢階層や職業、障がいの有無といった社会における立場など、各事務・サービス等がターゲットとしている市民の属性を把握、分析し、社会的弱者などの優先的に支援すべき人々、川崎市の発展に向けて戦略的に支援すべき人々など、ターゲットの属性も踏まえた検討が必要である。

図表 3-1 対象の年齢等属性によるサービスの分類例（その他の市民サービス）



(2) できる限り民間に委ねていく工夫や仕掛けづくり

- ・民間による取組が想定しうるサービス等については、行政による実施は呼び水やきっかけづくり、環境整備などと捉え、市場が成熟した段階等で民間に委ねていく工夫や仕掛けを実施当初から組み込んでおく必要がある。

(3) 市が整備・保有する施設を活用する事務・サービス等における総コストを踏まえた検討

- ・施設の維持・管理やこれを活用した市民サービスを行う事務・サービス等については、それらに直接要するコスト、いわゆるランニングコストのみを検討の対象としたが、本質的にはこの施設の整備に要したコストを減価償却費として加味した総コストを分析の対象として、費用対効果の観点で見直す必要が無いかについても検討する必要がある。

(4) 事務・サービス等の実施方法や内容の見直しの検討

- ・事務・サービス等の廃止・見直しにおいては、廃止か否かだけでなく事務・サービス等の実施方法や内容を見直すことでコスト削減を検討することが必要である。例えば、サービスの提供内容を市民ニーズの高いものにウエイトをシフトすること、市民協働によるサービス提供体制に転換するなど1つの事務・サービス等においてその内容を見直すことや、複数の類似、重複するものを統合することで市民サービスのレベルを維持しつつ効率を高めるといった取組が想定される。

(5) 事務・サービス等の実施方法や内容の改善に向けた効果の検証

- ・ 前述のように事務・サービス等の実施方法や内容を適切に見直すために、その成果を検証し、結果を用いて事務・サービス等の実施方法や内容の改善に取り組むことが必要である。そのためには、事務・サービス等の特性に応じた、成果を測定する適切な指標の検討、設定が必要である。

資料編

1. 「川崎市の行財政改革に関する研究会」の構成・検討経過

(1) 委員（敬称略・五十音順）

氏名	役職等
出石 稔	関東学院大学 副学長・法学部教授
伊藤 正次（座長）	首都大学東京大学院 社会科学部教授
打越 綾子	成城大学 法学部教授
蔵田 孝三	地方自治体公民連携研究財団 企画開発部長
黒石 匡昭	新日本有限責任監査法人 パートナー／公認会計士

(2) 平成 26 年度検討経過（平成 26（2014）年 12 月末日現在）

回	議題
第 1 回 (6/26)	<ul style="list-style-type: none"> ・行財政改革に関する研究会について ・行財政改革に関する計画の策定について ・事務・サービス等の見直しに向けた調査等について
第 2 回 (9/10)	<ul style="list-style-type: none"> ・事務・サービス等の廃止・見直しについて (参加・協働の場、公聴・相談・苦情申し立て、表彰・顕彰・認定、イベント等、出版物等及び許認可等)
第 3 回 (11/7)	<ul style="list-style-type: none"> ・事務・サービス等の廃止・見直しについて (施設の管理・運営、その他の市民サービス等、補助・助成金・融資)
第 4 回 (12/26)	<ul style="list-style-type: none"> ・事務・サービス等の廃止・見直しについて (意思決定、政策推進計画（策定）、政策推進計画（進行管理）、内部管理) ・川崎市の行財政改革に関する研究会報告について
第 5 回	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の行財政改革についての検討 ほか（予定）

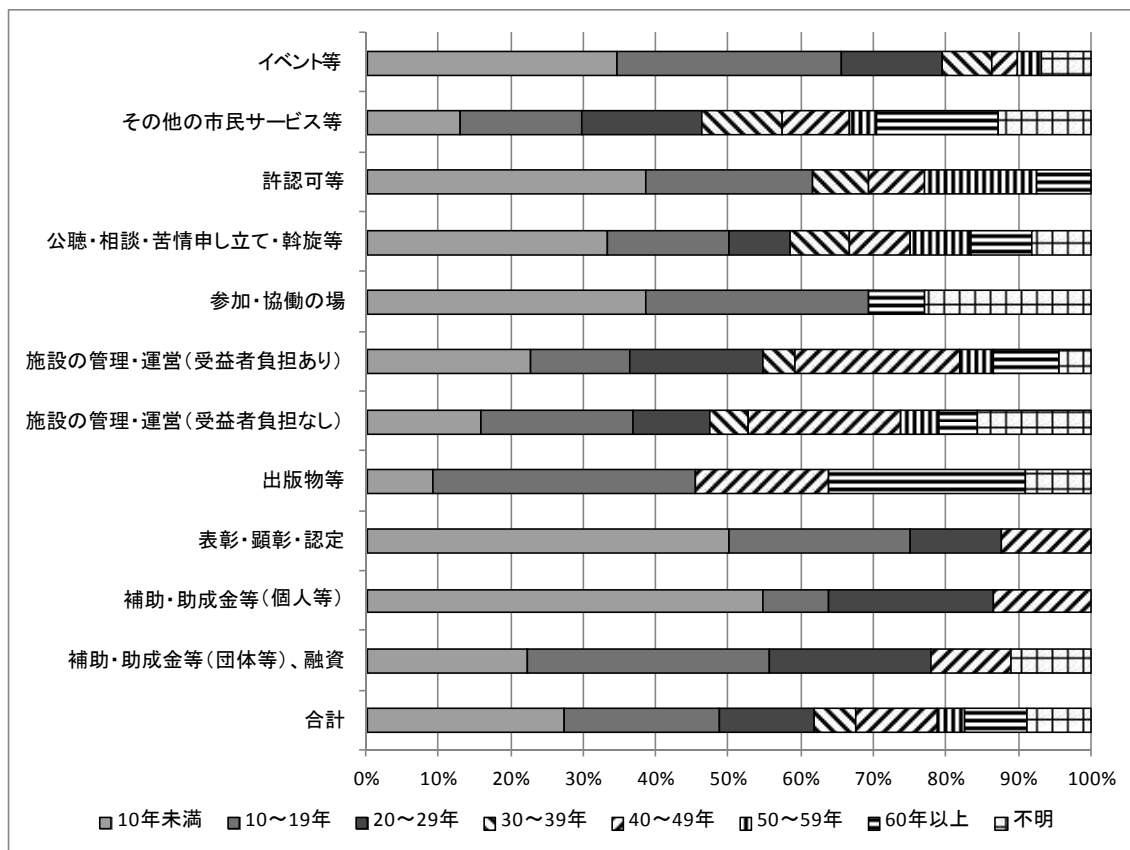
2. 検討対象事務・サービス等の概要

次項で行う分類ごとの個別分析の参考とするため、所管課への調査結果の基礎的分析を行い、分類別にその概要を整理した。

(1) 継続年数

事務・サービス等を継続して実施している年数は、「その他の市民サービス」、「許認可等」、「公聴・相談・苦情申し立て・斡旋等」、「施設の管理・運営」、「出版物」などで継続年数が長いものの割合が高く、出版等は60年以上継続しているものが3割弱を占めている。

図表 0-1 継続年数別割合（件数ベース）

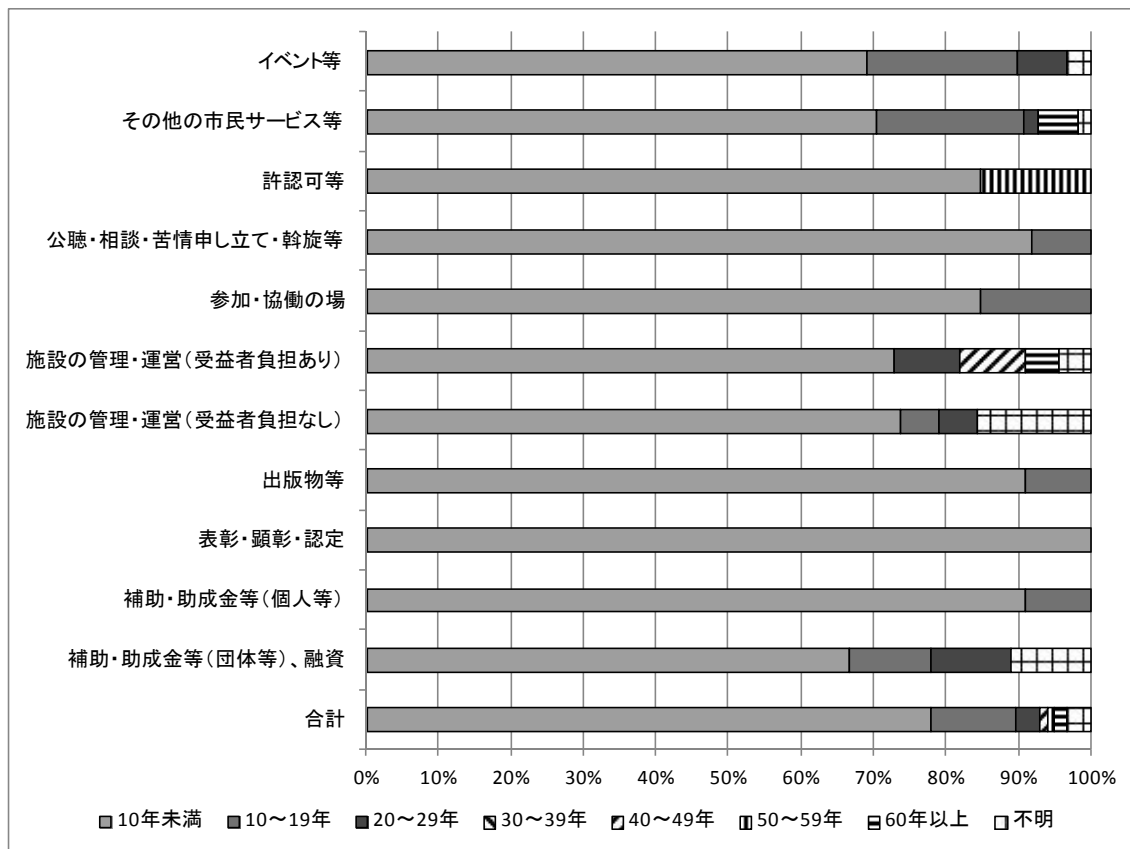


	件数	10年未満	10～19年	20～29年	30～39年	40～49年	50～59年	60年以上	不明
イベント等	29	34.5%	31.0%	13.8%	6.9%	3.4%	3.4%	0.0%	6.9%
その他の市民サービス等	54	13.0%	16.7%	16.7%	11.1%	9.3%	3.7%	16.7%	13.0%
許認可等	13	38.5%	23.1%	0.0%	7.7%	7.7%	15.4%	7.7%	0.0%
公聴・相談・苦情申し立て・斡旋等	12	33.3%	16.7%	8.3%	8.3%	8.3%	8.3%	8.3%	8.3%
参加・協働の場	13	38.5%	30.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.7%	23.1%
施設の管理・運営(受益者負担あり)	22	22.7%	13.6%	18.2%	4.5%	22.7%	4.5%	9.1%	4.5%
施設の管理・運営(受益者負担なし)	19	15.8%	21.1%	10.5%	5.3%	21.1%	5.3%	5.3%	15.8%
出版物等	11	9.1%	36.4%	0.0%	0.0%	18.2%	0.0%	27.3%	9.1%
表彰・顕彰・認定	8	50.0%	25.0%	12.5%	0.0%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%
補助・助成金等(個人等)	22	54.5%	9.1%	22.7%	0.0%	13.6%	0.0%	0.0%	0.0%
補助・助成金等(団体等)、融資	9	22.2%	33.3%	22.2%	0.0%	11.1%	0.0%	0.0%	11.1%
合計	212	27.4%	21.2%	13.2%	5.7%	11.3%	3.8%	8.5%	9.0%

(2)見直しからの経過年数

見直しからの経過年数は、「公聴・相談・苦情申し立て・斡旋等」、「出版物等」、「表彰・顕彰・認定」「補助・助成金等（個人等）」では9割以上のものが10年未満となっている。一方、見直しから10年以上が経過しているものの割合が比較的高い分類としては「イベント等」、「その他市民サービス等」、「補助・助成金等（団体等）、融資」、「施設の管理・運営（受益者負担あり）」などが挙げられる。

図表 0-2 継続年数別割合（件数ベース）

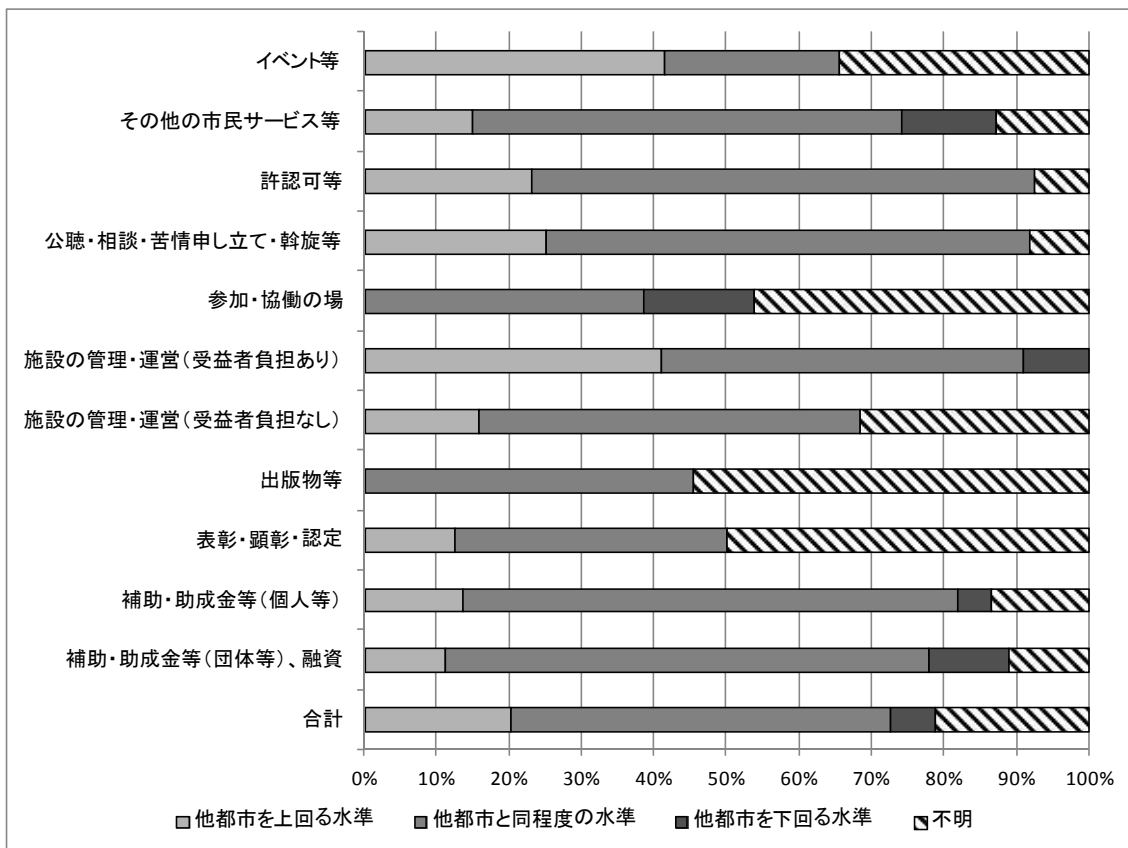


	件数	10年未満	10~19年	20~29年	30~39年	40~49年	50~59年	60年以上	不明
イベント等	29	69.0%	20.7%	6.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.4%
その他の市民サービス等	54	70.4%	20.4%	1.9%	0.0%	0.0%	0.0%	5.6%	1.9%
許認可等	13	84.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	15.4%	0.0%	0.0%
公聴・相談・苦情申し立て・斡旋等	12	91.7%	8.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
参加・協働の場	13	84.6%	15.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
施設の管理・運営(受益者負担あり)	22	72.7%	0.0%	9.1%	0.0%	9.1%	0.0%	4.5%	4.5%
施設の管理・運営(受益者負担なし)	19	73.7%	5.3%	5.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	15.8%
出版物等	11	90.9%	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
表彰・顕彰・認定	8	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
補助・助成金等(個人等)	22	90.9%	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
補助・助成金等(団体等)、融資	9	66.7%	11.1%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%
合計	212	77.8%	11.8%	3.3%	0.0%	0.9%	0.9%	1.9%	3.3%

(3) 他都市との比較

他都市と比較したサービス水準は、「イベント等」、「施設の管理・運営（受益者負担あり）」で他都市を上回る水準のものの割合が高く、ともに4割を超えている。なお、不明とする回答も多く、これを除いた場合、「イベント等」は他都市を上回る水準のものが過半を占めている。

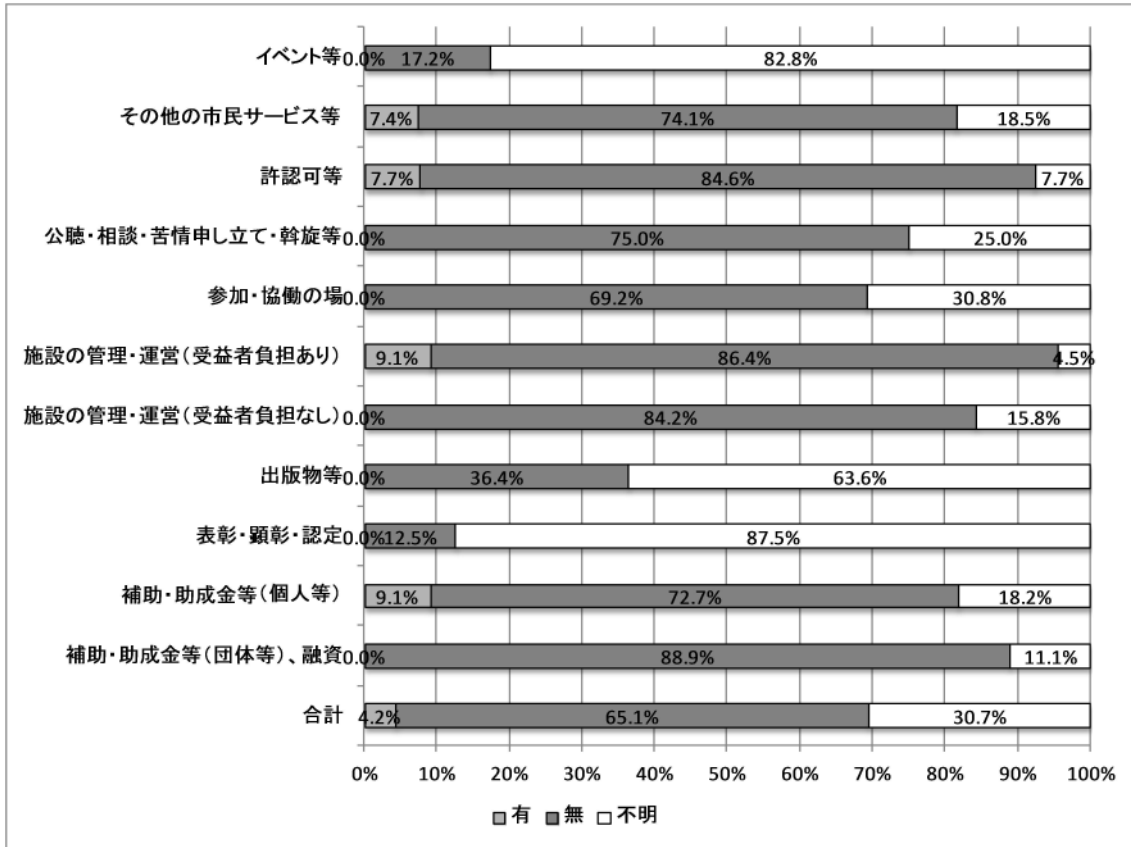
図表 0-3 他都市と比較したサービス水準



(4) 国の基準との比較

国の基準を超えるサービスの有無については、不明が多いものの、明確に有ると回答した分類は少なく、「その他の市民サービス」、「許認可等」、「施設の管理・運営（受益者負担有り）」、「補助・助成金等（個人等）」に見られるが、いずれも1割を下回っている。

図表 0-4 国の基準を超えるサービスの有無

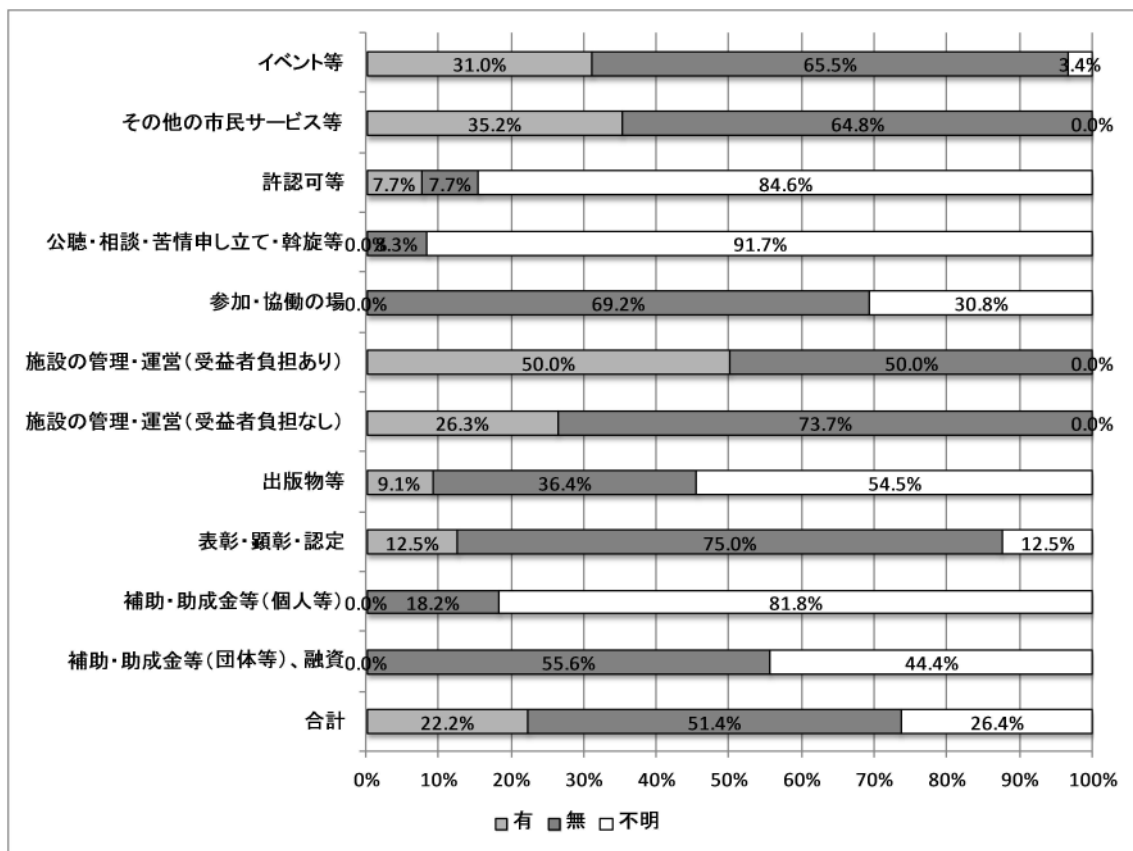


(5) 市場性

市場性については、不明が多いものの、明確に有ると回答したものの割合は「施設の管理・運営（受益者負担なし）」が最も高く 50%を占めている。これに次いで「その他の市民サービス」、「イベント等」、「施設の管理・運営（受益者負担なし）」、「表彰、顕彰・認定」、「出版等」、「許認可等」の順となっている。

なお、これらはいずれも所管課の主観的な判断であり、個別の分類別分析においては、別途客観的に対象の市場性を検討し分析を行うこととする。

図表 0-5 市場性

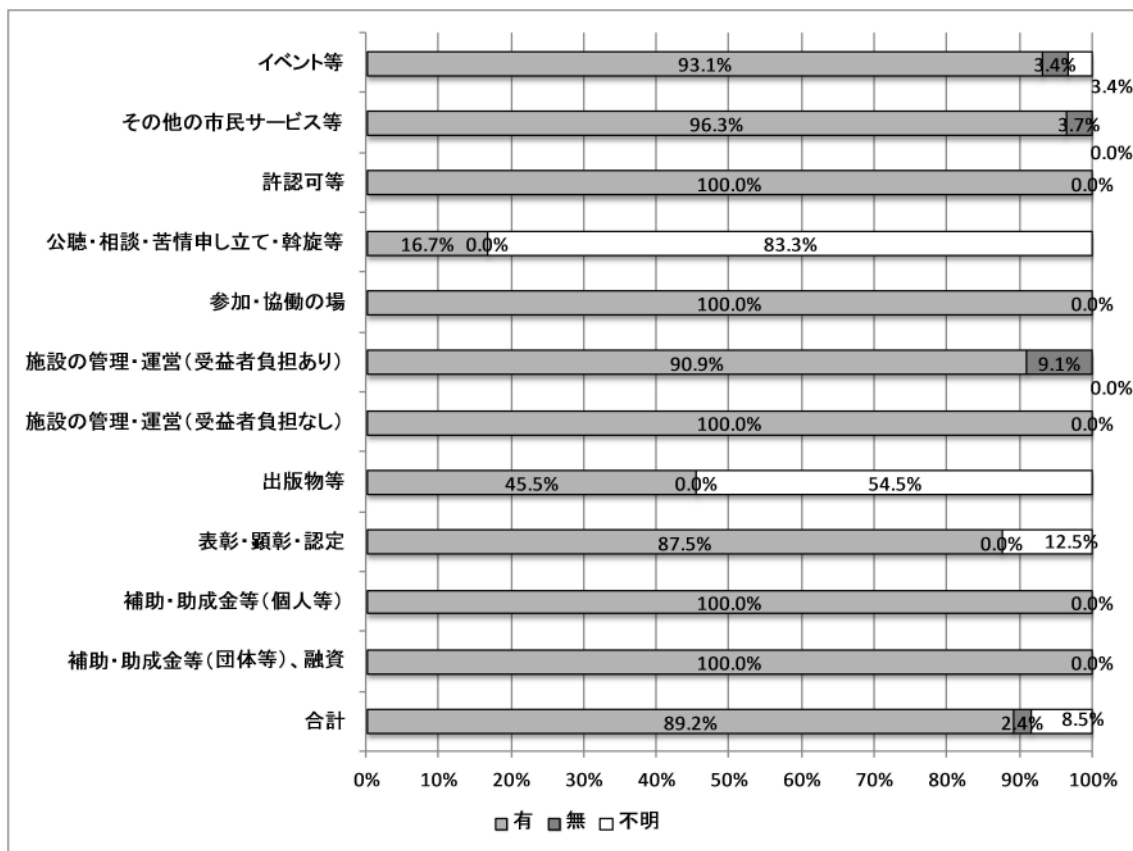


(6) 公共関与の必要性

公共関与の必要性については、不明が多い分類もあるが、不明を除けばいずれの分類でも大部分で公共関与の必要性があるとしている。一方、無しと明確に回答したものの割合が最も高い分類は「施設の管理・運営（受益者負担あり）」であり、9.1%が公共関与の必要性がないと回答している。

なお、これらはいずれも所管課の主観的な判断であり、個別の分類別分析においては、別途客観的に対象の公共関与の必要性を検討し分析を行うこととする。

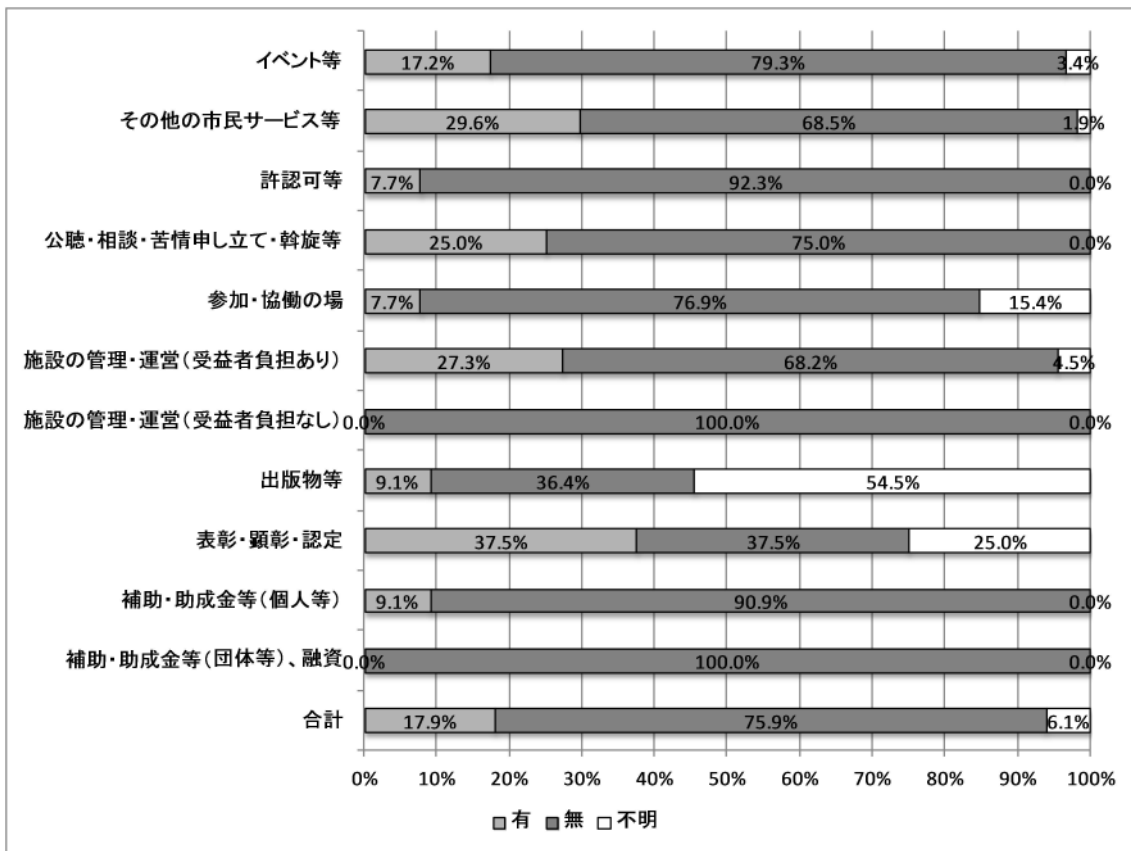
図表 0-6 公共関与の必要性



(7) 他部署・機関での同種事務等の実施の有無

他部署・機関で重複する同種事務等を実施しているか否かについては、無いと回答したものがいずれの分類でも過半を占めている一方、有ると回答したものがない分類は「施設の管理・運営（受益者負担なし）」、「補助・助成金等（団体等）、融資」のみである。有ると回答したものの割合は「表彰、顕彰・認定」が最も高く、次いで「その他の市民サービス」、「イベント等」などで割合が比較的高くなっている。

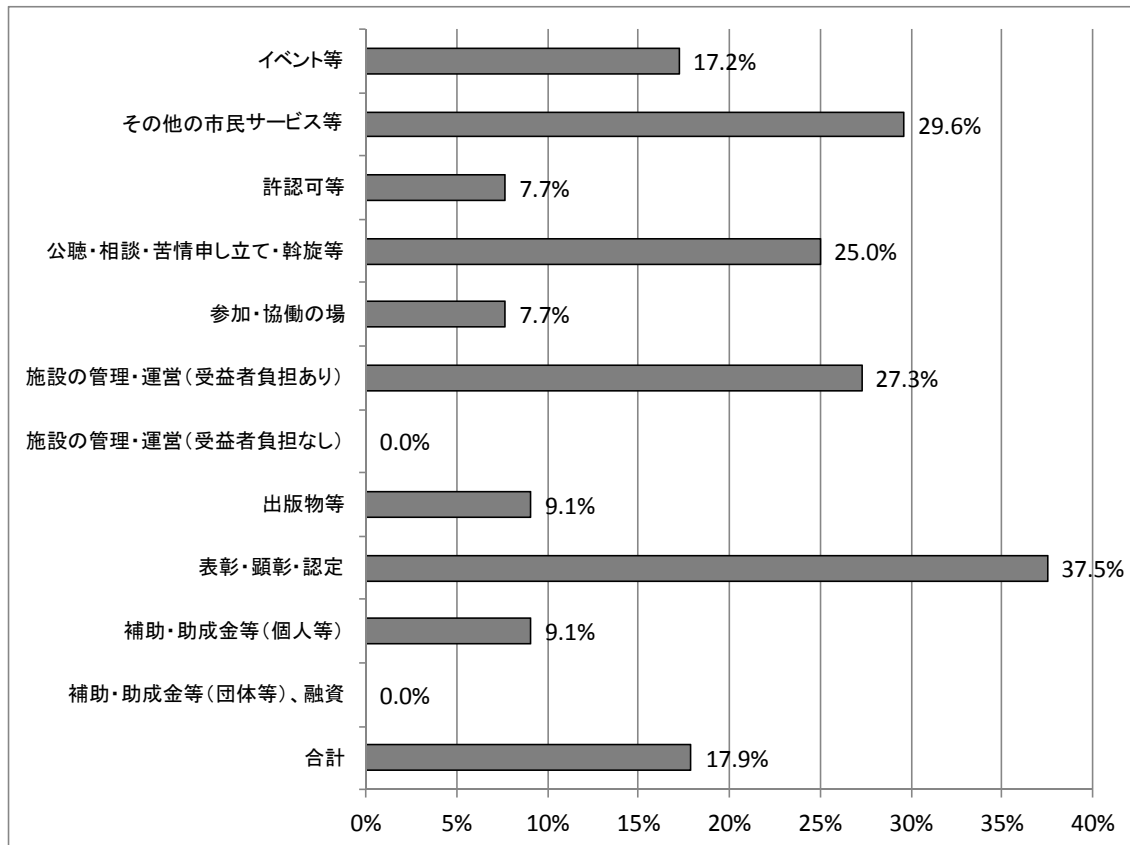
図表 0-7 他部署・機関での同種事務等の実施の有無



(8) サービスに伴う収入の有無

分類ごとに見た、国・県支出金も含めた収入のあるものの割合は、「表彰・顕彰・認定」が 37.5%で最も高く、これに次いで「その他市民サービス」、「施設の管理・運営（受益者負担有り）」、「公聴・相談・苦情申し立て・斡旋等」などで割合が比較的高くなっている。

図表 0-8 サービスに伴う収入の有るものの比率



注) 「有り」とされたもの以外の事業には収入がないものと不明のものがある

3. 検討対象事業一覧

(1) 市民等を対象とした事務・サービス等の見直しの方針

① 市民サービス等

1) 参加・協働の場

事務等の名称	事業の細分類	他都市との比較		国の基準等(ある場合)を上回るサービス実施の有無	法律・政令による実施の義務付けの有無	市場性(民間でのサービス実施又は代替可能性)	行政(又は本市)関与の必要性	行政コスト			アウトプット量		単位あたりの純行政コスト(千円/単位)	他部署・機関での同種事務等の実施の有無	有の場合、その部署名等	開始からの経過年数	見直しからの経過年数	備考	
		他都市の事務等実施の有無	他都市サービス水準との比較					行政コスト(千円)	サービス等に伴う収入(千円)	純行政コスト(千円)	単位	数量							
1 環境パートナーシップかわさき事業	a 参加を通じた提言の実施	無			無	無	有	4,101	0	4,101	第6期委員数	36人	114	無		13		当該組織が要綱設置の協議会に相当	
2 ごみ減量推進市民会議	a 参加を通じた提言の実施	無			無	無	有	4,720	0	4,720	第3期委員数	17人	278	無		7		当該組織が要綱設置の協議会に相当業務の一部を委託先が実施	
3 行革委員会市民部会	a 参加を通じた提言の実施	無			無	無	有	1,921	0	1,921	委員数	7人	274	無		7	0	要綱に基づく協議会等に相当	
4 ボランティア養成・派遣(生涯学習情報の収集・提供事業)	b 実践活動のための研修、人材育成	有	他都市と同程度の水準		無	無	有	38,012	0	38,012	市民館におけるボランティア養成等の関係事業の参加者数	2,826人	13	有		11	11		
5 ボランティア養成・派遣(生涯学習財団補助事業)	b 実践活動のための研修、人材育成	有	他都市と同程度の水準		無	無	有	18,368	0	18,368	生涯学習ボランティア養成講座修了者及びボランティア派遣延べ人数	656人	28	有		6	2		
6 まちづくり団体等の育成	b 実践活動のための研修、人材育成	無	他都市を下回る水準		無	無	有	7,807	0	7,807	ワークショップ・地元打合せの実施回数	110回	71	無		4		川崎市地区まちづくり育成条例に基づく取組	
7 新世代ファーマー育成講座	b 実践活動のための研修、人材育成	無			無	無	有	818	0	818	参加者数	56人	15	無		10		平成26年度より対象者に首都圏近郊を含む	
8 農業ボランティア育成研修「みのり塾」	b 実践活動のための研修、人材育成	無			無	無	有	2,616	0	2,616	参加者数	14人	187	無		1			
9 市民救命士の養成	b 実践活動のための研修、人材育成	有	他都市と同程度の水準	無	無	有	有	256,238	0	256,238	受講(養成)者数	18,473人	14	有	日本赤十字社	20		4	
10 学習活動サポーター	c ボランティアの実践	無		無	無	無	有	17,565	0	17,565	学習活動サポーターの配置回数	4,899回	4	無		10		4 学生等が教員を支援NPOに委託	
11 教育ボランティアコーディネーター	c ボランティアの実践	無	他都市と同程度の水準	無	無	無	有	6,275	0	6,275	教育ボランティアコーディネーターの人数	144人	44	無				3 各学校にコーディネータを配置その他に図書ボランティアなど多数	
12 消防団	c ボランティアの実践	有	他都市と同程度の水準	無	有	無	有	300,683	0	300,683	団員数	1,161人	259	無		67	0		

2) 公聴・相談・苦情申し立て

事務等の名称	事業の細分類	他都市との比較		国の基準等(ある場合)を上回るサービス実施の有無	法律・政令による実施の義務付けの有無	市場性(民間でのサービス実施又は代替可能性)	行政(又は本市)関与の必要性	行政コスト			アウトプット量		単位あたりの純行政コスト(千円/単位)	他部署・機関での同種事務等の実施の有無	有の場合、その部署名等	開始からの経過年数	見直しからの経過年数	備考
		他都市の事務等実施の有無	他都市サービス水準との比較					行政コスト(千円)	サービス等に伴う収入(千円)	純行政コスト(千円)	単位	数量						
1 市民オンブズマン運営事業	a 市政への意見・要望の聴取や苦情の申立	無	他都市を上回る水準		無	無	有	72,117	0	72,117	苦情申立処理件数	105 件	687	有	秘書部(市長への手紙、サンキューコール)など	24	7	市政に係る第三者的機関
2 サンキューコールかわさき	a 市政への意見・要望の聴取や苦情の申立	有	他都市と同程度の水準		無	有	有	57,033	146	56,887	サンキューコールかわさき受付件数	43,537 件	1	有	市民オンブズマンなど	9	2	市民からの電話等の問合せ等の一元的な総合窓口委託により実施
3 市長への手紙	a 市政への意見・要望の聴取や苦情の申立	無	他都市と同程度の水準		無	無	有	47,357	0	47,357	手紙受付件数	1,169 通	41	有	市民オンブズマンなど	42	1	
4 情報開示請求・情報提供対応	a 市政への意見・要望の聴取や苦情の申立	有	他都市と同程度の水準		無	無	有	8,960	935	8,025	公文書開示請求件数、保有個人情報開示等請求件数	3,013 件	3	無		30	9	
5 人権オンブズパーソン運営事業	b 市民間の課題への対応	無	他都市を上回る水準		無	無	有	54,963	0	54,963	相談件数	249 件	221	有	総合教育センター、子ども家庭センター、男女共同参画センター	12		男女平等、子どもの権利に係る第三者機関であり相談だけでなく救済まで実施
6 スクールカウンセラーの配置	b 市民間の課題への対応	有	他都市と同程度の水準	無	無	無	有	76,538	24,947	51,591	相談件数	18,667 人	3	有	オンブズパーソンなど	9		中学校に1人、週1回配置 - 不登校やいじめなどの問題等への対応
7 学校巡回カウンセラーの派遣	b 市民間の課題への対応	有	他都市と同程度の水準		無	無	有	16,487	5,469	11,018	相談件数	1,410 人	8	有	オンブズパーソンなど	7		小学校・高校へ派遣 - 不登校やいじめなどの問題等への対応
8 スクールソーシャルワーカー	b 市民間の課題への対応	無		無	無	無	有	16,738	5,057	11,681	対応状況(相談件数)	1,377 件	8	有	オンブズパーソンなど	5	1	各区に配置 いじめ・不登校等を生まない環境づくりと早期対応に向けた取組を目指す
9 男女共同参画センターの電話・面接・法律相談	b 市民間の課題への対応	有	他都市と同程度の水準		無	無	有	16,200	0	16,200	相談件数(電話相談、面接相談、法律相談)	3,087 人	5	有	区保健福祉センター、人権オンブズパーソン	17	0	女性が抱える悩みや課題等を解決
10 相談事業(人権相談)(区役所実施分)	b 市民間の課題への対応	有	他都市と同程度の水準		無	無	有	0	0	-	相談人数	80 人	-	無		64	0	
11 キャリアサポートかわさき	c 法律、税制など専門的課題への相談対応	有	他都市を上回る水準		無	有	有	34,124	0	34,124	就職決定者数	365 人	93	無		7	0	労働相談や生活・住居の相談などを実施 ハローワークと類似
12 相談広聴事業	c 法律、税制など専門的課題への相談対応	無	他都市と同程度の水準		無	有	有	86,773	0	86,773	相談件数	21,835 件	4	無		59	0	市役所及び区役所で、(1)市民生活相談、(2)市政相談、(3)専門相談(弁護士による法律相談等)を実施

3) 表彰・顕彰・認定

事務等の名称	事業の細分類	他都市との比較		国の基準等(ある場合)を上回るサービス実施の有無	法律・政令による実施の義務付けの有無	市場性(民間でのサービス実施又は代替可能性)	行政(又は本市)関与の必要性	行政コスト			アウトプット量		他部署・機関での同種事務等の実施の有無	有の場合、その部署名等	開始からの経過年数	見直しからの経過年数	備考		
		他都市の事務等実施の有無	他都市サービス水準との比較					行政コスト(千円)	サービス等に伴う収入(千円)	純行政コスト(千円)	単位	数量							
1 川崎市文化賞等贈呈	a 個人や企業の市への貢献を評価または期待するもの	無	他都市と同程度の水準		無	無	有	6,944	0	6,944	受賞者数	10 人	694	有	市民活動推進課(自治功労者表彰)等	42	9		
2 かわさきマイスター認定	a 個人や企業の市への貢献を評価または期待するもの	無	他都市を上回る水準		無	無	有	12,676	0	12,676	認定者数	5 人	2,535	無		17	5		
3 スマートライフスタイル大賞	a 個人や企業の市への貢献を評価または期待するもの	無	他都市と同程度の水準		無	有	有	2,555	0	2,555	表彰者数	11 件	232	有	環境局庶務課(環境功労者表彰)など	2		— CCかわさきエコ会議と実施	
4 かわさき環境ショーウィンドウ大賞	a 個人や企業の市への貢献を評価または期待するもの	無			無	有	有	1,855	0	1,855	申込件数	6 社	309	有		3	1		
5 優良建設業者表彰	a 個人や企業の市への貢献を評価または期待するもの	無	他都市と同程度の水準		無	無	有	10,503	0	10,503	表彰者数	20 者	525	無		28	2		
6 低CO2川崎ブランド、川崎メカニズム認証制度の選定・普及啓発の実施	b 優れた製品・技術等の認定	無			無	有	有	26,234	0	26,234	認定(認証)数	21 件	1,249	有	かわさき環境ショーウィンドウ大賞など	5		1	
7 かわさき基準(KIS)	b 優れた製品・技術等の認定	無			無	有	有	12,095	0	12,095	認証福祉製品数	22 製品	550	無		7		0	
8 かわさき農産物ブランド品登録認定	b 優れた製品・技術等の認定	無			無	有	有	62	0	62	かわさき農産物ブランド品登録数	25 品目	2	有	セレサ川崎農業協同組合	15		5	

4) イベント等

事務等の名称	事業の細分類	他都市との比較		国の基準等(ある場合)を上回るサービス実施の有無	法律・政令による実施の義務付けの有無	市場性(民間でのサービス実施又は代替可能性)	行政(又は本市)関与の必要性	行政コスト			アウトプット量		単位あたりの純行政コスト(千円/単位)	他部署・機関での同種事務等の実施の有無	有の場合、その部署名等	開始からの経過年数	見直しからの経過年数	備考
		他都市の事務等実施の有無	他都市サービス水準との比較					行政コスト(千円)	サービス等に伴う収入(千円)	純行政コスト(千円)	単位	数量						
1 ビーチバレー大会等の各種イベント開催(川崎みなと祭り)	a 市民の誰もが参加できるもの	無	他都市と同程度の水準		無	無	有	11,151	0	11,151	来場者数	215,000 人	0	有	各区役所等で区民際などを実施	41		1 実行委員会で実施 参加費無料
2 かわさき子どもの権利の日のつどい	a 市民の誰もが参加できるもの	無	他都市を上回る水準		無	無	有	5,093	1,650	3,443	参加者数	3,200 人	1	無		13		1 子どもの権利条約子どもの権利の日(11月20日)を祝うイベント 参加費無料
3 平和を語る市民のつどい	a 市民の誰もが参加できるもの	無	他都市と同程度の水準		無	無	有	1,653	0	1,653	参加人数	250 人	7	無		31		5 参加費無料
4 青少年フェスティバル	a 市民の誰もが参加できるもの	無			無	無	有	8,799	0	8,799	青少年フェスティバル当日の来場者数	8,311 人	1	無		19		- 参加費無料
5 水辺の楽校	a 市民の誰もが参加できるもの	無			無	無	有	11,919	0	11,919	事業参加者数	3,475 人	3	無		-		- 多摩川を拠点にした環境学習や安全教育等を市民団体が実施 参加費無料(保険代等実費負担あり)
6 かわさき自治推進フォーラム	a 市民の誰もが参加できるもの	有	他都市と同程度の水準		無	無	有	7,957	0	7,957	参加者数	108 人	74	有	全市的ではないが、区役所によっては、地域の市民活動に関するイベントを行っている。	5		- 参加費無料
7 国際交流センターのイベント事業	a 市民の誰もが参加できるもの	無	他都市を上回る水準		無	無	有	1,172	906	266	総利用者数(受講者数)	650 人	0	有	川崎市国際交流協会(指定管理を除く、協会主催事業)	20		1 参加者負担有
8 アジア交流音楽祭	b 当該サービスの恩恵が特定の個人に限定されるもの	無	他都市を上回る水準		無	有	有	3,942	0	3,942	総来場者数	78,000 人	0	無		10		- 実行委員会・川崎市が主催 ミュージアム等で音楽祭を開催 実費負担有
9 国内友好自治体交流会	b 当該サービスの恩恵が特定の個人に限定されるもの	有	他都市と同程度の水準		無	無	有	1,773	0	1,773	参加者数	41 人	43	有	市民・子ども局スポーツ室、教育委員会生涯学習推進課	22		- 参加者負担有
10 ビーチバレー大会等の各種イベント開催(ビーチバレー川崎市長杯)	b 当該サービスの恩恵が特定の個人に限定されるもの	無	他都市と同程度の水準		無	無	有	4,767	0	4,767	来場者数	928 人	5	無		4		1 日本ビーチバレー連盟が主催 参加者負担有
11 川崎国際多摩川マラソン	b 当該サービスの恩恵が特定の個人に限定されるもの	無	他都市を上回る水準		無	無	有	20,552	0	20,552	のべ参加者数(平成25年度実績)	6,057 人	3	無		30		1 陸連等と共催 主管は実行委員会 参加者負担有
12 多摩川リバーサイド駅伝in川崎	b 当該サービスの恩恵が特定の個人に限定されるもの	無	他都市と同程度の水準		無	有	有	13,701	0	13,701	のべ参加者数(H25年度実績)	6,669 人	2	無		14		- 陸連等と共催 主管は実行委員会 参加者負担有
14 ゴールデンランブル川崎	b 当該サービスの恩恵が特定の個人に限定されるもの	無	他都市を上回る水準		無	無	有	43,164	0	43,164	入場者数(平成24年度実績)	20,600 人	2	無		6		1 陸連主催 かつては「世界陸上」と言う名称 参加者負担有
15 モントルー・ジャズ・フェスティバル	b 当該サービスの恩恵が特定の個人に限定されるもの	無	他都市を上回る水準		無	有	有	45,034	30,000	15,034	参加者数	15,000 人	1	無		3		- 実行委員会が主催 ミュージアム等で音楽祭を開催 参加者負担有・無料の催しもあり
16 毎日映画コンクール	b 当該サービスの恩恵が特定の個人に限定されるもの	無	他都市を上回る水準		無	有	有	11,110	0	11,110	入場者数(表彰式)	1,100 人	10	無		5		- 毎日新聞等が主催
17 ザルツブルク音楽祭パブリックビューイング	b 当該サービスの恩恵が特定の個人に限定されるもの	無	他都市を上回る水準		無	有	有	5,283	0	5,283	入場者数	2,710 人	2	無		1		- 参加費無料
18 川崎・しんゆり芸術祭(アルテリッカしんゆり)	b 当該サービスの恩恵が特定の個人に限定されるもの	無	他都市を上回る水準		無	有	有	19,506	0	19,506	総入場者数	25,700 人	1	無		5		- 麻生区新百合ヶ丘を中心とする民間のイベントを支援 参加者負担有・無料の催しもあり
19 かわさき環境ショーウィンドウフェア	c 展示会の開催など	無			無	有	有	5,051	0	5,051	出展企業数	6 社	842	有	経済労働局国際環境推進室(国際環境技術展)など	3		1 実行委員会で開催
20 川崎国際環境技術展	c 展示会の開催など	無			無	有	有	67,821	0	67,821	参加企業数	157 社	432	有	経済労働局工業振興課(テクノトランスファーinかわさき)など	5		- 実行委員会で開催 出展者負担有(行政コストに含まず)
21 テクノトランスファー in かわさき	c 展示会の開催など	有	他都市と同程度の水準		無	有	有	6,361	0	6,361	出展小間数	126 小間	50	有	経済労働局国際環境推進室(国際環境技術展)など	26		- 神奈川県などと共催 出展者負担有(行政コストに含まず)
22 かわさきガラスアートフェスタ	c 展示会の開催など	無			無	有	有	8,900	0	8,900	イベント参加人数	950 人	9	無		1		- 参加費無料
23 かわさき産業デザインコンペ	c 展示会の開催など	無			無	有	有	9,120	0	9,120	協賛企業数	9 社	1,013	無		18		- 協賛企業の負担有
24 かわさき起業家オーディション	c 展示会の開催など	無			無	有	有	5,346	0	5,346	応募件数	82 件	65	無		11		- 川崎市産業振興財団で実施
25 みらい産業創造フォーラム	c 展示会の開催など	無			無	有	有	4,467	0	4,467	参加人数	197 人	23	無		10		0 参加費無料
26 アジア・太平洋エコビジネスフォーラムの開催	d その他	無			無	無	有	5,947	0	5,947	参加者数	338 人	18	無		10		-

5) 出版物等

事務等の名称	事業の細分類	他都市との比較		国の基準等(ある場合)を上回るサービス実施の有無	法律・政令による実施の義務付けの有無	市場性(民間でのサービス実施又は代替可能性)	行政(又は本市)関与の必要性	行政コスト				アウトプット量		単位あたりの純行政コスト(千円/単位)	他部署・機関での同種事務等の実施の有無	有の場合、その部署名等	開始からの経過年数	見直しからの経過年数	備考
		他都市の事務等実施の有無	他都市サービス水準との比較					行政コスト(千円)	サービス等に伴う収入(千円)	純行政コスト(千円)	純行政コスト(千円)	単位	発行部数						
1 市政だより	a ほぼすべての市民を対象として無償で配布されるもの	有			無	無	有	269,816	50,469	18.7%	219,347	配布数	12,131,700 部	0	無		65	0	月2回発行 1日号は町内会等を通じて配布 21日号は新聞折込 ネットで閲覧可能
2 出資法人の現況	b 特定の市民の求めに応じて無償で配布されるもの	有	他都市と同程度の水準		無	無	有	3,244	6	0.2%	3,238	発行部数	500 冊	6	無		18	1	ネットで閲覧可能
3 財政読本	b 特定の市民の求めに応じて無償で配布されるもの	有			無	無	有	4,677	105	2.2%	4,572	発行部数	19,500 部	0	無		10	0	無償配布しているが、一部広告収入有 ネットで閲覧可能
4 消防年報	b 特定の市民の求めに応じて無償で配布されるもの	有	他都市と同程度の水準		無	有	有	1,639	0	-	1,639	発行部数	350 冊	5	無		64	1	その他各局に事業概要があり、髪質・内容等にはばらつきあり ネットで閲覧可能
5 職員録	c 市民のニーズに応じ販売されるもの	無	他都市と同程度の水準		無	無	有	4,180	4,463	106.8%	-283	発行部数	9,500 部	-	無		81	4	500円(税込)で販売
6 ひろば	c 市民のニーズに応じ販売されるもの	無			無	無	有	7,649	78	1.0%	7,571	発行部数	3,000 冊	3	無		41	1	600円(税込)で販売
7 政策情報かわさき	c 市民のニーズに応じ販売されるもの	無	他都市と同程度の水準		無	無	有	8,484	77	0.9%	8,407	発行部数	2,400 冊	4	無		18	1	648円(税込)で販売
8 統計データブック	c 市民のニーズに応じ販売されるもの	無	他都市と同程度の水準		無	無	有	4,113	16	0.4%	4,097	発行部数	1,500 部	3	無		13	5	258円で販売 ネットで閲覧可能
9 環境副読本 「わたしたちのくらしと環境 明るい未来に向かって」 (小学校用) 「あしたをつかめ! Yes, We Can!」(中学校用)	d 学校の副読本	無			無	無	有	3,009	0	-	3,009	作成・配布数	24,900 冊	0	無		41	12	小学4、5、6年生用と中学1・2・3年生の2種類有 その他、暮らしとごみ(小3・4)、まちは友達(小3)、水道(小4)、下水道(小4)、消防(小3・4)など有
10 人権教育教材 「はたらく人々」	d 学校の副読本	無			無	無	有	1,859	0	-	1,859	作成部数	20,000 部	0	無		-	2	小学校1年生に配布 その他、暮らしとごみ(小3・4)、まちは友達(小3)、水道(小4)、下水道(小4)、消防(小3・4)など有
11 川崎サイエンスワールド (副読本)	d 学校の副読本	無			無	無	有	7,605	0	-	7,605	発行部数	13,000 冊	1	無		9	-	中1を対象に配布 その他、暮らしとごみ(小3・4)、まちは友達(小3)、水道(小4)、下水道(小4)、消防(小3・4)などあり

6) 施設の管理・運営

事務等の名称	事業の細分類	他都市との比較		国の基準等 (ある場合を 上回るサー ビスの有無)	法律・政令 による実施 の義務付け の有無	市場性(民 間でのサー ビス実施又 は代替可能 性)の有無	行政(又は 本市)関与 の必要性の 有無	行政コスト			アウトプット量		単位あたりの 純行政コス ト(千円/ 単位)	他部署・機 関での同種 事務等の実 施の有無	有の場合、その部 署名等	開始からの経過 年数	見直しからの経 過年数	備考	
		他都市の事 務等実施の 有無	他都市サー ビス水準との 比較					行政コスト(千 円)	サービス等に伴 う収入(千円)	純行政コスト(千 円)	単位	数量							
1 アートセンター	a 市民館・会館等	無	他都市を上回る水準	—	無	無	有	149,464	0	149,464	施設利用者数	67,616 人	2.2 無			7	—	麻生区にある文化芸術振興施設(劇場、映像ホール等) 指定管理者制度導入済み	
2 市民プラザ	a 市民館・会館等	無	他都市を上回る水準	—	無	有	有	217,508	0	217,508	施設利用者数	406,708 人	0.5 有	市民・子ども局市民 スポーツ室、市民 文化室、環境局減 量推進課			2	0	高津区にある健康増進・文化振興施設(ホール、茶 室、ごみ焼却場の余熱利用プール等) 指定管理者制度導入済み
3 男女共同参画センター (講座・相談等を除く)	a 市民館・会館等	有	他都市を上回る水準	—	無	有	有	108,659	0	108,659	ホール・楽屋・研修室等利用 者数	127,146 人	0.9 無			15	1	高津区にある施設(ホールや会議室) 指定管理者制度導入済み	
4 平和館	a 市民館・会館等	無	他都市を上回る水準	—	無	有	有	50,790	12,876	37,914	入館者数	52,133 人	0.7 無			22	—	中原区にある施設(屋内広場や会議室、展示施設)	
5 教育文化会館・市民館	a 市民館・会館等	有	他都市と同程度の水準	—	無	無	有	1,173,559	255,252	918,307	生涯学習や市民活動等を行 うために、1年間に市民団 体が教育文化会館・市民館等 を利用した件数	88,299 件	10.4 無			46	4	・社会教育法の公民館で各区に1館設置(他に分館等 有(一部予算額に含まず)) ・「開始からの経過年数」については、最も年数が経 過している教育文化会館の築年数 ・「見直しからの経過年数」については、最も年数の 浅い中原市民館の築年数	
6 マリエン	a 市民館・会館等	無	他都市と同程度の水準	—	有	有	有	158,299	0	158,299	施設利用者数	343,421 人	0.5 無			22	—	川崎区東扇島にある港湾会館(会議室やビーチ/バレー コート、テニスコート、展望室等有) 指定管理者制度導入済み	
7 図書館	b 図書館	有	他都市と同程度の水準	—	無	無	有	680,871	73	680,798	貸出冊数	6,662,198 冊	0.1 無			64	2	各区に図書館、区によっては分館を設置 収入額は、公衆無線LAN設置使用料ほか	
8 スポーツセンター等	c 運動施設	有	他都市と同程度の水準	—	無	有	有	622,099	0	622,099	延べ利用者数	1,987,264 人	0.3 無			58	0	各区にあるスポーツ施設(体育室、トレーニング室など 有)及び幸区の石川記念武道館 指定管理者制度導入済み	
9 公園内運動施設(プール)	c 運動施設	有	他都市と同程度の水準	—	無	有	有	161,051	25,556	135,495	プール入場者数	132,687 人	1.0 無			46	—		
10 公園内運動施設(野球場)	c 運動施設	有	他都市と同程度の水準	—	無	有	有	100,081	16,022	84,059	利用コマ数	7,993 コマ	10.5 有	多摩スポーツセン ターが管理する野 球場あり。			64	—	
11 市民ミュージアム	d 文化芸術施設	有	他都市と同程度の水準	—	無	無	有	521,228	29,366	491,862	総来館者数	172,178 人	2.9 無			26	1	中原区にある博物館	
12 川崎シンフォニーホール	d 文化芸術施設	有	他都市を上回る水準	—	無	無	有	1,091,055	32,199	1,058,856	音楽ホール入場者数	211,035 人	5.0 有	各区市民館(生涯 学習支援課)			10	1	幸区にある音楽ホール(音楽ホール、交流室など有) 指定管理者制度導入済み 収入額は、駐車場賃付料、目的外使用料(売店・自販 機ほか)
13 日本民家園	d 文化芸術施設	無	他都市を上回る水準	—	無	無	有	147,180	44,394	102,786	総入園者数	123,453 人	0.8 有	青少年科学館(教 育委員会事務 局)、岡本太郎美 術館・市民ミュージ アム(市民・子ども 局)			47	1	多摩区にある博物館法に基づく施設 指定管理者制度導入済み 行政コストはH24年度(直営時)のもの

事務等の名称	事業の細分類	他都市との比較		国の基準等 (ある場合を上回るサービスの有無)	法律・政令による実施の義務付けの有無	市場性(民間でのサービス実施又は代替可能性)の有無	行政(又は本市)関与の必要性の有無	行政コスト			アウトプット量		単位あたりの純行政コスト(千円/単位)	他部署・機関での同種事務等の実施の有無	有の場合、その部署名等	開始からの経過年数	見直しからの経過年数	備考		
		他都市の事務等実施の有無	他都市サービス水準との比較					行政コスト(千円)	サービス等に伴う収入(千円)	純行政コスト(千円)	単位	数量								
												人							人	
14 青少年科学館	d 文化芸術施設	有	他都市と同程度の水準	—	無	無	有	625,362	32,655	592,707	入館者数	367,238	人	1.6	無		43	3	多摩区にある博物館法等に基づく施設(プラネタリウム等) 指定管理者制度導入済み 行政コストはH24年度(直営時)のもの	
15 岡本太郎美術館	d 文化芸術施設	無	他都市と同程度の水準	—	無	有	有	163,101	54,127	108,974	施設利用者数(入館者数)	83,037	人	1.3	有	市民・子ども局市民ミュージアム(美術館業務)		15	1	多摩区にある施設 指定管理者制度導入済み 行政コストはH24年度(直営時)のもの
16 藤子・F・不二雄ミュージアム	d 文化芸術施設	無	他都市を上回る水準	—	無	有	有	99,868	0	99,868	施設利用者数	458,129	人	0.2	無			3	—	多摩区にある博物館 指定管理者制度導入済み
17 青少年の家	e 青少年施設	有	他都市と同程度の水準	—	無	有	有	70,781	0	70,781	利用者数	40,819	人	1.7	無			26	8	宮前区にある宿泊施設 指定管理者制度導入済み
18 ハッペ少年自然の家	e 青少年施設	有	他都市と同程度の水準	—	無	有	有	260,546	0	260,546	延べ利用人数	95,767	人	2.7	無			37	8	長野県富士見町にある宿泊施設 指定管理者制度導入済み
19 子ども文化センター	e 青少年施設	有	他都市と同程度の水準	無	無	無	有	3,007,360	363,268	2,644,092	延べ利用人数	1,759,801	人	1.5	無			49	8	中学校区に一箇所設置された児童館 指定管理者制度導入済み 収入額は国県支出金の額
20 わくわくプラザ	e 青少年施設	有	他都市を上回る水準	無	無	無	有	49,134	0	49,134	延べ利用人数	145,252	人	0.3	無			11	8	市内のすべての公立小学校の敷地内に設置され、放課後・土曜・長期休業日など、利用を希望する小学1年生から小学6年生までが利用できる施設 指定管理者制度導入済み
21 子ども夢パーク	e 青少年施設	有	他都市を上回る水準	—	無	無	有	62,333	0	62,333	延べ利用者数	93,550	人	0.7	無			11	8	子どもの権利条例に基づき、子どもの居場所として高津区に設置された施設 指定管理者制度導入済み
22 黒川青少年野外活動センター	e 青少年施設	無	他都市と同程度の水準	—	無	無	有	24,000	0	24,000	利用者数	27,741	人	0.9	無			23	8	麻生区にある青少年施設(宿泊施設等) 指定管理者制度導入済み
23 公立保育所	f 保育施設	有	他都市を上回る水準	有	無	有	有	10,158,805	1,840,568	8,318,237	公設公営の保育所数。定員数、4月1日入所児童数 平成25年度:57か所、5,555人、5,636人	5,636	人	1,475.9	無			65	1	指定管理者制度一部導入済み
24 地域子育て支援センター	g 子育て支援施設	有	他都市と同程度の水準	無	無	無	有	256,071	126,080	129,991	延べ利用者数	491,528	人	0.3	無			15	1	乳幼児とその保護者が利用する施設(保育所併設型・単独型、児童館型有) 収入額は国県支出金の額
25 老人いきいの家	h 老人関連施設	有	他都市を上回る水準	無	無	無	有	172,809	0	172,809	利用者数	598,678	人	0.3	無			42	9	老人の心身の健康増進を図るため施設、中学校区に1箇所を基本として設置(広間、風呂などあり) 指定管理者制度導入済み
26 老人福祉センター	h 老人関連施設	有	他都市と同程度の水準	無	無	無	有	315,475	2,007	313,468	利用者数	298,049	人	1.1	無			48	9	区に1箇所を基本として老人福祉法に基づき設置された福祉センター 指定管理者制度導入済み 収入額は、高津老人福祉・地域交流センター(複合施設)のうち、地域交流センターの利用料収入分

事務等の名称	事業の細分類	他都市との比較		国の基準等(ある場合)を上回るサービスの有無	法律・政令による実施の義務付けの有無	市場性(民間でのサービス実施又は代替可能性)の有無	行政(又は本市)関与の必要性の有無	行政コスト			アウトプット量		単位あたりの純行政コスト(千円/単位)	他部署・機関での同種事務等の実施の有無	有の場合、その部署名等	開始からの経過年数	見直しからの経過年数	備考
		他都市の事務等実施の有無	他都市サービス水準との比較					行政コスト(千円)	サービス等に伴う収入(千円)	純行政コスト(千円)	単位	数量						
27 公衆便所維持管理	i 都市基盤施設(及び付属施設)	有	他都市と同程度の水準	無	有	無	有	38,763	0	38,763	対象施設数	14 施設	2,768.8	無				
28 港湾緑地維持管理	i 都市基盤施設(及び付属施設)	無	—	—	無	無	有	74,244	34,937	39,307	開園日数	365 日	107.7	無		6	1	収入額の内訳については、下記のとおり ・駐車場使用料:28,647 ・バーベキュー場使用料:3,421 ・その他使用料:2,869
29 道路の維持補修	i 都市基盤施設(及び付属施設)	有	他都市と同程度の水準	無	有	無	有	2,480,093	0	2,480,093	維持補修面積	195,759 m ²	12.7	無				
30 道路照明施設の維持管理	i 都市基盤施設(及び付属施設)	有	他都市と同程度の水準	無	有	無	有	248,074	0	248,074	道路照明灯の設置及び更新	288 基	861.4	無		49	1	震災時の電力需給対策を継続しており、一部間引きを実施
31 夢見ヶ崎動物公園	i 都市基盤施設(及び付属施設)	無	他都市を下回る水準	—	無	無	有	148,152	0	148,152	来園者数(概数)	226,700 人	0.7	無		40	—	幸区の夢見ヶ崎公園内に設置された唯一の動物園
32 街路樹の維持管理	i 都市基盤施設(及び付属施設)	有	他都市を下回る水準	—	有	無	有	335,596	0	335,596	街路樹の本数	41,149 本	8	有	各区役所道路公園センター整備課	68	6	
33 公園緑地の維持管理	i 都市基盤施設(及び付属施設)	有	他都市を下回る水準	—	有	無	有	1,008,152	0	1,008,152	公園緑地の箇所数	1,091 箇所	924	有	各区役所道路公園センター整備課	78	6	
34 ニヶ領せせらぎ館	i 都市基盤施設(及び付属施設)	無	—	—	無	無	有	5,476	0	5,476	来館者数(施設利用者数)、事業参加者数	24,856 人	0.2	無		15	—	多摩区のニヶ領宿河原堰管理所(国管理)の一角にあり、情報発信拠点として活用され、管理、運営は市が「NPO法人多摩川エコミュージアム」に委託
35 大師河原水防センター	i 都市基盤施設(及び付属施設)	無	—	—	無	無	有	5,710	0	5,710	来館者数(施設利用者数)、事業参加者数	14,999 人	0.4	無		7	—	川崎区にある「大師河原水防センター」の一角にあり、施設の一部を多摩川河口部周辺での環境学習や歴史文化等の情報提供、水防訓練の場として、運営しており、市がNPOに委託
36 緑化センター	j その他の施設	有	他都市と同程度の水準	—	無	無	有	46,980	0	46,980	平成24年度緑化センターまつり来場者	11,578 人	4.1	無		35	4	多摩区にある都市緑化の相談等を行うための施設 指定管理者制度導入済み
37 駐輪場	j その他の施設	有	他都市と同程度の水準	無	有	有	有	240,374	482,878	-242,504	駐輪場の収容台数	50,950 台	—	無		27	2	指定管理者制度導入済み

事務等の名称	事業の細分類	他都市との比較		国の基準等 (ある場合を上回るサービスの有無)	法律・政令 による実施 の義務付け の有無	市場性(民間でのサービス実施又は代替可能性)の有無	行政(又は本市)関与の必要性の有無	行政コスト			アウトプット量		単位あたりの純行政コスト(千円/単位)	他部署・機関での同種事務等の実施の有無	有の場合、その部署名等	開始からの経過年数	見直しからの経過年数	備考
		他都市の事務等実施の有無	他都市サービス水準との比較					行政コスト(千円)	サービス等に伴う収入(千円)	純行政コスト(千円)	単位	数量						
38 農業技術支援センター	j その他の施設	無	—	—	無	無	有	99,478	1,990	97,488	来園者数	23,135 人	4.2	無		55		6 多摩区にある施設(農場、温室等有)収入額は、農産物の売払い収入の額
39 ホームレス自立支援事業(明るい町づくり対策) (ホームレス自立支援センター)	j その他の施設	有	他都市を上回る水準	無	無	無	有	386,528	374,328	12,200	ホームレス自立支援センター入所者数	388 人	31.4	無		20		10 川崎市就労自立支援センター(川崎区日進町、渡田、高津区下野毛など)の運営に係る費用以外も含む・「開始年度」が不明確なため、便宜上「パン券」事業の開始年度を記載した。 なお、「サービス等に伴う収入」の額は、国県支出金。 なお、生活困窮者自立支援法の施行に伴い、平成27年度から負担割合が変更され、従来の県基金10/10から、事業内容に応じて国庫負担3/4又は国庫補助2/3となる予定。
40 福祉パル	j その他の施設	無	他都市と同程度の水準	無	無	無	有	318,204	7,987	310,217	研修室、ボランティアコーナー 述べ利用者数	57,806 人	5.4	無		24		— 各区に設置され、社協が運営する福祉拠点収入額は複合・併設施設からの諸費負担金の額

7) その他の市民サービス等

事務等の名称	事業の細分類	他都市との比較		国の基準等 (ある場合を 上回るサー ビスの有無)	法律・政令 による実施 の義務付け の有無	市場性(民 間でのサー ビス実施又 は代替可能 性)の有無	行政(又は 本市)関与 の必要性の 有無	行政コスト			アウトプット量			単位あたり の純行政コ スト(千円/ 単位)	他部署・機 関での同様 事務等の実 施の有無	有の場合、その部 署名等	開始からの経過 年数	見直しからの経過 年数	備考
		他都市の事 務等実施の 有無	他都市サービス水準との 比較					行政コスト(千 円)	サービス等に伴 う収入(千円)	純行政コスト(千 円)	単位	数量	今後の 見込み						
1 介護予防事業	a 法による義務付けにより市がサービスを提供するもの	有	他都市と同程度の水準	-	有	無	有	554,022	0	554,022	利用者数・団体数(ふれあい活動のみ)	263,175 人	不明	2	無		14	2	介護保険法に基づく事業(運動機能向上や栄養改善等) (特別会計の事業)
2 健康づくり事業	a 法による義務付けにより市がサービスを提供するもの	無	他都市と同程度の水準	無	有 (一部努力義務)	無	有	311,718	2,645	309,073	事業参加者数、ボランティア養成数、各指導件数の総数(単位は人とする)	49,463 人	減少	6	有	食育推進:総務局、市民・こども局、こども本部、経済労働局、環境局、教育委員会、たばこ対策:教育委員会、運動普及推進員教育等:地域包括ケアセンター	57	0	健康増進法17条等に基づく義務有(たばこ対策等) 「サービス等に伴う収入」のうち、1,365千円は受益者負担額(その他は国県支出金)
3 予防接種事業	a 法による義務付けにより市がサービスを提供するもの	有	他都市と同程度の水準	無	有	無	有	3,585,158	11,718	3,573,440	接種種数	382,000 人	増加	9	無		66	1	予防接種法に基づく実施義務有、ただし法定化されても基本的に自治体負担 「サービス等に伴う収入」の額は、国県支出金
4 乳幼児健康診査	a 法による義務付けにより市がサービスを提供するもの	有	他都市を上回る水準	有	有	無	有	548,688	0	548,688	乳幼児健康診査受診者数	87,138 件	増加	6	無		35	9	母子保健法12条に基づく義務有 ・国の基準を上回るサービス実施に要する経費: 315,191千円/年 ※母子保健法に定める対象年齢を超えた幼児に対し、健診を行っている。
5 消防車	a 法による義務付けにより市がサービスを提供するもの	有	他都市と同程度の水準	無	有	無	有	7,323,930	0	7,323,930	出場回数	3,186 回	不明	2,299	無		66	0	
6 救急車	a 法による義務付けにより市がサービスを提供するもの	有	他都市と同程度の水準	無	有	無	有	2,658,456	0	2,658,456	出場回数	63,464 回	増加	42	無		66	0	
7 消防ヘリコプター	a 法による義務付けにより市がサービスを提供するもの	無	他都市と同程度の水準	-	有	無	有	245,005	0	245,005	出場回数	81 回	不明	3,025	無		29	13	火災等の出場回数のみカウント (その他各種調査等で281回)
8 消防艇	a 法による義務付けにより市がサービスを提供するもの	無	他都市と同程度の水準	無	有	無	有	255,443	0	255,443	出場回数	23 件	不明	11,106	無		50	12	火災等の出場回数のみカウント (その他各種調査等で68件)
9 救急救命士の養成	a 法による義務付けにより市がサービスを提供するもの	有	他都市と同程度の水準	無	有	無	有	15,945	0	15,945	受講(養成)者数	5 人	横ばい	3,189	無		23	5	
10 放置自転車の撤去	a 法による義務付けにより市がサービスを提供するもの	有	他都市と同程度の水準	無	有	無	有	575,062	86,974	488,088	放置自転車の撤去台数	46,868 台	減少	10	無		27	2	
11 がん検診事業	b 市によるサービスの供給が法の努力義務であるもの	有	他都市と同程度の水準	有	無	無	有	1,876,006	110,223	1,765,783	がん検診の延受診者数	234,450 人	増加	8	無		6	2	老人保健法に基づき義務付けがあったが、現在は健康増進法に基づく努力義務(肺がん、大腸がん、胃がん、子宮がん、乳がん) ・「サービス等に伴う収入」の額は、国県支出金 ・国の基準を上回るサービス実施に要する経費: 235,612千円/年 ※胃がん検診について、エックス線検査に加えて内視鏡検査を導入している。
12 健康増進法等検診	b 市によるサービスの供給が法の努力義務であるもの	有	他都市と同程度の水準	無	無	無	有	89,422	12,447	76,975	延受診者数(歯周疾患検診、骨粗しょう症検診、生活保護受給者等健康診査)	11,141 人	増加	7	無		6	1	健康増進法に基づく努力義務 「サービス等に伴う収入」の額は、国県支出金
13 施設障害福祉サービス事業	c 法による義務付けにより民間事業者等が実施するサービスについて、市が監視、指導あるいは事業費の給付を行うもの	有	他都市と同程度の水準	有	有	無	有	10,851,237	6,191,473	4,659,764	利用者数	3,527 人	増加	1,321	有	市民・こども局こども本部こども福祉課	8	1	障害者総合支援法に基づく、法定給付事業 ・国の基準を上回るサービス実施に要する経費: 1,505,407千円/年 ※事業者の報酬についての本市独自の加算措置による。
14 障害者グループホーム事業	c 法による義務付けにより民間事業者等が実施するサービスについて、市が監視、指導あるいは事業費の給付を行うもの	有	他都市と同程度の水準	有	有	無	有	2,620,212	1,380,528	1,239,684	グループホームの定員数	901 人	増加	1,376	無		8	1	障害者総合支援法に基づく、法定給付事業 ・国の基準を上回るサービス実施に要する経費: 682,453千円/年 ※ホームの支援体制の確保及び入居者の家賃軽減などを目的とした市単独の加算を行っている。
15 生活習慣病予防事業	d 法による義務付けがなく類似のサービスが民間にないもの	無	他都市を上回る水準	無	無	無 (一部有)	有	90,186	2,016	88,170	利用者数	3,949 人	減少	22	有	健康福祉局保険年金課(健診・保健指導)	31	6	若年者に着目した健診・保健指導等事業(18~39歳対象)、生活習慣病予防等の健康管理に資することを目的とした市民健康手帳交付事業(40歳以上対象)などを実施 「サービス等に伴う収入」のうち、1,182千円は受益者負担額(その他は国県支出金)
16 高齢者外出支援事業	d 法による義務付けがなく類似のサービスが民間にないもの	無	他都市を下回る水準	-	無	無 (一部有)	有	1,576,309	0	1,576,309	高齢者特別乗車証明書・高齢者フリーバス交付件数	321,794 件	増加	5	無		40	0	70歳以上の高齢者が対象、コイン方式、フリーバス方式有、フリーバスの場合負担は月千円
17 障害者の移動手段の確保対策事業	d 法による義務付けがなく類似のサービスが民間にないもの	無		-	無	無	有	699,355	0	699,355	フリーバス(身体・知的)交付件数、タクシー券交付件数、福祉バス運行件数、福祉キャブ運行件数	21,999 件	増加	32	無		31	1	障害者外出支援乗車事業(バス乗車証交付)、重度障害者福祉タクシー事業、福祉バス運行事業、福祉キャブ(リフト付き自動車)運行事業を実施。事業費は乗車事業のみ。対象は身体障害者、知的障害者のうち重度の方など

事務等の名称	事業の細分類	他都市との比較						行政コスト			アウトプット量			単位あたりの純行政コスト(千円/単位)	他部署・機関での同種事務等の実施の有無	有の場合、その部署名等	開始からの経過年数	見直しからの経過年数	備考	
		他都市の事務等実施の有無	他都市サービス水準との比較	国の基準等(ある場合)を上回るサービスの有無	法律・政令による実施の義務付けの有無	市場性(民間でのサービス実施又は代替可能性)の有無	行政(又は本市)関与の必要性の有無	行政コスト(千円)	サービス等に伴う収入(千円)	純行政コスト(千円)	単位	数量								今後の見込み
												数量	増加							
18 精神障害者バス乗車券交付事業	d 法による義務付けがなく類似のサービスが民間にないもの	無		-	無	無	有	264,954	0	264,954	フリーバス(精神)交付件数	6,255 件	増加	42	無		17	2	精神障害者のうち重度の方などを対象としてバス乗車証を交付	
19 児童扶養手当受給世帯への市バス特別乗車証交付事業	d 法による義務付けがなく類似のサービスが民間にないもの	無	他都市を下回る水準	-	無	無	有	408,913	0	408,913	特別乗車証交付者数(児童扶養手当受給世帯)	4,454 件	横ばい	92	無		47	4	市バスのみ	
20 敬老入浴デー事業	d 法による義務付けがなく類似のサービスが民間にないもの	無	他都市と同程度の水準	-	無	無	有	58,268	0	58,268	利用者数	133,661 人	横ばい	0	無		39	0	①敬老入浴デー(毎週土曜日、65歳以上の高齢者に市内の公衆浴場を半額で開放)、②敬老の日入浴デー(老人週間のうち3日間に、65歳以上の高齢者に市内の公衆浴場を無料で開放)	
21 火災予防に関する講習会	d 法による義務付けがなく類似のサービスが民間にないもの	有	他都市と同程度の水準	-	無	無	有	3,878	0	3,878	受講者数	37,469 人	横ばい	0	無		66	-		
22 コールセンター事業	d 法による義務付けがなく類似のサービスが民間にないもの	無		-	無	無	有	1,278	0	1,278	回数	534 回	増加	2	無		6	-	医師会が運営する救急医療情報センターの医療機関紹介に加え、軽症者が病院に行くまでの交通手段として救急タクシーや民間救急の案内・手配業務を実施	
23 訪問受入・使節派遣(国際親善事業)	d 法による義務付けがなく類似のサービスが民間にないもの	有	他都市と同程度の水準	-	無	無	有	8,502	17	8,485	実施回数	9 件	増加	943	有	経済労働局国際経済推進室	不明	0	収入額はイベントの参加費	
24 姉妹・友好都市記念のイベント事業	d 法による義務付けがなく類似のサービスが民間にないもの	有	他都市と同程度の水準	-	無	無	有	3,092	0	3,092	実施回数	0 件	横ばい	-	有		不明	2		
25 多言語による広報資料	d 法による義務付けがなく類似のサービスが民間にないもの	有	他都市を上回る水準	-	無	無	有	3,492	0	3,492	多言語資料の数	3 種類	増加	1,164	有	総務局危機管理室、環境局減量推進課、各区役所他	16	1		
26 各種広報番組(テレビ・ラジオ)	d 法による義務付けがなく類似のサービスが民間にないもの	有	他都市と同程度の水準	-	無	無	有	140,192	0	140,192	テレビ平均視聴率 FM横浜平均聴取率	3 1 %	横ばい	-	無		42	3		
27 生ごみリサイクルモデル事業	d 法による義務付けがなく類似のサービスが民間にないもの	無		-	無	無	有	15,715	0	15,715	生ごみ量	44,151 kg	減少	0	無		9	-	市内の小中学校で回収した生ごみを堆肥化、飼料化等するモデル事業を実施	
28 建築計画概要書写し等の交付	d 法による義務付けがなく類似のサービスが民間にないもの	無	他都市と同程度の水準	-	無	無	有	14,648	5,127	9,521	交付件数	35,421 件	増加	0	無		13	-	実績数量の内訳(建築計画概要書 21,465件、台帳記載証明書 13,956件)	
29 コミュニティ交通導入支援に関する補助	d 法による義務付けがなく類似のサービスが民間にないもの	無	他都市を下回る水準	-	無	無	有	27,757	0	27,757	ワーキング等開催回数	45 回	増加	616.8	無		6	1		
30 PTA家庭教育学級	d 法による義務付けがなく類似のサービスが民間にないもの	有	他都市と同程度の水準	-	無	無	有	9,390	0	9,390	PTA家庭教育学級の参加者数	14,224 人	横ばい	1	無		49	11		
31 図書相談・レファレンスサービス(図書館の閲覧奉仕事業)	d 法による義務付けがなく類似のサービスが民間にないもの	有	他都市と同程度の水準	-	無	無	有	96,742	0	96,742	平成25年度読書相談等実績	284,730 件	増加	0	無		不明	1		
32 障害者貸出サポート・朗読サービス(図書館の閲覧奉仕事業)	d 法による義務付けがなく類似のサービスが民間にないもの	有	他都市と同程度の水準	-	無	無	有	11,197	0	11,197	貸出サポート、対面朗読実施回数	472 回	横ばい	24	無		33	8		
33 読み聞かせ(図書館の閲覧奉仕事業)	d 法による義務付けがなく類似のサービスが民間にないもの	有	他都市と同程度の水準	-	無	無	有	24,187	0	24,187	お話し会実施回数	899 回	増加	27	有	保健所、小学校、こども文化センターなど	64	-		
34 子どもの権利学習派遣事業	d 法による義務付けがなく類似のサービスが民間にないもの	無	他都市を上回る水準	-	無	無	有	6,760	0	6,760	子どもの参加人数	3,815 人	横ばい	2	無		13	-		
35 人権教育研修	d 法による義務付けがなく類似のサービスが民間にないもの	無		-	無	無	有	187	0	187	参加者数	801 人	横ばい	0	無		不明	-		
36 民族文化講師ふれあい事業	d 法による義務付けがなく類似のサービスが民間にないもの	無		-	無	無	有	2,347	0	2,347	子どもの参加数	7,636 人	横ばい	0	無		17	-		
37 子どもの権利に関する講師派遣	d 法による義務付けがなく類似のサービスが民間にないもの	無	他都市を上回る水準	-	無	無	有	1,212	0	1,212	参加者数	967 人	増加	1	無		13	-		
38 講座・研修(社会教育振興事業)	d 法による義務付けがなく類似のサービスが民間にないもの	有	他都市と同程度の水準	-	無	無	有	392,812	0	392,812	市民館における生涯学習活動(社会教育振興事業)参加者数	102,000 人	横ばい	4	無		65	11		

事務等の名称	事業の細分類	他都市との比較		国の基準等(ある場合)を上回るサービスの有無	法律・政令による実施の義務付けの有無	市場性(民間でのサービス実施又は代替可能性)の有無	行政(又は本市)関与の必要性の有無	行政コスト			アウトプット量			単位あたりの純行政コスト(千円/単位)	他部署・機関での同種事務等の実施の有無	有の場合、その部署名等	開始からの経過年数	見直しからの経過年数	備考
		他都市の事務等実施の有無	他都市サービス水準との比較					行政コスト(千円)	サービス等に伴う収入(千円)	純行政コスト(千円)	単位	数量	今後の見込み						
39 相談・情報提供(生涯学習情報の収集・提供事業)	d 法による義務付けがなく類似のサービスが民間にないもの	有	他都市と同程度の水準	-	無	無	有	7,978	0	7,978	市民館における生涯学習活動(学習情報提供・学習相談事業)相談件数	297 件	横ばい	27	無		11	-	
40 外国語指導助手(ALT)の配置	d 法による義務付けがなく類似のサービスが民間にないもの	有	他都市と同程度の水準	-	無	無	有	291,633	0	291,633	生徒数	104,107 人	増加	3	無		22	0	
41 研究研修支援講師派遣(教科教育研究事業)	d 法による義務付けがなく類似のサービスが民間にないもの	無	他都市を下回る水準	-	無	無	有	3,421	0	3,421	利用学校数	29 件	横ばい	118	無		不明	1	
42 校外活動等の児童・生徒に係る賠償責任保険・傷害保険	d 法による義務付けがなく類似のサービスが民間にないもの	無	他都市を上回る水準	-	無	無	有	3,007	0	3,007	対象人数	36,122 人	増加	0	無		不明	-	
43 公共施設利用予約システム事業	d 法による義務付けがなく類似のサービスが民間にないもの	有	他都市と同程度の水準	-	無	無	有	127,935	120	127,815	登録使用者数	40,535 人	横ばい	3	有	市民利用システム所管課	15	2	収入額はバナー広告収入によるもの
44 福祉人材確保	e 法による義務付けがなく類似のサービスが民間にあるもの	有	他都市を上回る水準	-	無	有	有	135,413	0	135,413	高齢社会福祉総合センター(研修受講者数) ※他に、福祉人材バンクにおける就労者数等あり	2,291 人	横ばい	59	無		22	-	社会人求職者、資格保有者、学生等を対象とした介護職の普及啓発事業、人材の紹介事業、キャリアアップのための研修事業
45 要介護者生活支援ヘルパー派遣事業	e 法による義務付けがなく類似のサービスが民間にあるもの	無	他都市と同程度の水準	-	無	有	有	57,759	0	57,759	利用者数	112 人	横ばい	516	無		14	8	要介護1以上のひとり暮らし等の家族による支援が得られない高齢者に対するヘルパー派遣事業事業費には当該事業の運営を委託している(福)川崎市社会福祉協議会が、当課から委託している他の事業(生活支援型食事サービス事業日常生活用具給付事業、緊急通報システム設置運営事業、高齢者外出支援サービス事業)に要する人件費・事務費等の管理経費も併せて計上されている。 また、当事業は、サービス運営全体を(福)川崎市社会福祉協議会に委託しているため、事業費については、当事業に係る経費から利用者からのサービス料金を差し引いた金額が計上されている。
46 翻訳・通訳(国際親善事業)	e 法による義務付けがなく類似のサービスが民間にあるもの	有	他都市と同程度の水準	-	無	有	有	4,867	0	4,867	件数	243 件	増加	20	無		不明	3	
47 公衆無線LANアクセスポイントの設置	e 法による義務付けがなく類似のサービスが民間にあるもの	無	他都市を下回る水準	-	無	有	有	5,252	0	5,252	公衆無線LANアクセスポイントのアクセス数(7区合計:平成25年11月～平成26年3月)	3,020 件	増加	2	有	教育委員会中原図書館	1	-	各区役所に無料のアクセスポイントを設置
48 講演・講座(図書館の閲覧奉仕事業)	e 法による義務付けがなく類似のサービスが民間にあるもの	有	他都市と同程度の水準	-	無	有	無	8,001	0	8,001	参加人数	2,543 人	増加	3	無		33	0	
49 実験教室の実施(21世紀子どもサイエンス事業)	e 法による義務付けがなく類似のサービスが民間にあるもの	無		-	無	有	有	6,523	0	6,523	参加者数	18,909 人	増加	0	無		10	-	
50 資源集団回収	e 法による義務付けがなく類似のサービスが民間にあるもの	有	他都市と同程度の水準	-	無	有	有	249,621	0	249,621	川崎市資源集団回収事業における回収量	47,999 トン	横ばい	5	無		24	10	住民団体等が実施する古紙回収等について、住民団体にキロ3円、回収業者に1円を交付

②補助・助成金・融資

事務等の名称	事業の細分類	他都市との比較		国の基準等(ある場合)を上回るサービスの有無	法律・政令による実施の義務付けの有無	市場性(民間でのサービス実施又は代替可能性)の有無	行政(又は本市)関与の必要性の有無	行政コスト				アウトプット量			単位あたりの純行政コスト(千円/単位)	他部署・機関での同種事務等の実施の有無	有の場合、その部署名等	開始からの経過年数	見直しからの経過年数	備考
		他都市の事務等実施の有無	他都市サービス水準との比較					行政コスト(千円)	サービス等に伴う収入(千円)	純行政コスト(千円)	人件費比率(%)	単位	数量							
													今後の見込み							
1 保育所整備費補助	a 特定財源型	有	他都市と同程度の水準	有	無	無	有	2,106,452	1,217,252	889,200	0.1%	対象法人数	26 社	増加	34,200.0	無		22	0	民間保育所に対する運営法人への施設整備費等への補助金 ・国の基準を上回るサービス実施に要する経費:851,066千円/年 ※安心こども基金の基準を上回る金額の補助を実施している。
2 私立幼稚園保育料補助	a 特定財源型	有	他都市と同程度の水準	有	無	無	有	2,017,367	250,118	1,767,249	0.1%	補助対象者数	24,282 人	減少	72.8	無		42	0	3・4・5歳の幼児を私立幼稚園(公認)に通園させている保護者 ・収入額は国県支出金の額 ・国の基準を上回るサービス実施に要する経費:635,197千円/年 ※国基準対象外世帯等への市単独での補助を行っている。
3 ノンステップバス導入補助	a 特定財源型	無	他都市と同程度の水準	無	無	無	有	2,209	0	2,209	100.0%	対象件数	0 件	横ばい	-	無		13	-	
4 高齢者向け優良賃貸住宅に関する補助	a 特定財源型	無	他都市と同程度の水準	無	無	無	有	86,530	37,983	48,547	10.9%	供給戸数	185 戸	増加	262.4	無		16	1	
5 特定優良賃貸住宅に関する補助	a 特定財源型	無	他都市と同程度の水準	無	無	無	有	213,011	77,064	135,947	2.5%	管理戸数	2,067 戸	減少	65.8	無		23	1	
6 民営鉄道駅舎エレベーター等設置に関する補助	a 特定財源型	有	他都市と同程度の水準	無	無	無	有	4,418	0	4,418	100.0%	エレベーター補助基数	0 基	横ばい	-	無		22	-	
7 密集住宅市街地整備促進事業に関する補助	a 特定財源型	無	-	無及び-	無	無	有	9,151	2,057	7,094	55.0%	実施件数	14 件	横ばい	506.7	無		22	3	国の基準を上回るサービスの有無欄 内訳 ・密集住宅市街地整備促進事業 無 ・住宅不燃化促進事業 - ・区画道路拡幅整備事業 -
8 マンション耐震改修診断・工事助成	a 特定財源型	有	他都市と同程度の水準	無	無	無	有	65,532	31,674	33,858	3.3%	対象件数	9 件	増加	3,762.0	無		14	7	
9 コンテナ貨物補助	b 協調型	無	他都市と同程度の水準	-	無	無	有	86,518	0	86,518	7.7%	交付対象事業者から徴する証明書類によるコンテナ本数	15,938 件	増加	5.4	無		3	0	東京、横浜と協調したコンテナ貨物への補助制度
10 講座・研修(生涯学習財団補助事業)	c 出資法人(25%以上)への補助金	有	他都市と同程度の水準	-	無	無	有	31,982	0	31,982	9.7%	アカデミー事業、青少年活動、シニア活動事業の参加者合計	12,095 人	増加	2.6	無		24	2	
11 相談・情報提供(生涯学習財団補助事業)	c 出資法人(25%以上)への補助金	有	他都市と同程度の水準	-	無	無	有	18,247	0	18,247	16.9%	生涯学習情報(ふれあいネット)利用件数・入力件数	22,881 件	増加	0.8	有	市民館において学習相談及び情報提供として対応している。	24	2	

事務等の名称	事業の細分類	他都市との比較		国の基準等(ある場合)を上回るサービスの有無	法律・政令による実施の義務付けの有無	市場性(民間でのサービス実施又は代替可能性)の有無	行政(又は本市)関与の必要性の有無	行政コスト				アウトプット量			単位あたりの純行政コスト(千円/単位)	他部署・機関での同種事務等の実施の有無	有の場合、その部署名等	開始からの経過年数	見直しからの経過年数	備考
		他都市の事務等実施の有無	他都市サービス水準との比較					行政コスト(千円)	サービス等に伴う収入(千円)	純行政コスト(千円)	人件費比率(%)	単位	数量							
													今後の見込み							
12 民間保育所の運営に関する補助	d 調整・補完型	有	他都市を上回る水準	有	有	無	有	18,083,454	8,344,817	9,738,637	0.1%	民設民営の保育所数、定員数、4月1日入所児童数 平成25年度:151か所、12,010人、12,057人	12,057人	増加	807.7	有	市民・こども局 こども本部保育事業推進部保育課 調整第2係			・「サービス等に伴う収入」の額のうち、受益者負担額(保育料)は4,899,443千円(その他、3,445,374千円は国・県支出金) ・国の基準を上回るサービス実施に要する経費:1,675,472千円/年 ※児童福祉施設最低基準を超えて保育を実施するために要する経費の支弁を行っている。
13 中小規模事業者エコ化支援に関する補助	e 事業支援型	有	他都市と同程度の水準	-	無	無	有	12,431	0	12,431	21.3%	補助金の交付件数	14件	増加	887.9	無		4	0	中小規模事業者が実施する再生可能エネルギー設備の導入及び省エネルギー設備工事等に対して、補助金を交付
14 公害防止対策に係る融資の斡旋及び利子補給	e 事業支援型	無	他都市と同程度の水準	-	無	無	有	3,973	0	3,973	82.3%	対象数	8社	増加	496.6	有	経済労働局 金融課	42	2	公害防止に必要な資金の融資斡旋、利子補給
15 低公害車導入助成	e 事業支援型	無	他都市と同程度の水準	-	無	無	有	5,325	0	5,325	24.9%	交付申請数(執行金額)	2件	増加	2,662.7	無		11	1	市内の事業者が、天然ガス自動車及びハイブリッド自動車導入を導入する際の購入助成
16 介護サービスの基盤整備に関する補助	e 事業支援型	有	他都市と同程度の水準	無	無	無	有	3,583,595	0	3,583,595	0.9%	特別養護老人ホーム整備床数	613床	横ばい	5,846.0	無				特別養護老人ホーム等の整備に対する補助金
17 福祉製品開発支援補助	e 事業支援型	無	他都市を下回る水準	-	無	無	有	8,395	0	8,395	23.2%	申請件数	6件	増加	1,399.1	無		5	1	「かわさき基準(KIS)」の「自立支援」等のコンセプトに沿った福祉製品の開発・改良や展示会出展に対して支援
18 バスロケーションシステム補助	e 事業支援型	無	他都市と同程度の水準	無	無	無	有	4,508	0	4,508	58.8%	対象件数	5件	増加	901.5	無		7	-	
19 ユニバーサルデザインタクシー導入補助	e 事業支援型	無	他都市と同程度の水準	-	無	無	有	4,122	0	4,122	32.2%	対象件数	8件	増加	515.3	無		1	-	
20 消防水利施設整備補助	e 事業支援型	無	-	-	無	無	有	0	0	-	0.0%	補助・助成等対象件数	0件	横ばい	-	無		17	2	
21 幼児園児保育料補助	f 個人支援型	無	-	無	無	無	有	14,998	0	14,998	11.8%	補助対象者数	580人	横ばい	25.9	無		9	1	幼児園(無認可の幼稚園類似施設で市が認定しているもの)に通園している幼児を持つ市内在住の家庭に対し補助金を交付

事務等の名称	事業の細分類	他都市との比較		国の基準等 ある場合を 上回るサー ビスの有無	法律・政令 による実施 の義務付け の有無	市場性(民 間でのサー ビス実施又 は代替可能 性)の有無	行政(又は 本市)関与 の必要性の 有無	行政コスト				アウトプット量			単位あたり の純行政コ スト(千円/ 単位)	他部署・機 関での同様 事務等の実 施の有無	有の場合、その 部署名等	開始からの 経過年数	見直しから の経過年数	備考
		他都市の事 務等実施の 有無	他都市サー ビス水準との 比較					行政コスト(千 円)	サービス等に 伴う収入(千円)	純行政コスト(千 円)	人件費比率 (%)	単位	数量	今後の 見込み						
22 認可外保育施設の支援等に関する補助	f 個人支援型	無	他都市を下回る水準	-	無	無	有	952,039	17,330	934,709	5.0%	助成対象児童数	14,285 人	増加	65.4	無		1	0	収入額は国県支出金の額
23 住宅用省エネ・創エネ・蓄エネ機器補助	f 個人支援型	有	他都市と同程度の水準	無	無	無	有	98,283	32,386	65,897	11.9%	補助金の交付件数	1,210 件	横ばい	54.5	無		8	1	住宅用の太陽光発電、蓄電池等に対する補助収入額は国県支出金の額
24 重度障害者医療費助成	f 個人支援型	有	他都市と同程度の水準	-	無	無	有	2,873,535	547,916	2,325,619	0.4%	対象数	18,260 人	増加	127.4	有	各区保険年金課 長寿・福祉医療 係、支所区民セン ター保険年金係	41	1	重度の障害者の保険医療費の自己負担分を助成 県基準を上乗せして実施 収入額は国県支出金ほか
25 小児医療費助成	f 個人支援型	有	他都市を下回る水準	-	無	無	有	3,780,471	582,477	3,197,994	6.4%	医療証交付者数	88,424 人	増加	36.2	無		41	2	小児に係る医療費の一部を助成、対象者:0歳~中学校 卒業の児童(通院医療費は小学1年生まで) 収入額は国県支出金ほか
26 小規模福祉施設等耐震化促進支援に関する補助	f 個人支援型	有	他都市を上回る水準	-	無	無	有	5,593	0	5,593	61.6%	申請件数	1 件	横ばい	5,592.8	無		2	-	
27 街なみ誘導助成	f 個人支援型	無	-	-	無	無	有	2,334	0	2,334	94.6%	件数	1 件	増加	2,333.9	無		5	3	
28 都市空間演出助成	f 個人支援型	無	-	-	無	無	有	0	0	-	0.0%	件数	0 件	増加	-	無		3	-	川崎区の殿町3丁目地区で、夜間景観に配慮して夜間 照明を設置する場合に補助
29 私道舗装助成	f 個人支援型	無	他都市と同程度の水準	-	無	無	有	24,992	0	24,992	42.4%	対象件数	13 件	横ばい	1,922.4	無		41	11	
30 狭隘道路拡幅整備助成	f 個人支援型	無	他都市を上回る水準	-	無	無	有	442	0	442	100.0%		0 件	横ばい	-	無		20	7	
31 宅地内雨水浸ます設置補助	f 個人支援型	無	他都市と同程度の水準	-	無	無	有	5,119	0	5,119	69.0%	交付件数	0 件	増加	-	無		1	0	
32 木造住宅耐震改修診断・工事助成	f 個人支援型	有	他都市を上回る水準	-	無	無	有	361,912	0	361,912	7.8%	申請件数	334 件	増加	1,083.6	無		9	0	
33 特定建築物耐震改修診断・工事助成	f 個人支援型	有	他都市を上回る水準	-	無	無	有	44,652	0	44,652	5.3%	申請件数(「特定建築物耐震 改修等助成制度」のみ)	14 件	増加	3,189.4	無		6	-	
34 宅地防災工事助成	f 個人支援型	無	他都市と同程度の水準	-	無	無	有	2,776	858	1,918	38.2%	対象件数	1 件	増加	1,918.3	無		5	-	

③許認可等

事務等の名称	事業の細分類	他都市との比較		国の基準等(ある場合)を上回るサービス実施の有無	法律・政令による実施の義務付けの有無	市場性(民間でのサービス実施又は代替可能性)	行政(又は本市)関与の必要性	行政コスト			アウトプット量		単位あたりの純行政コスト(千円/単位)	他部署・機関での同種事務等の実施の有無	有の場合、その部署名等	開始からの経過年数	見直しからの経過年数	備考
		他都市の事務等実施の有無	他都市サービス水準との比較					行政コスト(千円)	サービス等に伴う収入(千円)	純行政コスト(千円)	単位	数量						
1 NPO法人の設立認証等	a 直接的規制法	有	他都市と同程度の水準	無	有	無	有	23,827	0	23,827	NPO法人設立件数	23 件	1,036	無		4	0	
2 NPO法人認定・条例指定制度	a 直接的規制法	有	他都市を上回る水準	無	有	無	有	31,334	0	31,334	認定・条例指定件数	6 件	5,222	無		2	0	
3 高層集合住宅の震災対策に関する施設整備	a 直接的規制法	無	他都市と同程度の水準		無	無	有	5,898	0	5,898	適合件数	18 件	328	無		2		要綱に基づく手続き
4 都市景観形成地区内の届出手続き	a 直接的規制法	無			無	無	有	3,534	0	3,534	届出件数	48 件	74	無		19		5 都市景観条例に基づく手続き
5 福祉のまちづくり条例に基づく手続き(建築物)	a 直接的規制法	有	他都市と同程度の水準	有	無	無	有	8,639	0	8,639	事前協議件数	311 件	28	無		17		5 バリアフリー法の横だし・上乗せ条例
6 環境影響評価制度	b 枠組み規制法	有	他都市を上回る水準	有	無	無	有	101,146	0	101,146	環境影響評価及び環境調査手続件数	12 件	8,429	無		37		2 アセス法の横だし・上乗せ条例
7 川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例に基づく計画書制度	b 枠組み規制法	無	他都市と同程度の水準	有	無	無	有	33,153	0	33,153	対象企業数	155 社	214	無		4		1 省エネ法の定期報告書・中長期報告書に類似
8 総合調整条例等に基づく手続き	b 枠組み規制法	有	他都市と同程度の水準		無	無	有	28,942	0	28,942	届出件数	314 件	92	無		11		2 宅地開発指導要綱を条例化したもの
9 CASBEE川崎	c 情報的手法	有	他都市と同程度の水準		無	有	有	18,711	0	18,711	建築物環境計画書届出件数	104 件	180	無		8		2 自治体版CASBEEのほか、民間機関による認証もあり
10 路上違反広告物の除却	d 違反状態の除去等を目的とするもの	有	他都市と同程度の水準		無	有	有	26,837	0	26,837	路上違反広告物除却件数	3,813 件	7	無		42		1
11 道水路不法占拠対策	d 違反状態の除去等を目的とするもの	有	他都市と同程度の水準		有	無	有	126,029	0	126,029	不法占拠の解消件数	95 件	1,327	無		100		3
12 住居表示調査等事業	e その他	有	他都市と同程度の水準	無	有	無	有	46,451	0	46,451	実施面積	82 ha	569	無		50		—
14 住居番号の設定	e その他	有	他都市を上回る水準	無	有	無	有	24,687	0	24,687	新築等建物の住居番号の設定及び除却等件数	4,999 件	5	無		50		—

(2) 内部事務

事務名	分類	所管課 行政コスト (千円)	関係課 行政コスト (千円)	行政コスト計 (千円)	年間実施回数	実施1回当たりの 行政コスト (千円/回)	開始からの 経過年数	見直しからの 経過年数
1 川崎市行財政改革推進本部 会議	市長又は副市長が参加する庁内会議及びこれに付随する下部会議	1,010	-	1,010	2	505	12	-
2 サマーレビュー	市長又は副市長が参加する会議及びこれに付随する下部会議	17,010	55,684	72,695	1	72,695	13	-
3 川崎版PRE戦略推進委員会	市長又は副市長が参加する会議及びこれに付随する下部会議	1,542	-	1,542	9	171	3	1
4 川崎市人権・男女共同参画 推進連絡会議	市長又は副市長が参加する会議及びこれに付随する下部会議	3,984	-	3,984	11	362	15	0
5 川崎市温暖化対策庁内推進 本部	市長又は副市長が参加する会議及びこれに付随する下部会議	1,755	-	1,755	14	125	7	0
6 障害者雇用促進庁内会議	市長又は副市長が参加する会議及びこれに付随する下部会議	2,252	-	2,252	11	205	1	-
7 川崎市行財政運営に関する 改革プログラム	政策推進計画策定	13,309	-	13,309	-	-	1	-
8 川崎市児童家庭支援・児童 虐待対策事業推進計画	政策推進計画策定	3,092	-	3,092	-	-	1	-
9 川崎市ウェルフェアイノ ベーション推進計画	政策推進計画策定	2,209	-	2,209	-	-	1	-
10 第4期地域福祉計画	政策推進計画策定	24,813	-	24,813	-	-	9	1
11 公共空間形成ガイドライン	政策推進計画策定	4,291	-	4,291	-	-	0	-
12 川崎市道路維持修繕計画	政策推進計画策定	36,053	-	36,053	-	-	4	1
13 川崎市文化財保護活用計画	政策推進計画策定	4,407	-	4,407	-	-	0	-
14 第4次改革プランの進捗管理	政策推進計画等進行管理	13,901	7,956	21,857	1	21,857	3	-
15 川崎再生ACTIONシステム	政策推進計画等進行管理	15,821	87,200	103,021	-	-	9	-
16 資産マネジメントカルテ (プラン)の進捗管理	政策推進計画等進行管理	1,945	1,823	3,768	1	3,768	3	0
17 エコオフィス進行管理(エコ オフィス管理システム)	政策推進計画等進行管理	5,970	80,140	86,110	-	-	3	-
18 環境基本計画進行管理	政策推進計画等進行管理	4,132	-	4,132	-	-	20	3
19 人事評価	内部管理	38,927	655,751	694,678	-	-	8	-
20 事務配分調査	内部管理	89	17,138	17,227	1	17,227	11	7

(3) その他内部事務関連

①各局所管会議（市長又は副市長が参加する会議及びこれに附属する下部会議）

会議名称	概要（設置目的等）	設置年度 （西暦）	経過年数	H25年度 開催回数 （又はH26年度開 催予定回数）	構成員・参加者等（人）						備考
					市長	副市長	局長級	部課長級	その他 （事務局ほか）	計	
1 川崎市行財政改革推進本部会議	川崎市新たな行財政改革プラン（第4次改革プラン）に基づく民間活用の推進等による職員削減や効率的・効果的な行政体制の整備などの取組の推進とその進捗管理	2002	12	2	1	3	30	4	2	40	
2 (仮称)川崎市国際施策推進プラン検討委員会	同プランの策定	2014	0	3		1	10		3	14	
3 (仮称)川崎市国際施策推進プラン検討委員会幹事会	同上	2014	0	3				18	2	20	
4 川崎市本庁舎等建替検討委員会	本庁舎及び第2庁舎の建替の方針及び計画等について調査検討するため設置	2014	0	4		3	8	1	3	15	
5 川崎市本庁舎等建替検討委員会幹事会	川崎市本庁舎等建替検討委員会から指示された事項を審議し、及び委員会の審議に付すべき事項について調整を行うため設置	2014	0	5				21	3	24	
6 川崎市本庁舎等建替検討ワーキンググループ会議	本庁舎及び第2庁舎の建替に関する専門の事項を調査するため設置	2014	0	2				1	22	23	
7 川崎市本庁舎等建替検討委員会市民利用空間検討部会	新市庁舎の市民利用空間について調査検討を行うため設置	2014	0	1				9	3	12	
8 川崎市本庁舎等建替検討委員会市民利用空間検討部会幹事会	川崎市本庁舎等建替検討委員会市民利用空間検討部会から指示された事項を審議し、及び検討部会の審議に付すべき事項について調整を行うため設置	2014	0	2				9	3	12	
9 川崎市本庁舎等建替検討委員会執務環境検討部会	新市庁舎の執務環境について調査検討を行うため設置	2014	0	1				5	3	8	
10 川崎市本庁舎等建替検討委員会執務環境検討部会幹事会	川崎市本庁舎等建替検討委員会執務環境検討部会から指示された事項を審議し、及び検討部会の審議に付すべき事項について調整を行うため設置	2014	0	2				9	3	12	
11 局長会議	行政の一体的かつ効率的運営を図るため	2002	12	45	1	3	29	10		43	
12 川崎市情報化推進本部会議	川崎市情報化施策の推進に関する規則に基づく会議。 市の総合的な計画及び川崎市情報化基本計画に基づき、社会環境、情報通信技術等の変化に的確に対応し、情報通信技術を有効に活用した施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。	2007	7	0	1	3	28	3	6	41	
13 情報化調整委員会	情報化施策の企画・立案及び進行管理、各局における情報化施策の評価及び調整、情報セキュリティ対策等について、統一的、効果的かつ効率的に推進するための調査審議、調整等を実施する。	2007	7	2		1	3	3	8	15	
14 情報化調整幹事会	部課長級の幹事を主たるメンバーとし、情報化調整委員会を補佐するための事前審議等を実施する。	2007	7	2				6	10	16	
15 川崎市社会保障・税番号制度の導入に伴う情報化施策推進委員会	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等に基づき、本市における社会保障・税番号制度の導入を円滑に進めるとともに、個人番号及び法人番号を活用した業務の効率化及び市民サービスの向上等を図るため	2013	1	2		3	17	4	2	26	
16 川崎市社会保障・税番号制度の導入に伴う情報化施策推進委員会幹事会（部長級）	川崎市社会保障・税番号制度の導入に伴う情報化施策推進委員会の所掌事務を統一的かつ効果的に推進するため	2013	1	1				10	2	12	

会議名称	概要（設置目的等）	設置年度 （西暦）	経過年数	H25年度 開催回数 （又はH26年度開 催予定回数）	構成員・参加者等（人）						備考
					市長	副市長	局長級	部課長級	その他 （事務局ほか）	計	
17	川崎市社会保障・税番号制度の導入に伴う情報化施策推進委員会 カード交付・普及等検討部会（課長級）	2013	1	2				6	2	8	
18	川崎市社会保障・税番号制度の導入に伴う情報化施策推進委員会 業務連携・情報管理検討部会（課長級）	2013	1	2				14	3	17	
19	川崎市社会保障・税番号制度の導入に伴う情報化施策推進委員会 番号制度活用検討部会（課長級）	2013	1	1				37	2	39	
20	川崎市分限委員会	1967	47	1		1	6		4	11	
21	川崎市職員懲戒分限等調整会議	2010	4	1		3	6		4	13	
22	職員懲戒分限等審査委員会	2010	4	1		1	1	5	2	9	
23	川崎市職員共済組合組合会	1962	52	2		1	8	3	16	28	
24	目標管理委員会	2006	8	1		1	3	12	4	20	
25	川崎市危機管理推進会議	2004	10	6		3	30		10	43	
26	川崎市危機管理推進会議幹事会	2004	10	6				30	10	40	
27	川崎市危機管理推進会議 「業務継続計画専門部会」	2010	4	2				31	8	39	
28	災害時要援護者避難支援対策専門部会	2006	8	2				11	7	18	
29	要援護者避難行動検討会議	2006	8	6				11	4	15	

会議名称	概要（設置目的等）	設置年度 （西暦）	経過年数	H25年度 開催回数 （又はH26年度開 催予定回数）	構成員・参加者等（人）						備考
					市長	副市長	局長級	部課長級	その他 （事務局ほか）	計	
30	川崎市総合計画策定推進本部会議	2004	10	5	1	3	30	13	6	53	
31	川崎市総合計画策定推進本部会議 幹事会（課長級）	2004	10	2				35	6	41	
32	政策・調整会議	1989	25	22	1	3	4	13	2	23	
33	企画調整連絡会議	1989	25	22			1	14	2	17	
34	サマーレビュー（局区長ヒアリング）	2001	13	1			4	27	20	51	構成員等は、1局（区）当たり の人数（対象23局（区））
35	サマーレビュー（市長ヒアリング）	2001	13	1	1	3	4	28	8	44	構成員等は、1局（区）当たり の人数（対象23局（区））
36	公有地総合調整会議	1998	16	3		3	6	3	4	16	
37	低未利用地対策部会	1998	16	5			1	11	4	16	
38	土地取得等審査部会	1998	16	6				11	4	15	
39	2020東京オリンピック・パラリン ピックかわさきプロジェクト推進 本部	2013	1	1	1	3	23			27	
40	2020東京オリンピック・パラリン ピックかわさきプロジェクト推進 本部幹事会	2013	1	1				10		10	
41	2020東京オリンピック・パラリン ピックかわさきプロジェクト推進 本部部会	2014	0	11				51	1	52	
42	公園緑地まちづくり調整会議	2008	6	3		3	15		1	19	
43	公園緑地まちづくり調整会議富士 見周辺地区整備推進会議	1994	20	3				31	1	32	
44	川崎市「ピープルデザイン」連 携・ダイバーシティのまちづくり 推進本部	2014	0	1	1	3	19		3	26	
45	川崎市「ピープルデザイン」連 携・ダイバーシティのまちづくり 推進本部幹事会	2014	0	1				25	3	28	

会議名称	概要（設置目的等）	設置年度 （西暦）	経過年数	H25年度 開催回数 （又はH26年度開 催予定回数）	構成員・参加者等（人）						備考	
					市長	副市長	局長級	部課長級	その他 （事務局ほか）	計		
46	川崎市地方分権推進会議	川崎市における地方分権推進への対応を図るため。	2009	5	1	1	3	30		5	39	
47	川崎市地方分権検討会議	川崎市における地方分権推進への対応を図るため。	2009	5	3				35	5	40	
48	川崎市国際戦略拠点形成推進本部会議	川崎臨海部において国際戦略拠点の形成を促進するため	2011	3	1		3	23		8	34	
49	スマートシティ構想推進会議	持続可能な社会に向けて、エネルギーの最適利用による低炭素化や環境負荷の低減と超高齢化社会において安全・安心で市民生活の利便性や質の向上の両立の実現を目指し、川崎らしいスマートシティ構想の策定・推進を目的とする	2012	2	0		3	23		5	31	
50	スマートシティ構想推進会議幹事会	持続可能な社会に向けて、エネルギーの最適利用による低炭素化や環境負荷の低減と超高齢化社会において安全・安心で市民生活の利便性や質の向上の両立の実現を目指し、川崎らしいスマートシティ構想の策定・推進を目的とする	2012	2	3				21	4	25	
51	オータムレビュー（局区長ヒアリング）	次年度予算編成等に向け、主要課題の調整を行う。	2001	13	1			4	27	20	51	構成員等は、1局（区）当たりの人数（対象23局（区））
52	オータムレビュー（市長ヒアリング）	次年度予算編成等に向け、主要課題の調整を行う。	2001	13	1	1	3	4	28	8	44	構成員等は、1局（区）当たりの人数（対象23局（区））
53	予算調整（市長査定）	次年度予算編成等に向け、最終的な調整を行う。	2001	13	1	1	3	4	20	12	40	構成員等は、1局（区）当たりの人数（対象23局（区））
54	予算編成会議	予算編成に際し、全庁にわたる施策・事業の再構築等を通じて、行財政改革の強力な推進及び効果的な施策実施を図り、各局（区）連携による総合的、横断的な調整を行う	2002	12	4	1	3	3	17	4	28	
55	川崎市債権対策本部会議	市の債権の管理に関して、全庁的な連携、情報共有等を通じて債権対策の推進を図るため	2014	0	2		3	29		3	35	
56	川崎市債権対策本部幹事会	本部会議の円滑な運営を図るため	2014	0	2				41	3	44	
57	川崎市強化債権対策部会	高額かつ多額な滞納債権について、重点的な収納対策の強化の推進を図るため	2014	0	4				13	3	16	
58	川崎版PRE戦略推進委員会	PRE戦略の全庁横断的かつ円滑な推進を目的とする。	2011	3	3	0	2	6	6	8	23	
59	川崎版PRE戦略推進委員会（幹事会）【統括部会】	PRE戦略の全庁横断的かつ円滑な推進を目的とする。	2011	3	4	0	0	0	10	9	19	
60	川崎版PRE戦略推進委員会（幹事会）【財産有効活用部会】	PRE戦略の全庁横断的かつ円滑な推進を目的とする。	2011	3	2	0	0	0	14	6	20	
61	川崎市不法占拠対策委員会	不法占拠対策に関する重要事項及びその推進等について審議するため	2011	3	1		1	4		5	10	
62	川崎市不法占拠対策委員会一般部会	委員会を補佐するため	2011	3	1				4	3	7	
63	川崎市競争入札参加資格審査委員会	入札参加業者登録にあたり、業種ごとの等級区分等の審査を行う。（業者登録一斉更新に伴い隔年開催）	不明	不明	1		3	8	10	10	31	
64	川崎市入札・契約制度検討委員会	公共工事の入札・契約制度に関し、透明性・競争性を高めるとともに、事業の適正かつ効率的な執行を確保するため、あり方を検討する。（影響の大きな制度変更を行う際に開催）	1993	21	0	0	3	8	8	10	29	
65	川崎市優良業者審査委員会	優良業者表彰の被表彰者の選考	1986	28	1		3	9	3	6	21	
66	川崎市優良業者審査委員会 幹事会	川崎市優良業者審査委員会の会務の補佐	1986	28	1				19	6	25	
67	公共施設利用予約システム検討委員会	「川崎市公共施設利用予約システム」の市民サービス向上に係る改善に関して、総合的な対策を検討する	2009	5	1		1	18		4	23	

会議名称	概要（設置目的等）	設置年度 （西暦）	経過年数	H25年度 開催回数 （又はH26年度開 催予定回数）	構成員・参加者等（人）						備考	
					市長	副市長	局長級	部課長級	その他 （事務局ほか）	計		
68	公共施設利用予約システム検討委員会 幹事会	同上	2009	5	2				49	2	51	
69	公共施設利用予約システム検討委員会ワーキンググループ	同上	2009	5	3				52	2	54	
70	区総合行政推進会議	区における総合行政の推進を図るために必要な組織、機能等の整備及び予算の確保に関する基本的な方針及び方針の策定について協議を行う。	2006	8	1		3	16	20	5	44	
71	川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議	本市における人権及び男女共同参画関連施策の総合的な推進を図るため設置	1999	15	1		1	29		8	38	
72	川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会	本市における人権及び男女共同参画関連施策の総合的な推進を図るため設置	1999	15	1				55	2	57	
73	川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会人権施策推進基本計画推進部会	本市の人権施策の総合的な推進を図るため、関係部局との連絡調整を行うことを目的として設置	2007	7	1				17	1	18	
74	川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会外国人市民施策専門部会	本市における外国人市民施策の総合的な推進を図るため設置	2000	14	2				18	2	20	
75	川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会子どもの権利施策推進部会	川崎市子どもの権利に関する条例に規定される内容の総合的な推進を図るため、関係部局との連絡調整を行うことを目的として設置	2001	13	2				23	3	26	
76	川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会男女平等施策推進部会	男女平等かわさき条例に規定される内容の総合的な推進を図るため、関係部局との連絡調整を行うことを目的として設置	2003	11	3				12	2	14	
77	川崎市拉致被害者家族支援連絡会議	北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律及び拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律を踏まえ、拉致された被害者の家族の支援及び拉致問題に関する啓発を図ることを目的として設置	2006	8	1		1	8	3	2	14	
78	川崎市拉致被害者家族支援連絡会議検討会議	北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律及び拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律を踏まえ、拉致された被害者の家族の支援及び拉致問題に関する啓発を図ることを目的として設置	2006	8	1				14	1	15	
79	川崎市市民文化大使選考委員会	市民又は各局区室長の推薦を受けた、市民文化大使候補について審議を行うことを目的として設置。	2003	11	1		1	2	5	3	11	
80	川崎市保育施策庁内推進本部会議	近年の社会状況及び子育てや就労・社会参加への意識の変化を踏まえ、子どもの笑顔があふれ、未来の力を育むまち・かわさきを目指し、子育て家庭への支援や保育ニーズ等に対応するため	2011	3	3	0	1	17	11	2	31	
81	川崎市保育施策庁内推進本部検討部会	同上	2011	3	4	0	0	0	34	2	36	
82	川崎市保育施策庁内推進部会	同上	2011	3	5	0	0	1	12	2	15	
83	待機児童ゼロ対策推進本部会議	待機児童対策の推進	2013	1	7	1	1	12	0	0	14	
84	待機児童ゼロ対策推進本部検討部会	同上	2013	1	8	0	0	0	23	0	23	
85	川崎市子育て支援・児童虐待対策推進委員会	子育て支援及び児童虐待対策に関する取組を推進し、総合的かつ効果的な子育て支援体制の構築に向けて全庁的に協議、調整することを目的に設置する。	2012	2	3	0	1	14	0	5	20	
86	川崎市子育て支援・児童虐待対策推進委員会幹事会	同上	2012	2	3	0	0	0	33	3	36	

会議名称	概要（設置目的等）	設置年度 （西暦）	経過年数	H25年度 開催回数 （又はH26年度開 催予定回数）	構成員・参加者等（人）						備考	
					市長	副市長	局長級	部課長級	その他 （事務局ほか）	計		
87	経済・雇用対策会議	2012	2	2		1	11				12	
88	（仮称）川崎市中小企業振興条例 庁内連絡会議	2014	0	2		1	22				23	
89	（仮称）川崎市中小企業振興条例 庁内連絡会議幹事会	2014	0	3				6			6	
90	マイコンシティ栗木地区事業審査 委員会	1995	19	0		1	4		4		9	
91	マイコンシティ栗木地区事業審査 委員会幹事会	1995	19	0				6	3		9	
92	早野地区の活性化に向けた施策連 携・推進会議	2013	1	4		1	6				7	
93	早野地区の活性化に向けた施策連 携・推進会議 幹事会	2013	1	7				10			10	
94	川崎市ウェルフェアイノベーション 推進会議	2012	2	3		2	7		4		13	
95	川崎市ウェルフェアイノベーション 推進会議幹事会	2012	2	4				13	3		16	
96	川崎市卸売市場機能強化に向けた 検討委員会	2013	1	3		1	8	24			33	
97	環境調整会議	1991	23	2		1	16		4		21	
98	環境調整会議幹事会	1992	22	4				16	4		20	
99	川崎市温暖化対策庁内推進本部	2007	7	2	1	3	30		5		39	
100	川崎市温暖化対策庁内推進本部 市の率先行動推進部会	2011	3	2				40	2		42	
101	川崎市温暖化対策庁内推進本部 市の率先行動推進部会 環境配慮契約推進方針検討会	2011	3	2				16	2		18	H26.11解消
102	川崎市温暖化対策庁内推進本部 市の率先行動推進部会 環境配慮型施設等設計指針検討会	2011	3	0				10	2		12	H26.11解消

会議名称	概要（設置目的等）	設置年度 （西暦）	経過年数	H25年度 開催回数 （又はH26年度開 催予定回数）	構成員・参加者等（人）						備考
					市長	副市長	局長級	部課長級	その他 （事務局ほか）	計	
103	川崎市温暖化対策庁内推進本部 国際貢献推進部会	2011	3	2				14	2	16	
104	川崎市温暖化対策庁内推進本部 地域行動推進部会	2011	3	2				11	2	13	
105	川崎市温暖化対策庁内推進本部 低炭素都市推進部会	2011	3	5				8	2	10	
106	川崎市危機管理推進会議放射線安 全対策推進特別会議	2013	1	1		3	19	2	2	26	
107	川崎市危機管理推進会議放射線安 全対策推進特別会議検討調整会議	2013	1	1				21	2	23	
108	川崎市障害者雇用促進庁内会議	2013	1	4		1	8	14	7	30	
109	川崎市食育推進会議	2007	7	1	1		6	2	6	15	
110	川崎市自殺対策総合推進会議	2014	0	1		1	17	0	2	20	
111	川崎市自殺対策総合推進会議幹事 会	2014	0	1		0	0	18	2	20	
112	川崎市耐震改修促進計画改定検討 会議	2013	1	1		1	5			6	
113	川崎市耐震改修促進計画改定検討 部会	2013	1	3				12		12	
114	川崎市耐震改修促進計画改定推進 部会	2013	1	3				1	12	13	
115	川崎市都市計画マスタープラン調 整会議	1997	17	0		1	21		4	26	
116	川崎市都市計画マスタープラン調 整会議幹事会	1997	17	0				22	3	25	
117	川崎市整序誘導区域運用調整会議	2010	4	0		1	7		4	12	
118	川崎市整序誘導区域運用調整会議 幹事会	2010	4	0				20	3	23	
119	日本医科大学武蔵小杉開発計画に 関する庁内検討会議	2013	1	1		3	13	2	4	22	

会議名称	概要（設置目的等）	設置年度 （西暦）	経過年数	H25年度 開催回数 （又はH26年度開 催予定回数）	構成員・参加者等（人）					備考	
					市長	副市長	局長級	部課長級	その他 （事務局ほか）		計
120	日本医科大学武蔵小杉開発計画に関する庁内検討会議幹事会	2013	1	1				18	4	22	
121	川崎市公共建築物耐震対策推進会議	2002	12	0		2	23		5	30	
122	川崎市公共建築物耐震対策推進会議幹事会	2002	12	0				32	3	35	
123	耐震コア会議	2010	4	0				11	5	16	
124	川崎縦貫道路庁内調整会議	2013	1	1	0	3	5	3	5	16	
125	川崎市不法占拠対策委員会建設緑政部会	2011	3	3			1	12	4	17	
126	川崎市不法占拠対策委員会建設緑政部会幹事会	2011	3	2				18	4	22	
127	京急大師線Ⅲ期区間庁内検討会	2012	2	0		3	6		7	16	
128	中学校給食推進会議	2013	1	1	1	3	7	3	5	19	
129	中学校給食推進会議検討部会	2013	1	2				13	5	18	

②各局所管政策推進計画等一覧

計画名称	概要（計画の目的等）	根拠法令・条例	法律・政令による計画策定の義務付	策定年度（西暦）	経過年数	改訂年度（西暦）※該当がある場合	経過年数	計画期間（西暦）	
								始期	終期
1 第2次情報化基本計画	都市イメージの向上と一体感のあるまちづくりに寄与する情報化施策を展開するための基本計画	—	—	2006	8			2006	2015
2 情報化推進プログラム	情報化推進のため情報化施策を取りまとめ、各施策を着実に推進し実施状況を管理	—	—	2014	0			2014	2015
3 川崎市情報システム全体最適化計画	本市の情報システムにおける経費の縮減、運用業務の効率化及び利便性の向上、市民サービスの向上、セキュリティレベルの維持・向上など全体最適の視点から具体的な施策を策定し実施する。	—	—	2007	7			2008	2018
4 第3期川崎市次世代育成支援対策特定事業主行動計画	職員の子育てと仕事の両立支援などを通じて、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育てられる環境の整備を目的とする。	次世代育成支援対策推進法第19条第1項	義務	2010	4			2010	2014
5 第3次川崎市人材育成基本計画	市民に信頼される自治体をつくるため、人材育成の目的や基本的な考え方、中長期的な方針及び具体的な取組を取りまとめた計画	地方公務員法第39条第3項	義務	2011	3			2012	2014
6 川崎市職員メンタルヘルス対策推進計画	メンタル不調者を出さないための1次予防（心の健康増進・予防対策）により重点を置き、本市職員の現状と課題を踏まえ取組を強化する。 最近のICTによる情報環境社会の変化などに伴う若年層のメンタル不調の新たな課題や、それを支える中高年層の身体面で健康増進など、職員一人ひとりがより健康的に職務を遂行することを目的とする。	—	—	2014	0			2014	2018
7 川崎市地域防災計画（震災対策編）	川崎市防災会議が作成する防災に関する計画で、川崎市の地震防災対策の骨格（基本計画）となるもの。	災害対策基本法第42条	義務	1964	50	2013	1	1964	—
8 川崎市地域防災計画（風水害対策編）	川崎市防災会議が作成する防災に関する計画で、川崎市の風水害対策等の骨格（基本計画）となるもの。	災害対策基本法第42条	義務	1964	50	2008	6	1964	—
9 川崎市地域防災計画（都市災害対策編）	川崎市防災会議が作成する防災に関する計画で、鉄道災害、高速道路災害、原子力災害等の都市の特殊性に起因する災害対策の骨格（基本計画）となるもの。	災害対策基本法第42条	義務	1964	50	2009	5	1964	—
10 川崎市国民保護計画	国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定め、武力攻撃事態等において市が国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するための行動計画。	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条	義務	2006	8	2010	4	2006	—
11 備蓄計画	自助・共助を基本に、市民による日頃からの家庭内備蓄を促進するとともに、流通在庫備蓄・救援物資等の考え方を踏まえ、市民・企業・行政が日頃からの備えや災害時の適切な対策を講じる。	—	—	2010	4	2013	1	2011	2015
12 川崎市地震防災戦略	市域に大規模な被害をもたらす地震による人的被害及び直接経済被害、津波被害に対する減災目標と目標達成に向けた具体的施策を取りまとめたもの。	—	—	2011	3	2013	1	2011	2015

計画名称	概要（計画の目的等）	根拠法令・条例	法律・政令による計画策定の義務付	策定年度（西暦）	経過年数	改訂年度（西暦）※該当がある場合	経過年数	計画期間（西暦）		
								始期	終期	
13	川崎市臨海部防災対策計画	—	—	2013	1			2013	—	
14	川崎市津波避難計画	—	—	2013	1			2013	—	
15	川崎市行財政運営に関する改革プログラム	—	—	2013	1			2014	2015	
16	富士見周辺地区整備基本計画	—	—	2007	7	2009	5			
17	富士見周辺地区整備実施計画	—	—	2010	4			2010	2021	
18	塩浜3丁目周辺地区整備基本方針	—	—	2013	1					
19	川崎市債権対策基本方針	川崎市債権管理条例に規定する市長等の責務を遂行し、市の債権の管理の適正化を図るため	—	2014	0			2014	—	
20	かわさき資産マネジメントカルテ	資産マネジメントの第2期取組期間の実施方針	—	2013	1			2014	2020	
21	川崎市障害者優先調達推進方針	障害者就労施設等の受注機会の確保、及び民間企業における雇用・就労機会の拡大を図ることによる、障害者の自立の促進	障害者優先調達推進法	義務	2013	2014	0	毎年度見直し		
22	川崎市市民活動支援指針	市民活動の発展に向けて、市民社会の中で市民同士の相互支援システムが形成されていくことを促進し応援していくこと	—	—	2001	13				
23	第9次川崎市交通安全計画	「交通事故のない社会」を目指し、国及び県の「交通安全計画」を踏まえ、本市独自の地域的課題を検証し、市民の理解のもと、陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定め、計画的に推進する。交通安全計画は5年毎に策定する。	交通安全対策基本法第26条 川崎市交通安全対策会議条例第2条	努力	2011	3		2011	2015	
24	平成26年度交通安全実施計画	第9次川崎市交通安全計画に基づき、当該年度に行う具体的な交通安全施策について策定したもの。	—	—	2014	0		2014	2015	
25	平成26年度川崎市交通安全市民総ぐるみ運動実施計画	市民の交通安全意識の高揚を図り、交通事故の無い安全で住みよい社会の実現を目指すため、交通安全運動の重点項目や、各季の交通安全運動等を策定したもの。	—	—	2014	0		2014	2015	
26	区役所サービス向上指針	区役所サービスを向上することにより、市民とともに暮らしやすい地域社会を築く協働のパートナーとして、市民と区役所との間に信頼関係を築き、深めていくことを目指す。	—	—	2008	6	2011	3	2008	—
27	区役所と支所・出張所等の窓口サービス機能再編 実施方針	区役所と支所・出張所等の窓口サービス機能を見直し、効率的で利便性の高いサービスの提供を行う。	—	—	2008	6		2008	—	
28	宮前連絡所機能再編基本計画	証明書発行体制の見直しに合わせ連絡所を廃止し、その跡地を活用し民設民営の手法により建設される障害者日中活動支援拠点施設内に地区会館機能を有する地域交流スペースを併設することにより、地域課題解決のための事業実施の場としての活用を図る。	—	—	2010	4		2010	2015	
29	柿生連絡所機能再編計画	証明書発行体制の見直しに合わせ連絡所を廃止し、廃止後の施設については、耐震補強工事を実施した上で、地域課題解決のための事業実施の場としての活用を図る。	—	—	2013	1		2013	2015	
30	川崎市人権施策推進基本計画	人権施策を総合的・計画的に推進することを目的に策定	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第5条	—	2006	8	2014	0	2007	2014

計画名称	概要（計画の目的等）	根拠法令・条例	法律・政令による計画策定の義務付	策定年度（西暦）	経過年数	改訂年度（西暦）※該当がある場合	経過年数	計画期間（西暦）		
								始期	終期	
31	川崎市多文化共生施策推進指針	多文化共生社会の実現に向けた基本的な考え方と具体的な推進内容を示すことを目的に策定	—	2005	9	2008	6			
32	第4次川崎市子どもの権利に関する行動計画	子どもの権利に関する施策の推進にあたって子どもの権利保障を総合的かつ計画的に図ることを目的に策定	川崎市子どもの権利に関する条例第36条	—	2013	1		2014	2016	
33	第3期川崎市男女平等推進行動計画	男女平等施策を計画的かつ総合的に推進することを目的に策定	男女共同参画社会基本法第14条第3項 男女平等かわさき条例第8条	努力	2013	1		2014	2018	
34	川崎市DV被害者支援基本計画	DV被害者とその子どもを含む同伴者の安全と安心に配慮した総合的な市のDV施策を積極的に推進し、DVを許さない社会の実現をめざし策定	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項	努力	2009	5	2014	0	2010	2014
35	川崎市シティセールス戦略プラン	本市の都市イメージの向上	—	—	2004	10	2014	0	2005	2014
36	アメリカンフットボールを活用したまちづくり取組指針	まちづくりの推進に向け市と競技団体が協働の取組を進めるための基本的な方針を明らかにするため	—	—	2008	6		2009	2016以降	
37	川崎市スポーツ推進計画	「スポーツのまち・かわさき」の具体像を示し、これまで本市で行われてきた個別のスポーツ事業・関連事業を、「スポーツのまち・かわさき」の具現化にむけた一事業として捉えて、総合的・体系的に位置づけることによって「スポーツのまち」づくりをさらに効率的・効果的に推進する	スポーツ基本法第10条第1項	努力	2012	2		2012	2021	
38	第2期川崎市文化芸術振興計画	文化芸術の振興を通じて、魅力あるまちづくりに繋げる。	川崎市文化芸術振興条例第7条	—	2013	1		2014	2023	
39	川崎市市民ミュージアム 新たな取組方針—めざす姿の実現に向けて—	市民ミュージアムの役割を踏まえ、市民ミュージアムがめざす姿の実現を図る	—	—	2014	0		2014	2016	
40	次世代育成支援対策行動計画 かわさき子ども「夢と未来プラン」(後期計画)	未来を担う子どもが地域の中で健やかに成長できる環境づくりを推進するため	次世代育成支援対策推進法8条に基づく市町村行動計画	義務	2009	5		2010	2014	
41	第2期川崎市保育基本計画(かわさき保育プラン)	待機児童の解消を図るための保育受入枠の拡大や多様な保育サービスの提供、地域における子育て支援策の充実のため	児童福祉法第56条の8に基づく市町村保育計画	義務	2010	4		2011	2015	
42	川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画	川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針に基づき児童虐待対策をはじめとする児童家庭支援施策を具体化し着実に推進する。	川崎市子どもを虐待から守る条例	—	2013	1		2013	2017	
43	第2期母子家庭等自立促進計画	母子家庭等の自立に向けた総合的な支援を行うため	母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく自立促進計画	—	2009	5		2010	2014	
44	健やか親子21(第3期計画)	母子保健は生涯を通じた健康の出発点であり、次世代を健やかに育てるための基盤となるものである。『健やか親子21』は21世紀の母子保健の主要な取組を提示し、皆で推進する国民運動計画である。	21世紀初頭における母子保健の国民運動計画 次世代育成支援対策推進法	義務	2001	13	2011	3	2001	2014
45	青少年プラン	次代を担う青少年が未来に希望を持ち、自由な精神や豊かな創造力を自ら養い、社会的に自立した人間として健やかに成長するための社会をめざして、施策の基本的な方向性を明確にするため。	なし	—	2000	14	2009	5	2009	2015
46	川崎市科学技術振興指針	高度な産業技術の蓄積、研究開発機能・人材の集積を活かしながら、先端科学技術分野の研究開発の促進や連携基盤の強化、科学技術教育の充実を図るための計画。計画期間特に定めなし。	—	—	2004	10		2004	—	
47	かわさき産業振興プラン	2005年3月に策定された「新総合計画 川崎再生フロンティアプラン」に基づき、政策別領域計画として、今後10年間を見通した川崎市の産業振興の指針を新たに定めたもの。計画期間概ね10年間。	—	—	2005	9		2005	2015	
48	川崎市知的財産戦略	知的財産を活用した産業振興の基本的な方向性を定め、企業・大学・市民・行政の各々の役割を明らかにし、また、戦略的・体系的な施策群としての「知的財産戦略推進プログラム」を構築し、着実に実施していくための計画。	知的財産基本法第6条に準拠	義務	2007	7		2008	2018	
49	川崎市消費者行政推進計画(2014～2016年度)	消費者行政施策に関して、市全体で取り組むべき中期的な課題並びに基本方針及び方向性を明確にする。	川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例第6条第1項	—	2013	1		2014	2016	

計画名称	概要（計画の目的等）	根拠法令・条例	法律・政令による計画策定の義務付	策定年度（西暦）	経過年数	改訂年度（西暦）※該当がある場合	経過年数	計画期間（西暦）	
								始期	終期
50	川崎市環境調和型まちづくり基本構想（エコタウン構想）	資源循環の形成と川崎臨海部の再生を目指すものであり、排出物や副生物を原料・生産資源として利用する循環型・省資源型のまちづくりの実現を図ろうとするもの。 ・企業自身がエコ化を推進する ・企業間の連携で地区のエコ化を推進する ・環境を軸とした持続的に発展する地区の実現に向けた研究を行う ・企業・地区の成果を情報化し、社会・途上国に貢献していく	—	1997	17			1997	—
51	川崎市グリーン・イノベーション推進方針	これまで本市が取り組んできた環境に関する取組、本市に蓄積した環境技術等について取りまとめ、今後グリーンイノベーションを更に推進していくための指針として策定した。（2014年5月策定）	—	2014	0			2014	—
52	川崎市商業振興ビジョン	市内商業の一層の振興を図るため、商業振興の方向性と施策の基本的な視点を定めるもの	—	2009	5			2009	2018
53	かわさき観光振興プラン	住む人が「かわさき」というまちに誇りと地域愛を持ち、ホスピタリティ（おもてなしの心）を持って、「かわさき」の良さを広く紹介し、訪れる人がそれを楽しみ、人々が集い交わる観光のまちづくりを目指す。	—	2005	9	2015年度を予定		2005	2014
54	かわさき「農」の新生プラン	「農」の現状と課題を示すとともに、中長期的に取り組むべき基本施策の展開方向や個別事業計画を明らかにするもの	—	2004	10	2016年度を予定		2005	2015
55	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	地域において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の指標や、農地の利用集積の目標、又は経営改善を図ろうとする農業経営者への支援措置のあり方等について総合的に示した計画	農業経営基盤強化促進法	裁量	1994	2000 2007 2010 2014	14 7 4 0	2014	2024
56	川崎市森林整備計画	市域の貴重な森林を保全し、利用に努めるもの	森林法	義務	2013			2013	2022
57	川崎市ウェルフェアイノベーション推進計画	高齢化等に伴う社会的課題を産業の力を活用して解決することを目指す「ウェルフェアイノベーション」の推進を図るため、4つの取組方針とともに、具体的に実施していく事業内容を取りまとめた推進計画を策定した。	—	—	2013		1	2014	2016
58	川崎市中央卸売市場北部市場中期プラン基本計画	北部市場の今後の役割・市場機能のあり方等を明確にするともに市場の活性化を実現するための戦略や施設整備の方向性を示す。	—	—	2009		5	2009	2014
59	川崎市卸売市場経営プラン基本方針	卸売市場の位置づけ・役割、機能強化の方向、将来の需要・供給予測を踏まえた市場の設備、コストを含めた市場運営のあり方等を明確にするため策定する。	—	—	2014		0	2014	2014
60	川崎市コンテンツ産業振興ビジョン	「コンテンツを活かした産業イノベーションの推進」を基本理念に、コンテンツの創造・保護・活用を通じたコンテンツ産業の振興を図る。	—	—	2009		5	2010	2019
61	かわさき福祉産業振興ビジョン	川崎の持つ技術力やノウハウを活かした福祉用具・サービスを創出するため、市内製造事業者への支援強化を図る。	—	—	2007		7		
62	環境基本計画	環境行政を総合的かつ計画的に推進するため、環境行政の基本指針として策定するもの。	環境基本法、環境基本条例第8条	義務	1994	2011	3	2011	2020
63	生物多様性かわさき戦略	市の施策を生物多様性の保全の観点で横断的に体系整理し、総合的かつ計画的に施策を推進するための指針として策定するもの。	生物多様性基本法第13条	努力	2013		1	2013	2020
64	川崎市地球温暖化対策推進基本計画	地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、計画期間・目標・施策の基本的方向に係る事項等を定めた計画	地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3 川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例第6条	義務	2010		4	2011	2020
65	川崎市地球温暖化対策推進実施計画	基本計画に基づき、実施する措置（事務事業）を定めた計画	地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3 川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例第7条	義務	2010	2013	1	2014	2016
66	水環境保全計画	良好な水環境の保全、健全な水循環の確保	—	—	2012		2	2012	2020

計画名称	概要（計画の目的等）	根拠法令・条例	法律・政令による計画策定の義務付	策定年度（西暦）	経過年数	改訂年度（西暦）※該当がある場合	経過年数	計画期間（西暦）		
								始期	終期	
67	川崎市東日本大震災に伴う放射性物質に関する安全対策指針	東日本大震災に伴う事故由来放射性物質による環境への影響に対する市民の不安解消を図り、安全・安心な市民生活を確保するため、事故由来放射性物質を起因とした放射線に係る監視・測定、評価の目安を超えた場合の対応、情報の収集・発信等の安全対策を継続的に実施するための基本事項を定め、全庁的な取組を推進することを目的とする。	-	2012	2	2014	0			
68	第5次川崎市産業廃棄物処理指導計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5「都道府県廃棄物処理計画」に基づいて神奈川県が策定している「神奈川県廃棄物処理指導計画」を受け、本市の地域特性を考慮した上で、本市が独自に策定するものであり、廃棄物行政の基本方針、基本施策を定めた行政計画	-	1991	23	2010	4	2011	2015	
69	川崎市一般廃棄物処理基本計画	循環型社会の構築に向けて、市民・事業者・行政の協働のもと、3Rを基本として、ごみの減量とリサイクルを推進し、地球環境にやさしい持続可能な循環型のまちを目指すもの。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例（第6条）	義務	2005	9	2012	2	2005	2015
70	生ごみリサイクルプラン	市民、事業者、市が協働しながら、生ごみの発生・排出抑制、そしてリサイクルが推進されることで、生ごみが資源として有効活用されるように、持続可能な循環型の生ごみリサイクルシステムの構築を目指すもの。	-	-	2007	7		2007	2015	
71	今後のごみ焼却処理施設の整備方針	廃棄物処理施設の安全かつ安心で持続可能な循環型の廃棄物処理体制を構築する。 ・ごみ焼却処理施設について、1施設あたり稼働10～15年程度で基幹的整備を行い、長寿命化を図りながら、最終的に30年の稼働年数とし、全体で約40年サイクルとする。 これにより、市内4か所あるごみ焼却処理施設の敷地を有効活用し、3つのごみ処理施設を稼働し、残りの1か所を休止建設中とする3処理センター体制を構築する。	-	-	2011	3		2011	-	
72	第4期地域福祉計画	地域社会の課題解決に向けた体制づくりを進める	社会福祉法第107条	努力	2005	9		2014	2016	
73	第3次かわさきノーマライゼーションプラン（改定版）	障害者施策の推進、サービス、基盤の整備等（第3期障害者計画・第3期障害福祉計画）	障害者基本法第11条 障害者総合支援法第88条	義務	1997	17	2012	2	2009	2014
74	第3期川崎市ホームレス自立支援実施計画	ホームレスに関する諸問題の解決	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法	義務	2004	10		2014	2016	
75	第3期食育推進計画	食を通じた健康づくり等のための食育の推進	食育基本法第18条	努力	2008	6		2014	2016	
76	第2期かわさき健康づくり21	市民が主役の健康づくりの推進	健康増進法第8条	努力	2001	13	2011	3	2013	2022
77	第5期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	・高齢者の地域における福祉水準の向上 ・介護保険給付サービスの見込量と確保策、制度の円滑運用に向けた取組	老人福祉法第20条の8 介護保険法第117条	義務	2000	14		2012	2014	
78	川崎市地域医療計画	医療提供体制の充実強化に向けた取組を推進するための基本的な方針	医療法	-	2013	1		2013	2018	
79	川崎市障害者雇用・就労促進行動計画	障害者の雇用・就労促進を図る	-	-	2014	0		2014	2017	
80	川崎市新型インフルエンザ等対策行動計画	新型インフルエンザに対する行動計画	インフルエンザ特措法第8条	義務	2014	0		2014	-	
81	川崎市食品衛生監視指導計画	食品衛生法に基づく監視指導を効率的に実施するため、地域の実情を勘案して定める計画で、年度ごとに策定する。	食品衛生法第24条	義務	2004	10	2014	0	2014	2014
82	小田急多摩線沿線地区バリアフリー推進構想	買い物や通勤・通学などの日常生活で利用する身近な地域で高齢者や障害者など誰もが安全・快適に活動できるように、京王相模原線若葉台駅および小田急多摩線はるひ野駅・黒川駅・栗平駅・五月台駅を中心とした徒歩圏において、鉄道駅、歩行空間、公共的施設等の総合的なバリアフリー化の推進を図る。	-	-	2011	3		2012	2014	
83	JR南武支線沿線地区バリアフリー推進構想	買い物や通勤・通学などの日常生活で利用する身近な地域で高齢者や障害者など誰もが安全・快適に活動できるように、京急本線八丁畷駅およびJR南武支線尻手駅・八丁畷駅・川崎新町駅・浜川崎駅を中心とした徒歩圏において、鉄道駅、歩行空間、公共的施設等の総合的なバリアフリー化の推進を図る。	-	-	2011	3		2012	2014	
84	京急大師線沿線地区バリアフリー推進構想	買い物や通勤・通学などの日常生活で利用する身近な地域で高齢者や障害者など誰もが安全・快適に活動できるように、京急大師線港町駅・鈴木町駅・川崎大師駅・東門前駅・産業道路駅・小島新田駅を中心とした徒歩圏において、鉄道駅、歩行空間、公共的施設等の総合的なバリアフリー化の推進を図る。	-	-	2012	2		2013	2015	

計画名称	概要（計画の目的等）	根拠法令・条例	法律・政令による計画策定の義務付	策定年度（西暦）	経過年数	改訂年度（西暦）※該当がある場合	経過年数	計画期間（西暦）	
								始期	終期
85	津田山・久地・宿河原駅周辺地区バリアフリー推進構想	—	—	2013	1			2014	2017
86	中野島・稲田堤駅周辺地区バリアフリー推進構想	—	—	2013	1			2014	2016
87	多摩川リバーサイド地区整備構想	—	—	1988	26	2011	3	1989	—
88	川崎市耐震改修促進計画	建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条	努力	2006	8	2013	1	2007	2015
89	川崎市都市計画マスタープラン全体構想・区別構想	都市計画法第18条の2	義務	2007	7				
90	都市計画マスタープラン小杉駅周辺まちづくり推進地域構想	都市計画法第18条の2	義務	2008	6				
91	都市計画道路網の見直し方針	—	—	2008	6				
92	公共空間景観形成ガイドライン	景観法第8条 川崎市都市景観条例第6条	—	2014	0			2014	—
93	川崎駅周辺総合整備計画	—	—	2006	8			2006	—
94	防災まちづくりプラン	川崎市住宅基本条例第8条	—	2008	6	2011	3	2008	2016
95	登戸土地区画整理事業整備プログラム	—	—	2013	1			2013	2027
96	川崎市住宅基本計画	川崎市住宅基本条例第8条	—	1993	21	2011	3	2011	2020
97	川崎市高齢者居住安定確保計画	高齢者の居住の安定確保に関する法律	—	2011	3			2012	2014
98	公共建築物（庁舎等）に関する耐震対策実施計画	・建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条第1項 ・平成18年1月25日国土交通省告示第184号建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針	努力	2008	6			2008	2015
99	重要建築物及び特定建築物以外の庁舎等に関する耐震対策の実施方針	・建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条第1項 ・平成18年1月25日国土交通省告示第184号建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針	努力	2009	5			2009	2015（優先して実施する36棟のみ）

計画名称	概要（計画の目的等）	根拠法令・条例	法律・政令による計画策定の義務付	策定年度（西暦）	経過年数	改訂年度（西暦）※該当がある場合	経過年数	計画期間（西暦）	
								始期	終期
100	川崎市景観計画	景観法第8条	裁量	2007	7	2013	1	2007	-
101	第3次川崎市市営住宅等ストック総合活用計画（市営住宅等長寿命化計画）	公営住宅等ストック総合改善事業対象要綱	-	2011	3			2011	2020
102	道路整備プログラム	-	-	2008	6	2016年度を予定		2008	2016
103	川崎市道路維持修繕計画	（国土交通省インフラ長寿命化計画）	-	2013	1			2014	-
104	川崎市緑の基本計画	都市緑地法第4条	裁量	1995	19	2007	7	2008	2017
105	第3期川崎市緑の実施計画	川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例第9条	-	2007	7	2014	0	2008	2017
106	「かわさき臨海のもりづくり」緑化推進計画	-	-	2012	2			2012	2017
107	生田緑地ビジョン	-	-	2010	4			2011	2020
108	富士見周辺地区整備実施計画（関連）	-	-	2011	3			2011	2020
109	等々力緑地再編整備実施計画	-	-	2010	4			2011	2020
110	多摩川プラン	-	-	2007	7	2015年度を予定		2007	2015
111	二ヶ領用水総合基本計画	-	-	1993	21	2012	2	1993	-
112	自転車の適正利用に向けた駐輪場利用促進プラン	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（自転車法）	裁量	2010	4				
113	川崎駅東口周辺地区総合自転車対策基本計画	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（自転車法）	裁量	2010	4			2010	2019
114	東扇島総合物流拠点地区形成計画	-	-	2006	8	2010	4	2006	-
115	川崎港港湾計画	港湾法第3条の3	義務	1956	58	2014	0	2014	2025頃
116	京浜港共同ビジョン	-	-	2010	4			2010	2033

計画名称	概要（計画の目的等）	根拠法令・条例	法律・政令による計画策定の義務付	策定年度（西暦）	経過年数	改訂年度（西暦）※該当がある場合	経過年数	計画期間（西暦）	
								始期	終期
117	京浜港の総合的な計画		—	2011	3			2011	2033
118	国際コンテナ戦略港湾京浜港を活用した地域再生計画		—	2012	2			2012	2017
119	川崎港千鳥町再整備計画		—	2010	4			2010	—
120	利用しやすく安全で憩いとうるおいのある港づくり（防災・安全）		—	2010	4	2014	0	2010	2014
121	川崎市文化財保護活用計画		・文化財保護法 ・川崎市文化財保護条例	2013	1			2014	概ね10年間
122	教育委員会事務局（教育部）防災対策マニュアル	川崎市地域防災計画において各局に求められる教育委員会事務局（教育部）の防災計画	川崎市地域防災計画第1章第6節	2013	1	2014	0		
123	新学校防災マニュアル作成指針《確定版》	各学校において防災計画や防災マニュアルを作成するための指針	—	2006	8				
124	新学校防災マニュアル作成指針〈チェックリスト&ポイント〉改訂版	上記の指針に東日本大震災を踏まえた内容等を追補するもの	—	2011	3				
125	かわさき教育プラン	子どもから高齢者まで、全ての市民が教育・学習、文化・スポーツなどの各分野にわたって、いきいきと学びあうことのできる学習社会の実現をめざすとともに、保護者や市民の皆様と協働してさまざまな課題を解決していくことをめざす。	教育基本法第17条第2項	2004	10			2005	2014
126	川崎市立小・中学校における適正規模・適正配置の基本的な考え方	学校運営、学校経営及び児童生徒の指導等教育環境の充実を図ることを目的とし、学校の適正規模、適正配置の基本的な考え方を示す報告	学校教育法施行令第5条第2項	2003	11			2003	—
127	児童生徒の増加に対応した教育環境整備の基本的な考え方と当面の対応策について	良好な教育環境を確保することを目的とし、教育環境整備の基本的な考え方と当面の対応策を示す報告	—	2009	5			2009	—
128	市立高等学校改革推進計画	「新しい視点による学校・学科・学系の創造」を具体的に推進するために、今後10年間に実施する再編を第1次計画とし、その後に着手する再編を第2次計画として、方向性と施策を示すもの	—	2007	7			2007	2017
129	学校施設長期保全計画	学校施設について、これまでの改築を中心とした手法に替えて、改修による再生整備と予防保全により、教育環境の改善と長寿命化を図るとともに、財政支出の縮減と平準化を図っていくことを目的としています。	—	2013	1			2014	第1期取組期間として概ね10年間
130	学校教育・学校運営体制等の在り方等検討委員会	学級編制規準、教職員定数決定等の事務・権限移譲に向け、本市の学校教育・学校運営体制等の在り方を検討する。	—	2014	0				
131	「読書のまち・かわさき」子ども読書活動推進計画	子どもの読書活動の推進	子どもの読書活動の推進に関する法律第4条	2004	10	2011	3	2004	—
132	川崎市いじめ防止基本方針	いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進	いじめ防止対策推進法第12条	2014	0			2014	—
133	川崎市特別支援教育推進計画	10年間の特別支援教育の方向と体制整備についての計画書	—	2004	10			2004	2014
134	中学校完全給食の実施 川崎市立中学校給食の基本方針	生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎として、成長期にある子どもたちの食育を推進し、中学校完全給食を実施する。	・学校給食法 ・食育基本法	2013	1			2013	2016

計画名称	概要（計画の目的等）	根拠法令・条例	法律・政令による計画策定の義務付	策定年度（西暦）	経過年数	改訂年度（西暦）※該当がある場合	経過年数	計画期間（西暦）	
								始期	終期
135	川崎市教育の情報化推進計画	—	—	2011	3			2012	2016
136	上下水道局防災計画（震災対策編）	災害対策基本法	義務	2014	0				
137	上下水道局業務継続計画（震災対策編）	災害対策基本法	義務	2014	0				
138	第3次上下水道局人材育成計画	—	—	2011	3	2013	1	2012	2014
139	川崎市上下水道局新情報化基本計画	—	—	2001	13	2013	1	2014	2016
140	川崎市水道事業中長期展望	—	—	2001	13	2005 2010	9 4	2001	2016
141	川崎市工業用水道事業中長期展望	—	—	2001	13	2005 2010	9 4	2001	2016
142	川崎市下水道基本構想	—	—	2006	8			2007	2016
143	川崎市水道事業の再構築計画	—	—	2006	8	2010	4	2006	2016
144	川崎市工業用水道事業の再構築計画	—	—	2006	8	2010	4	2006	2016
145	川崎市水道事業中期計画	—	—	2013	1			2014	2016
146	川崎市工業用水道事業中期計画	—	—	2013	1			2014	2016
147	川崎市下水道事業中期計画	—	—	2013	1			2014	2016
148	川崎市上下水道局環境計画	—	—	2011	3	2013	1	2014	2016
149	第3次川崎市病院事業経営健全化計画	公立病院改革ガイドライン	—	2011	3			2012	2014
150	平成26年度病院局人材育成計画	—	—	2014	1			2014	2014

